

二八三 山寺源大夫に贈る

過刻は鬼無里村山論之義に付延享年中松原組組定連印書と申もの御示及被下
度段申上候所早速賤价に御附し被下且繪圖面迄も御添誠に御謙言等被仰下恐
入奉存候さて右一條に付今日町組の者より御役方へ内訴仕候儀有之少々勘辨
の次第も御座候に付兩三日濟方日延之義も御役方へ相願候様にと内意仕候儀
に御座候定めて其段願出可申候間御含置可被下候右得貴意度迄如此に御座候
以上

七月五日

別啓過刻微物呈覽仕候所御移等頂戴却て惶恐仕合奉存候尙拜面の上拜謝可
申上候以上

源大夫様

修理

二八三 山寺源大夫に贈る

倍御安健奉恭壽候然ば佐野村のもの一同罷出候に付蒙御案内候所今日は氣分
散々不宜罷出かね候間何分宜敷奉願候竹村君御出席も候はゞ是又乍憚可然御
致聲奉仰候以上

十三日

修理

山寺様

二八四 山寺源大夫に贈る

夜前も參堂ゆるく獲高話且種々御周旋を以酔飽を極め千萬感銘不知所謝奉
存候其節申上候顔帖御目につかけ候御藏物と御比照御覽可被成候昨宵の拜謝方
方如此御座候以上

廿六日

啓 拜覆

山寺盟臺 梧下

二八五 山寺源大夫に贈る

今朝なども春霜雪の如くに御座候ひき夫故か兎角冷々敷候彌御萬福被成御座候や奉伺候然ば江府友人の許より荷蘭風説書一本寫し差送候既に御覽も御座候歟とも奉存候へ共今日御近邊迄人之序御座候まゝ供電囑候高論其内拜面可相伺候二五八の日に演武子弟参り候所暫く令郎御見え不被成御不例にても候歟と無心許奉存候に付乍序拜問仕候今日も其日に就き必ず五六輩参じ可申候御事故も無之候はゞ御出御座候様奉存候借過日御面話仕候合藥道具の事其後一向不得命候如何の御様子に御座候や御伺申上候近日原書の眞形を以てホウキツル、モルチールを鑄立申候大分よく出来申候彈をも引續き爲造候てカノンと一同に打試申度候右には火薬も餘程費を申候へば早く申附候方都合宜しくと奉存候御様子相分り候はゞ一寸御批答奉仰候以上

二月二十二日

山寺様

二八六 山寺源大夫に贈る

此書簡聚逸
樓時代の
のなり此所
誤りなり

寒候御存問殊に雞子並に精製の蕎麥御贈惠被下佩荷無盡候蕎麥は關川の品のよし彼地の産往年試み候處香味無類に候ひき久しぶりにて妙味に飮き可申義千萬忝奉存候尙拜面御禮可申窮候借は御文稿被遣候篤と一見存付も候はゞ書加可申候先拜答迄草々以上

念四日

認置候高囑の匾字幸の御使に付相附し申候不出來御一榮可被下候

拜答

大星

二八七 山寺源大夫に贈る

昨日は貴恙拜候仕候所先々追々御輕快の御容子にて奉降心候忽御手教を以て差上置候武功紀盛御投返駿府政事録并困勉録告子篇御用の趣易き御事兩種とも御匣中に收め差上申候緩々御留め置不相妨候借松嘉も夜前如仰罷歸候長逗留にて候ひしかとも其詮も無之候先頃葛野出張中にも山岳之級階礫石の性質など諄々話し聞かせ候へども窮理の功一向無之候故にも候歟一分も通し不申

つまらぬとに手間費致し加之村方の手敷に相成候事咲止千萬に存候只今も松嘉申付と申事にて川田村の銀礦と號し形の石一かます人足にて差遣候いかなる眼睛に候やらん御一咲迄に其石一塊掛御目候平日の事には中々才子に御座候へども如何仕候ものか余り素人にて氣の毒に御座候以來は礦物の事抔打棄候様御教戒可然と奉存候猶拜眉可申上御答迄勿々頓首

七日

懼堂老盟臺 几下

啓 拜復

二八八 山寺源大夫に贈る

御再誨拜讀困勉録續の第六卷と取替差上候様奉敬諾即送上候扱松嘉事云々御尤に奉存候只今弊廬へ見え申候川田村頑石の事左様申候礦物は必天下第二山に有之ものにて其山之品階を先定め候はされは眞の有用の礦は見出しがたき事にて丁度竹藪に松藪か出と申沙汰有之とても竹藪は松たけの出處に無之存候其茸の形狀松藪に逼似候とても松藪に非る事は知者を待たすして分り候事

と申一咲候ひしとに御座候松嘉にも兼て執心の一事に候へば能々小弟の申候事に心を留め外馳の浮見を絶ち一通り山學之根基を辨し候後に物品を索し候様有之度事と存候左も無之候ては眞に無益の義に付過刻拜執中相認め候事に御座候畢竟は松嘉の才をも惜み候故如此に御座候此意幸によく通し候様奉希候忙中勿々奉復 即刻

懼堂老盟臺 几下

啓 拜復

二八九 八田競に贈る

爾後は姑不得拜眉候寒候彌御萬祥奉賀候然此節舊宅の方にて硝石製し候て御一町并代官町諸方の土無心申候此頃と相成土不足にて差困り候趣職人とも申聞候貴家などは古き御造作にも候へば御本宅并に御長家など迄も必ず硝氣多かるべく候御取らせ被下候は國用にも相成且は火難を消滅し候御一助にも相成候ものと申事に御座候間苦しからぬ所床下の掃除此ものなどに被仰付被下候ては如何や此ものは即ち其職人佐七と申ものに御座候宜しく御進止可

被下候萬祈 十月十四日

競 様

修 理

〔二九〇〕 菅沼小彌太に贈る

昨夜は深更迄大御苦勞に奉存候經宿益御萬福に御座候歟然ば昨夜の試いかにも不出來に御座候彼職人銀座に勤め候ものにて頗る功者と申事にて總兵衛召連れ候よしの所私など西洋書中に於て相心得候所に比較仕候ては並ぶべくも無之既に昨日鉛を加へ候て減じ候と増し候との如きものに御座候今朝爐底を檢査仕候に銀氣餘程有之候近日赤柴銅山にて日々灰吹に致し候銀を一見仕候所一日の間にて晝前は必ず五兩位晝後は拾兩餘に及候いつも晝前は晝後の半分位に御座候ひき是を以て存じ合せ候へば火候等も未だ手に入不申候故或は吹散し灰中に沈ませ候様の事有之不同を生じ候事と存じ申候一體昨日の試験少分量に付灰吹の火度は今少し減じ候はねばふつり合の事と存じ御存知の通り度々心付け遣し候何分職人共は自分仕覺候通より外は仕らぬものにて當惑

のものに御座候今朝尙又改め候て銀も最初のは三厘に御座候後のは五厘にて兩度共にやはり爐底の灰中には銀分有之候右に付聡と仕候試には無御座候聡と仕候所は近日山より石取寄候て洋法通一より十私手を下し可申其節乍御苦勞今一度御益檢奉願度候右の次第御勝手方へも可然奉冀候以上

八月六日

啓 拜復

〔二九二〕 藩老に呈す

沓野江部出入一條に付申上

修 理

沓野村江部村出入一條去る十八日御剪紙御請に申上候通り源大夫取斗ひ方兼ての御指圖に相觸れ下の言葉質を取り押付ケましき次第其事沓野村より差出候と存同人より差出候回談其筋一々書添差戻し候所本より一言も無之次第を彼是と自ら致回護是迄四度及回談候へ共其時々明快に説破仕候義に付一昨日の回狀には此上は伺ひ候ても御指圖を相待候より外無之段申來り候に付金吾に於ても其義可然と書添私に於ても勿論可然是迄の辨論書類不殘差上御折衷を

奉仰候様にと書添候處今朝の回談には又々存念を相變し源大夫義は是迄此事に付手前が斯く致し度と申出し金吾並私とも可然と申候へば右を又手前が變改御掛も御病中にて致し候事是迄都合三度に及ひ申候怪しむべきの極に御座候御掛も御病中にて許多の書類御煩はしかるべく又村方のものも雜費相嵩み不便にも候間評決は不致候へども見込成りに取斗らひ度と申上置き隨意に取斗らひ可申様に有之候に付右にては御掛りをも踏刻に致し候と申候もの其上此一條事は軽く候へども掛替被仰渡候以來一同罷出御指圖迄受候義既に此度も致評論候廉々可奉伺と申に至り又忽に一存にて計らひ度など餘り不道理千萬なる條申候も御掛御不快にて許多の書類御覽わけられにくく被思召尙御快方迄長引もし候事に候はゞ村方のものへは暫内歸村申渡し可然と申遣し候此末の義は差出申上候姿にて恐入候へども源大夫書類不差出右取計の義奉伺候はゞ修理と往復書類不殘差出し候様被仰渡御取上げ御覽被成下其上にて是非曲直顯明の義に御座候間御裁斷被成下度奉願候萬一御氣體尙不被成御勝書類等御覽被遊候事思召煩はされ候義に御座候はゞ其間村方のものに暫内歸村の口被仰渡度やに奉存候此段申上候以上 十一月廿四日

書簡 木挽町時代

自嘉永四年四月
至安政元年九月

嘉永四年六月十八日

二九三 山寺源大夫に贈る

拜別以來忽七八旬に及び候先以時下炎暑の所彌御萬祥被成御座候御事や御近況委く承度奉存候備其表發輒の砌は御饒別等も御丁寧に被寄思召着都後も道中阻撓も無之様子御傳聞御怡被仰下母方へも御懇に御傳聲蒙仰重疊感銘不知所謝奉存候右拜答段々の裁謝をも疾可申上之所御聞も被及被下候や最初昨冬迄拜借の御長屋に着仕夫より修覆並建次等いたし候間御殿の方へ引移罷在十日餘にして御長屋の方へ戻り候等にて度々混雜仕其内小弟例の痰喘の氣味にて久しく相難み快方候や否や木挽町に相應の家有之候と申にて其相談に取掛り候所彼是と入込候事も御座候て忙劇甚しく乍存御疎遠に打過愧悚不少奉存候幸に御諒恕可被成下候去月廿八日木挽町の方へ相談整ひ候て引越申し候不存寄御手充等被成下候にて頗る立派なる所へ罷越し剩へ此節專に砲技出精いたし候中津の藩始め下谷より参り候門人深川の方より少々遠くなり候とてかまけ候のみ其他は大抵通ひ候最寄宜しく成候とて喜び申候其上地主も諏訪莊

助殿弟にて浦上四九三郎と申人に御座候が頗る質直の仁にて何かと都合も宜しく既に此間も裏口より風と被尋候て門人共砲術演習致し居候所を被見候て是にては場所尙狭く不都合なるべく候へば今空地にて此所不用に候間園込候て都合致し候へとて二拾坪ばかりの所を借し被申候莊助殿には不承知の由に候所洋學をも竊かに講窮せられ度舎の様に見え申し其氣慨小弟の地主には頗る妙と存候儀に御座候母も御厚恩にて居宅を獲興臥候所も可なり清疎に候故大に欣暢の様子にて何よりと難有奉存候義に御座候此度書狀差上候事申候所立前の儀並に過日御懇に御傳聲被仰下候御禮宜しく申上度申出候尙色々申上度事共候へ共今信は何分多忙にて不行届候先は段々の拜謝申譯方々如此に御座候惟千萬御保慎所祈御座候頓首

六月十八日

啓 再拜

懼堂老盟臺 案下

深田孔平な
り力石村の

附啓尊嫂前へも乍憚宜しく御致聲奉仰候將譯書の義云々元豊類稿の料取戻し白井氏へ相附可申様敬諾仕候孔平も如仰久保町へ家作仕引移候含のよし

人武術修業
留の爲出府返

此節作事中的よし此間参り申聞候何卒上邸にても渠へ教授被仰附劍術なども世間並方迄には振候様仕度ものに御座候中津藩などにては繁勤にて其年齡五十六十に及び候もの迄も劍槍砲術等廢し不申者多勢の様見受候所本藩に限り拂地と相見え候て歎敷事に奉存候へども(此所不明)又申上候被仰下候綠玻璃成程先年御眼疾の節破れ候を差上置候ひき急ぎ候事には無之候へども御見出しも御座候はゞ便間木板へ御はさみ候て御擲返奉願候以上

二九三 竹村金吾に贈る

嘉永四年六
月十八日

拜啓仕候炎暑之候に御座候得共關府益御萬祥被成御座候御事や御履用委しく承度奉存候偕今春出府と罷成其後外宅仕候御手充に百金被下置候半と被仰出又々三拾金御増被成下候御事全く上の御特恩に出候義には御座候へども偏に先生御懇篤に御周旋被成下候親切に御耳提を蒙り候故の義と感激膽に銘し候義に奉存候中々筆紙に難盡候に付却て多書不仕候其段は御心諒可被成下候扱途中の拜別いかにも遺憾奉存候着府後早速段々之拜謝申上度奉存候所久々不

快に罷在深川御屋敷内にてあちこちと居所を轉じ候等にて實不得暇隙其内又木挽町居室の義に付色々多事に罷在御手数被成下候拜答も早速に不申上慚悚之至奉存候相談も調ひ候て去月廿八日引遷候處落付も不仕候に日々賀賀にて暫の間は何も手に付き不申又々今日迄御疎遠申上候段背本意候義に御座候幸に御宥恕可被成下候此度の所居地面之義御下問に候か矢張先年の於玉ヶ池同様武家地にて即ち諏訪庄助殿弟浦上四九三郎殿と申仁地主に御座候直に隣家にて頗る眞率なる人に候小弟など付合候には御舎兄々却て取飾なく面白き様被存候宅の様子も御傳聞被成下候通何も取調ひ候て母も殊の外難有かり日々欣然罷在候其上御氣遣も被成下候水替の事に候か一向其氣味も無之宅の臺所に井戸有之候所上水の流派に候故水味も至て宜しく天幸と存候義に御座候門下之義も御尋被成下奉謝候月々に相増し申候當月は入門のもの三人に御座候所去月は九人御座候ひき津侯の左右に門に登り候もの有之頗る出精に御座候侯よりも時々御下問の事有之御不審之條などは直に引返し御尋等有之勢州表并に志州海岸防禦之策御下問に付存候次第申上候所至極と御同意之趣にて御

在所へも其段被仰遣其爲御家老何某も此表へ被召呼候御様子にて三晴中津侯にてか御目通致し候節小弟へ宜しく禮申吳候様になと御懇に被仰候と申事に御座候拙文など御目にかへ候へば御自身御寫留被成候と申事に候いかにも非常之方と被存候此節御書齋修復御座候よしの所夫出來上り候はゞ参り吳候様にとの御沙汰に御座候此節小弟新製の車臺を原書に本き候て取立候所其雛形けしからず御賞譽にて御在所に於ても其形に御改造有御座度御舎のよしにて五分一の雛形製造の事御頼に御座候大藩之義に付一致致し本手に參候はゞ本邦の武備一廉の事に可有御座と存じ候義に御座候中津藩の事斷りにも可相成と風聞候よし一向跡方も無之訛傳に御座候此度の宅と相成候ては彼藩の上邸も中邸も近く成候とて諸子殊の外の悦にて日々よく致出精候深川に居り候間も少し改り候稽古之節は御用人と申老人迄も出席にて世話よく届き申候いかなる事にて右等の風聞候やらん是は本藩にて小弟の事など面白く存じ候はぬもの申出し候事にて候歟本藩には却て此様の事有之候五十ボンと砲玉着の事他に勝れずとの御沙汰に候へども其他と御稱し候は誰々にて其打候所如何

様にて此御沙汰御座候義歟不審に奉存候惟火薬を先に装し彈を後にこめ筒より打出し候ばかりは素人にて婦人小兒と雖ども出来候事に候數拾指の人規律を違へず一人の身の如くに假令敵陣より矢石を雨の如くに飛せ候中に於ても慥に働さ候法則を専らに教へ候か小弟之家法にて即ち西洋の眞傳に御座候假令玉着等の事世間俗砲家と同じく候迪も其同じからざる所は別に御座候と奉存候又況や玉着玉道等の常度を委しく講究いたし姦民の申かけを一目に看破し御用番始め素人にて正論透り不申候に付差出し置候書類残らず取下げ候て出府後尙又明細注脚を下し御手許へ差上候所尤に被思召被下置候よし此一事に於ても俗砲者流とは伍を同じくし候はぬ心得に御座候右書類草本を杉田成卿等へ見せ候所成卿も殊の外致威服大に砲家の心得に成り候事とて其藩の砲術家には一通つゝ寫させ候趣に承り候其外にても大分傳寫候よしに御座候如此其學に長し其識御座候人に動かぬ議論と被思候程の筋に無之候て何と致し御料所等へ拘り殊に御用番等を相手に致し強々申張候事出来候はん此表へ出て御上御始め成卿等の洋學窮理に精しきものいかにも尤もと御座候にて

其御地の素人衆も閉口後悔可被申と存候義に御座候然るを先生より他に異ならず杯被仰下候はちとく不満に奉存候故爰に一言相認め候義に御座候借令愛君御疱瘡の事御丁寧に被仰下けく恐入候定期通り立派に御かせ候由安心大慶仕候途中拜顔之次陸々拜謝も不申上候か種痘の御禮とて何よりの御品被下又御餞別にとて御手重の品拜戴何共悚感之次第に奉存候是等乍憚尊妹へも可然御致謝奉希候近日少々落付其上先達より御書中にも被仰下候通り餘り頻に感冒仕候に付皮表の締り悪しく成り候と存じ毎朝冷水三桶宛あみ候事に仕久しく風邪にも遠り候て手隙を得候まゝ段々の拜謝御手教の拜答遅緩の申譯旁申上候尙色々申上度御座候へども餘は可期後音候惟爲衆折角御多愛所祈に御座候以上

六月十八日

啓 再拜

竹村先生 臺下

嘉永四年六月十八日

〔二九四〕 増田助之亟高野車之助に贈る

着府後も度々御手教被下奉多謝候其表出立前も何かと御周旋御餞別等も御丁寧に被寄思召重疊感銘之至奉存候着府後も轉居彼是殊の外多忙にて稽緩愧悚不少候幸に御諒恕可被下候扱傳七より受取候て切手も高野君へ上げ候筈にて遂大延引に相成候此度兩様とも附送候間宜しく御取はからひ可被下候十三ドイムガラナート壹つ鑄直させ候約束に付鑄直し候迄此分御引被下候ても可然候演習の爲ガラナートも多き方可然候近日三好小三郎森安藏其外拾人ばかり久能氏の銃砲出來其打試として浦賀へ罷越し候所折節彼地に於ても下曾根殿門人地附の與方同心等にて致稽古打總數百發餘の様子に候處其中にて三好等大に出來候評判にて就中十三ドイムモルチール皆々感心候よしにて筒並臺の圖なども彼地のものを寫し取候と申事に候稠人中にて大に面目に候ひしと罷歸悦び申聞候此節藤堂候御左右よりも入門の人有之頻に致出精候よりも時々御下間に御座候頗鋭敏の御様子にて當今爲すことある御方と被存候拙文など入御覽候に御自身御筆録被成候よしに御座候中津藩諸士不斷出精にて此度引移り候宅其藩邸と切迫候とて皆大喜にて晝前當番に出かけなど候て參り候も

三好小三郎
森安藏
丹波紀伊守
久能氏
共
に
な
り
の
門
弟
山
能
共

のも有之候彼藩などにては五六十の老人などもよく見え申候本藩などの風習とは餘程違ひ候様被存候中津の大砲も多分八月中に演習可致存じ罷在候尙其以前期日大凡にわかり候はゞ御知らせ可申候先は出立前よりの御禮貴答旁如此に御座候時氣折角御多愛所祈御座候以上

六月十八日

啓 再拜

増田 二君 足下
高野

二九五 林辰之進に贈る

嘉永四年七月九日

甚暑之節倍御無恙奉拜慶候然ば御細工ものゝ事私も出府以來暫不快にて引込居又木挽町五丁目へ轉居候等の混雜にて御催促も不申候處此度身筒出來候に付御仕上被下候分西村大八郎子迄御出し被下度奉希候片端より段々に御仕上被下候思召にて未御不調に候はゞ責て拾挺分早速西村迄御遣し可被下候此節西村も臺の細工に掛り居候て近日既に身筒の形を送り呉候様に申遣し候に付相送り候義に御座候其節もからくりの分貴君より落手取付候様申越し候義に

御座候餘り延引に相成候ても甚恐入候事且からくり御手後れに被成下候と外細工の差支に相成候間何分御果敢取被下候様奉萬祈候御引受の分出來上り候はゞ又々五六十挺御あつらへ申度御前借の所も御都合よく取計らひ可申候何分武器の事にて候間期日後れ候ては不都合に御座候先は前段拾挺の所御催促迄如此に御座候暑威折角御多愛所祈に候以上

七月九日

修理

辰之進様

猶々四五十挺の御引受あれば前借何程六十挺なればいか程御所望と申事貴答被下候節一寸御申送り被下度候以上

二九六 片山仙左衛門に與ふ

嘉永四年七月廿三日

西洋砲學眞傳免許狀

- 一砲兵隊長號令法
- 一長短かのん表

一大小ほうむつる表

一大小もるちいる表

以上

貴殿早歳大砲之術を以て家を成され候所尙君國之御爲に心を被懸高年の今に及て再び節を某に屈し祁寒暑雨といへども無怠慢西洋眞傳之砲學被遂修業候條感歎之至に候依之今般目次之通令附屬候畢以後貴殿へ從學頼入候者有之候はゞ教學之分を正し其等に循ひ可有指南者也仍而免許狀如件

嘉永四年辛亥七月二十三日

佐久間修理

大星明

片山仙左衛門殿

二九七 島津文三郎に與ふ

嘉永四年八月十日

貴殿西洋銃兵之法入門以來無怠慢御心掛立法歩法銃器のあつかひ正斜左右進退回旋諸則凡そ一人に係り候業御習熟候に付今般一等を進め隊列法令教授候

書簡 一九七

四〇一

但隊を結び陣を連ると雖其利鈍の本は一人の業に外ならず候間兼て御習熟候所尙無油斷可有精研者也

嘉永四年辛亥八月十日

佐久間修理

啓明

島津文三郎殿

二九八 恩田頼母に贈る

嘉永四年九月十八日

拜啓次第に劇忙に罷成從て久しく御動靜をも不奉伺畢竟は深き御雅愛の程を奉特候ての義と申なから愧悚の至奉存候借又先頃は御投書被成下御譴責を蒙らず候のみに無御座御丁寧に奉荷御存眷卜居の義も御悦被成下殊に時候の御尋ねとて白玉粉一箱蒙御惠賜重疊感戴拜謝の可申上様も無御座難有奉存候且今年夏秋非常の熱毒にも尊體益御萬福之御様子詳悉仕深く奉慰勤企候義に御座候小生此節之様子御下問被成下奉謝上候中津藩次第に信從候もの多く月に三度づゝ其下邸へ高輪二本榎に有之候送迎は駕籠と申事には馬の方似合可申と事愚

意を申候て送迎馬にてせられ候罷越し候て兵士に進退分合の節度を習はせ申候近來は大に歩を進め候もの有之鼓角の節奏も稍法の如く相成候此分にて歳月を重ね候はゞ一廉可觀ものに至り可申候津候にも追々御信用被下候て藩中より九人歟稽古に參り候乍然未だ格別の英才を得不申候左倉候よりは被命候て近日四人入塾仕候是迄の塾生と合せ拾三人に御座候何かいかにも混雜仕候義に御座候日々稽古にて塾生は早晨より打掛り申候外よりも中津藩因州藩長岡藩上田藩等よりは早朝より朝晝の辨當なと持參候者も有之日々三拾人缺け候事先は無之少し賑かと存候へば四拾人に餘り申候故教授仕候も甚世話布罷在候本業も無之事に授らず箇様の次第にて奇怪なる事と奉存候乍去當今世に益も無之詩文等閑言語の世話致し居候よりは遙に増したる事と存候て勉勵仕候義に御座候御一笑可被成下候左倉藩門人十人有之候所一人は兼松繁藏と申候て高島四郎大夫が弟子にて江川氏など一同に致修業其比皆傳の者と世間にも被稱小生江川へ參り候頃は先輩と禮敬候ものに御座候然る所其者却て贅を納れ候て門人と稱し候などわづか七八年の間に不思議なる事に御座候又其一人は齋藤碩

五郎と申候て繁藏の弟にて砲術を以て家を興し候者に御座候是は江川の門人にて忠兵衛など、一同葦山へ参り居皆傳を得候て其在所にては教授を專に仕候者の由然る所君命とは申もの、節を屈し候て入塾仕少年の者一同専ら勉強いたし候は中々感し入候者と奉存候他藩には箇様の者多く有之候故よき筋も早く一藩に開け候歟と被存候中津藩などには事を執り候役人の内に人物有之天下の御爲に海防人數と被命候て夫々厚く手充も有之砲術など致懈怠未熟に候ものは容易ならざる罪科に付隠居致させへくなと申存念の由懈り候へは嚴罰あり勤め候へは重賞ありと申仕向け故に砲術のみに限らず何藝もよく仕候者多く候様に被存候近日浦賀へ罷越候て彼地へ近來参り候東西諸藩人筆蹟を得申候其内尤も感心仕候はアメリカ人に此方の同心其船の今まで過き來り候海路を尋ね候所其同心の懐ろ紙を取り候て例の石墨を以て五大洲の略を畫き夫々海路の線を引き候二枚勿々の筆に候へとも五大洲の形狀布置圖を按して認め候とても此上あるましく被存候程に御座候いかにも地理の學など手に入候事と被存候此は跋を作り候て一幅に仕候間後便跋語可奉入御覽候又アメリ

カの象棋を傳へ申候頗る面白きものに御座候兵法に似候所は是迄の碁も象棋も及び不申殊に敵のこまを取ると申事なく夫をわか物として使ひ候趣向孫子の必以全争於天下之意に叶ひ候て意外の考に御座候餘り珍布候故近日譜を作り申候桐翁先生へも御目にかけてと存居候へとも寫手も無之延引仕候是も後便閑を得候は、御慰に可入御覽候色々申上度義も御座候へとも多忙に付御惠賜の拜謝旁早々申上縮候時氣折角御保重被遊候様奉祈候以上

九月十八日

啓頓首拜覆

正 誼 老 臺 執 事

附啓熊三郎歸藩の節託して呈覽仕候品は猶末に御座候へとも津侯より御贈り被下候品に付かく有名の侯より賜を受候と申も長々の御高誼を蒙り候故と奉存候に付心計りに呈上仕金吾へも同じ志にて贈り候義に御座候其節も書狀差上候心得の所難去幹事出來遂夫なりに呈書不仕候義簡慢の罪實に道所無御座奉存候幸に御海容可被成下候頓首

嘉永四年十月五日

二九九 恩田頼母に贈る

眞田志摩

拜啓仕候此表も朝夕は大に冷氣に相成候其御地定て霜寒の候と奉存候御動履益御萬祥被爲入候歟奉敬問候時に昨日依田甚兵衛妻看病にて其御地へ出立仕候趣承り上邸へ罷出候處新執政も著府御座候由に付候問仕候處何歟以の外に御用にて取込れ候と申事にて他日參□□事にて面言は不仕候郎中にて承候へば其著御座候當日なども御逢など長く有之候歟退出も遅く候ひし趣に御座候此度新執政出掛られ候事誰に承り候ても聊か突留候事存知候もの無之本より其筈の事には候へども顯然□□往を以て來を察し候にいづれにも其表に一變革御座候事と被存候此義公明正大の君子手を揃へ御國家の大本より興り御紀綱を一新候事に候はゞ幸甚の事に候はんが萬一左なくして執事に意を得ざるの黨與有之或は其間にて首鼠の兩端を持し彼の壘頭を占め候賤丈夫輩私利を失はぬ謀にて取揃へ新執政衆も少年客氣を以て事を計られ候はゞ其名其形或は是に近く候とも其實其心既に非に候へば孟子の所謂生於其心害於其

眞田志摩、
鎌原伊野右、
衛門

政にて夫はく容易ならざる義と竊に恐縮仕候乍然事爰に至り且小生閑散孤立の者に候へば如何とも力の盡し方も無御座候因て唯一言の忠告を執事へ申上候是は久しく高誼を拜戴罷在候に付如此に御座候幸に御心を被爲留被下度奉冀候能く大觀候へば毀譽得喪は片雲の空に起滅するが如くにて實に意にかくるに足らず畢竟勿々視候事軽く踏占め候所浮き候故に其起滅に隨て吾心を轉ぜらるゝにて候憚入候申上方に御座候へども成程執事の御施設上奉敬服かね候義も御座候夫は御賛襄申上候ものに其人を得させられず其爲に□□義幾多御座候義と被奉察候乍然執事御資質當今實に其比なく候へば此節或は御不得意の事御座候とも遠からずして又思召を被爲得候事なからずやはと奉存候間何分にも御進退の所乍憚御立派に被遊候様奉祈上候遠くこれを□□し近くこれを自身の上に省み候に世に逆境と稱し候もの則ち皆我鍊磨の地にて其心を懲らし性を忍てその能くせざる所を増益し候事其後よりこれを見候に甚幸なる事の様奉存候因て執事の御上にも萬一御不得意の御事御座候はゞ其所を以て是迄能くせさせられざる所を御増益被遊候様に乍憚被爲御心付度奉企

正誼館記は
上巻三百四
十三頁に出

望候其綱領條目は先年既に正誼館記に認め差上置候義に付爰に重複不仕候唯返すも御自重被遊一段と御志氣を引立てさせられ候様奉祈候突然御威重を奉犯候義恐入候へども兼々御不棄を蒙り候上は一言申上ざることを得ざる義に付如此御座候餘は奉期後便候恐懼頓首

十月五日

啓 拜

正誼老臺 執事

久かたのおほそらわたる月たにもはるれはかくる世にそありける

なか／＼にかけぬれはこそ照る月の光みちぬる夜半もありけれ

世の中は古今ともに皆如此ものに奉存候以上

三〇三 林辰之進に贈る

嘉永四年十
月廿二日

次第に霜威も相増し候彌御安泰被成御起居候や奉伺候然れば先頃も一書呈上ドントロ銃鑄物下地にて御見せ可被下と申御約束の所今に一ツも御示し不被下如何の義やと申事申上候ひさ然る所尙御便も無御座候ま、猶又如此に御座

候打金の形などは甚六ヶしき所に候間もし御仕上被下候ても申分御座候とあしく候間其下地の所にて一覽仕度と申に御座候其次第に依り候ては御目にかへ候ひさ二組の内一ツ差上申べくも可致と存候義に御座候上より御沙汰御座候品の義に付無相違早く出来候様仕度候此表に於ても砲術門人殊の外多く相成り既に奥平様にても御家中残らず私の流義に相成り一時に七十三人入門にて猶輕卒の分は追々入門と申事にて是迄の和流砲術一切廢せられ候に付御細工法の如くにだに参り候得ば御内用の外尙いくらも御世話可申候其外諸藩に門人有之御旗本の衆とも取合せ只今百二十人ばかり有之候間夫等も新製をば皆ほしがかり居候随分一廉の御内職に相成り可申奉存候いづれにも御約束通り荒すりにて一組御見せ可被下候多忙中用事のみ草々以上

十月廿二日

修理

辰之進様

三〇二 三好小三郎に與ふ

嘉永四年十
月

- 一立法
- 一頭の向きやう左右
- 一右向法
- 一左向法
- 一左向回りやう
- 一步法 直斜
- 一止法
- 一小銃持やう
- 一同あつかひ法
- 一同こめ方 十二段 四段 急
- 一打方 直斜
- 一二列打方
- 一人數組方

- 一點足法 一替足法 一急足法
- 一正面進みやう
- 一側面進みやう
- 一向き方正しやう
- 一隊伍回り方左右

以上小銃

- 一野戰大小地砲使用法
- 一攻城地砲使用法
- 一守城海岸地砲使用法
- 一長釘人砲使用法
- 一大小天砲使用法
- 一砲身並砲車圖式及砲家に用ふるさまぐの器械圖
- 一砲身砲車砲隄砲床等名目
- 一三才諸砲裝藥分量

- 一 同射擲遠近
- 一 遠近測量
- 一 ねらひ規則
- 一 三才諸砲さまざまの打方
- 一 同時所位
- 一 諸火術

以上大砲

貴殿入門以來篤く心懸修業有之追々上達被申候に付右の通教授の事令免許候但西洋砲學廣深之事に候間猶無怠慢可有勤修者也

嘉永四年十月

三好小三郎殿

嘉永四年十一月十六日

三〇三 長谷川深美に贈る

霜威日に烈しく相成候所彌御安健珍重奉存候然は御在府中御内話も候ひし村

村上英俊

上生外宅之事其後隨分無油斷心斷遣し候へども相應之所無之今日に至り候處此節一ヶ所有之候趣にて場所は萱場町に候故醫業致し候には最寄よろしく御座候委細之義は當人より申上候に付相略し申候かねて御内話の節も左様申候通りとても醫業にても少し行はれ不申候ては小給に就き何分活計に差支候義に付何とか御助力不被成下候ては難相叶次第に御座候此表賣居の家も澤山有之候へども或は市中の地面にて物かゝり多く又は武家地にても輕き御家人の地などに候へば餘計に先納をはたられ候には困り候ものに付夫等擇み候と善き所は隨分少きものに御座候此度の如く最寄も宜く地主も良き趣にて宅の様子も大分都合よきなと申は拂底なる義に付何分も宜く御周旋被下度奉希候今日當人罷越し此段私方も相願吳候様頼みに付如此御座候時下衆の爲折角御多愛所祈御座候頓首

十一月十六日

啓 再拜

長谷川君 几下

嘉永四年十
一月十七日

三〇三 白井平左衛門に贈る

附啓此一封御序に御遞送奉希候

霜寒彌御健安奉拜慶候然ば此間は御内書被下金忠蔭にて愚弟を批議いたし不
埒至極に付離門候様被仰下御尤之御事に奉存候然所蔭言は小人之常事にて聖
賢之事をも君長至尊之義をも蔭にてとかくいろひ候事まゝある事に候所夫は
其まゝにして差置候事に御座候去らば表向候所にて批判出來候事かと申す
に夫は本より根據もなき私言の事に候へば其人に對し候ては一言も出不申是
は小人之常態と申ものにて實は深く咎むるにも足らざる様被存候其上彼か祖
父綱左と申人は先子の執友にて其緣故にて雪庵も渠も門人に御座候渠又愚弟
へ入門候へば古人之申三世の通家と申様のものに付大抵の事は差ゆるし置き
候心得に御座候愚弟の心得は左様に候へどもかれ本小人の事に候へば猶々不
義理を重ね容赦成兼候様之事に至るましも難申其時は愚弟とても不得已事
も可有之候乍去先成丈は差ゆるし置度候但毎々老兄より御深切に被仰下候條

白井此時在
京足輕奉行
兼作事奉行
たり

は千萬奉感謝候委細は尙拜面可申上候扱爰に一事御煩はし申度事御座候御隣
長屋に寓し候雨宮左京の義に御座候先年愚弟手支之節所持之西洋書を引當に
六圓用たせ候事御座候夫等之事も有之候に付昨年夏中當人差支之趣を以て
都合致吳候様頼候故兩度に三十一圓用達遣し尤其節は來月末とか何とか申事
に候所其時限戻しも不仕乍去愚弟も返されず候ても何之手支も其節は無之候
に付催促も不申當秋益後迄其儘致置き候所當年は卜居彼是にて多分入増候て
外藩懇志之者より少々貸借候位之事に付其外手回の事を申候て早速償ひ候様
申越候所陸々挨拶も不仕私方へいづれ参り候様申候ても一向に参り不申度々
紙中にて申坂本才助杯を以ても申させ候所一切返事と申もの無之愚弟御屋
敷へ出候序に立寄見候てもいつも留守と申事にて其時に私方へ参り候様留守
居のものへ申置き候へども其後遂参り不申餘り不埒之事に存申候是も貴君忠
兵衛を濟ぬと御申候様に申候へば差ゆるしがたき筋に候へ共是も只今にて
こそ門人のあつかひに候へども見どもの時は親しく友とも致し候もの且其母
には人よりも其以前之交りを以て見捨吳れ候たと申頼みをも受け居候事に付

堪忍致し置き候事に御座候乍然此節愚弟手許大に差支候間何分にも御厄介乍ら御長屋へ召呼ばれ以前六圓之借用も候間夫丈差引き貳拾五圓は近日之内致才覺差戻し候様被仰舍被下度奉萬冀候何分義理を辨へ候様御教諭可被下候御用多之御中かゝる事御煩はし申候は極て恐入候へ共何分可然様奉希候至禱至祈

十一月十七日

啓 拜手

白井君 臺下

嘉永四年十一月

三〇四 大槻龍之進に與へし免許狀稿

西洋眞傳砲術免許狀

一立法

一頭の向けやう右左

一右向左向右向回りやう

一步法直斜

一止法

一小銃持やう

一同あつかひやう

一同こめ方 十二段 四段 急

一同打方直斜

一二列打方

一人數組方

一點足法

一替足法

一急足法

一正面進みやう

一側面進み様

一向け方直しやう 目良

一隊伍回し方左右 三谷

(括弧内の分は附箋)

察するに括弧内は目良造酒は三谷左馬に授與せし免

以上小銃

許狀に書き加へしもの
にて大規模の
與へしものに
加へしもの
しに無かりし
なるべし

- 一 山用三斤地砲使用法
- 一 (同十二拇長人砲使用法目良三谷) (括弧内の分は附箋)
- 一 野戦六斤地砲使用法
- 一 同十二斤地砲使用法
- 一 同柘榴彈裝法
- 一 同十五拇人砲使用法
- 一 攻城二十拇人砲使用法
- 一 十三拇天砲使用法
- 一 二十拇天砲使用法
- 一 二十九拇天砲使用法
- 一 各種砲身並砲車圖式
- 一 三才諸砲裝置分量
- 一 同射擲遠近

- 一 遠近測量
- 一 ねらひ規則
- 一 三才諸砲さまゝの打方
- 一 同時所位の心得
- 一 諸火術

以上大銃

貴殿今夏入門以來篤く心懸日々出精修業せられ感入今般歸郷被申候に付此卷
 附屬候畢某元來此術を講習候事偏に家國天下の御爲を存じ候迄にて世間卑に
 臨んで高を爲さんと欲するものゝ比にあらず故に勤苦して發明する所の業と
 いへども初よりこれを隠秘せず此邦に良法奇術を心得たるもの一人も多くあ
 らん事某の志願也去れば貴殿歸郷の後其人を得て指南有之義尤も以て可然候
 但修業の日甚淺く某の意に満ざる所猶多し且西洋火砲の術甚廣博にして某と
 いへども猶盡さざる所少からず候間自ら其及ばざる所を取り且暮無怠慢習熟
 續て可有請益者也

嘉永四年十一月

大槻龍之進殿

四二〇 佐久間修理

嘉永四年十一月三日

三〇五 八田慎藏に贈る

廿四日付尊大人御計聞到來誠以絶驚言語道斷之至御座候貴君御始御家内様御傷悼いかばかりと察入候御事に御座候幼年より殊に御懇意も被下しかも御同庚に候故御互に未永く垂白迄も御力に致しも成りも仕候半と存候ひし所當年などかゝる御事の御座候はんとは思ひも寄らず唯夢とのみ被存候母始め小妾ども、何共可申上やうも無之御不幸とて御悔み宜しく申上度段申出候御別紙御容體書をも致拜見候所西洋にて「スワルテシーキ」と申御症と被存候至て難治のものに候へどもしかし四月中甚敷御黒便御座候節より御刺絡をも屢々致し温暖のもの一切御禁じ勿論御禁酒被成冷飲冷食のみ御用ひたとひ茶等御上り候にも冷たるをばかり御上り酸き味のものを不斷御かてもものにも被成候様御心附御薬用も其御症に應じ候ものを御用ひ被成候はゞ此御大變に被及まじく

と奉存候然る所私も此表に罷在其御地には夫等の御症と明白に存候醫者も無之此大故に至り候義と残念に奉存候且其御初發より其容體等一切不被仰下候事近頃遺恨の事に奉存候夫れと申も畢竟西洋の醫方等も開け不申候故自然と右様の御症をも輕き御事と醫者も存じ其心得にて御話をも致し候故格別の御重症とも御心附かれず此極に到り候事と被察候扱々不及是非次第に御座候乍然夫れも是れも皆定りたる御命數の所致可有御座候へば深く御恨悔も御無用に奉存候唯理を以て御節哀御毀瘠に不被過候様所祈御座候然れば此兩種不腆の至候へ共御靈前へ御供被下度致送上候宜しく御告羞可被下候乍憚北堂君令弟へも御悔可然御致意被下度候先は拜弔迄如此御座候唯御自愛のみ奉禱候以上

十二月三日

慎藏様

修理

嘉永四年十一月五日

三〇六 林辰之進に贈る

書簡 二〇六

互寒彌御安奉慶候先頃は御手帖被下候所折節奥平様御頼之大砲打ためしにて上總へ罷越し候用意最中にて晝夜無寸暇心外御無音恐入候又々御催促被仰下候に付今信金子差上申候七兩の所過日西村より三圓御取替申候よしに付四圓御收可被下候からくり三十挺竹村殿へ御出し被下度候來年の御仕事も大分可有之候來年分は少し地板をも改め度所有之候十分に手本を作らせ差上候心得にて此節取かゝらせ居候兎角いつも多忙に付要用のみ如此御座候寒威折角御厭可被成候以上

十二月五日

辰之進様

修理

嘉永四年十二月六日

三〇七 宮本慎助に贈る

別來御疎遠愧入候其表發軔之節も御丁寧御餞別等被下感刻之至奉存候其後は絶て御禮も不申簡忽之段幸に御容恕可被下候日來寒威相加候御母堂様御始彌御清健に御座候歎爰許幸にいづれも頑全候間乍慮外御放念被下度候近來一齋

伊木億右衛門

先生も八十の賀筵有之候至て健に御出候匾字一枚到來候所賢友山下の御住居には丁度適當候様存候まゝ致贈上候御咲收可被下候少々御厄介に相成度義も御座候別紙にて御承知被下度先は御疎遠の申譯旁如此に御座候乍憚御母堂様へも宜しく御致意可被下伊木御祖母様へも可然希候億君より過日認ものゝ事申來候多忙にて未了いづれ年内には責を塞き可申候間是も御序に御一聲所祈御座候寒候千萬御自愛候様奉存候以上

十二月六日

宮本賢友

啓白

三〇八 中俣一平に贈る

嘉永四年十二月七日

寒威相増し候處御上益御機嫌克被遊御座恐悅至極奉存候然ば此間被仰出候十廿野戰砲十五掛長ホウウキツ、ル圖奉差上候宜く御取計可被下候過日御尋被下候節も御話仕候通是迄の圖は門人共へも借し遣し鑄物師などへも下げ遣し候て手あかも付き居り御手許へ差上候義恐入候間別段に仕立て序に銃耳の

書簡 二〇八

四二三

所を切斷仕候圖をも認候義に御座候是は其儘御留被遊被下置候様仕度奉存候
總て宣布奉願候以上

十二月七日

中俣一平様

佐久間修理

嘉永五年正月十九日
中俣は側納戸役

三〇九 中俣一平に贈る

剩寒兎角磷かね候所彌御清安奉恭賀候然ばウエイランド詞書御手許御用に付
返上仕候是は此節一四七の日西洋書輪讀等も始め置き御在所表より修業願ひ
罷出候ものゝ爲にも殊の外の必用のものにて此書無御座候ては盲者の杖を失
ひ水母の蝦に離れ候様にて甚當惑之仕合に御座候右之段御垂憐を蒙り候て御
用明きに相成候はゞ又々拜借被仰付被下置候様賢之助安世等迄一同奉願候義
に御座候何分其段御序を以て可然御執成之程奉願候御書物は都合本六冊に
御座候以上

十九日

佐久間修理

塾生磯川賢
之助甥北山
安世

中俣一平様

三一〇 宮本慎助に贈る

新禧愛度申納候御揃彌御平安被成御超歳慶賀此事に限り申候弊家老少幸に瓦
全候間御放念被下度候先は年頭御祝詞得貴意度如此御座候恐惶謹言

正月二十二日

佐久間修理

大星明

宮本慎助様

人々御中

猶々舊臘は御細答其上雨宮生之二十五圓御廻し被下千萬奉謝候然に其節も
被仰下候通彼生事是迄の如く空しく歳月を費し内願の筋も調はず不用に金
錢を使ひ棄候始末にては行々濟かね候事に付存切り御在所表へ罷歸り候様
勸め可申様被仰下至極御同意に存じ候事に御座候然る所舊冬々大御番與力
石祿と申事にて二百村上と申へ相談大抵に相調ひ此度は十に十間達無之其家

嘉永五年正月廿二日

は砲術など教授候家にて既に桑名仙左衛門老人なども其先代の門人にて候よし親類なども立派なる事にて松平和泉様御家老鈴木權大夫なども近親の様子にて此方様御留守居迄も内々問合等有之妻女に成り候娘と年格好も宜しく引越しに相成候へば直に家督致し三月中は大阪在番に上り候都合と申事にて老母一人の外厄介等無之先代のなくなり候を秘し置き候ての養子と申事に付誠に都合よき事と存じ申候其親類共方も拙者弟分にて遣しもらひ度と申頼有之候持參は二百金にて結納の節百五十金引越の節五十金持參候様にと申事に御座候尤も是非來月は引越と申事に致度と先方急ぎ候事に付結納迄に五十金出し候て追々引越迄に二百金の數揃へ候様なれば夫にても宜しくと申事に御座候乍然成り候事に候はゞ結納に百金は遣し度様に存し申候先方にてても大坂在番の年に當り居候故是非相應のもの見付候はねば叶はぬ様子に就き至極妙と可申候其上其表後室の貞操の様子をも其老母と申すもの^{年六十餘}聞及其様の善き人に候はゞ同居に致し度と慕はしく存じ居候との事是又絶妙と存じ申候當人も近日私方へ參り何分厄介に頼み候と申

事にて候所内心には至極妙と存じ候へども只今迄餘り不詰にも候ひし故いづれにも西山氏に坂本氏にても一同參り被頼候はば承知可申と挨拶致し置き候但先方より内々頼みも回り急ぎの趣に付今日迄兩子は見え不申候へども不取敢此事報聞申候依て此書狀届き次第持參金の所は乍御苦惱御都合被下此表御勘定吟味の手迄也とも西山と拙者名充にて早速御繰出し可被下候此度は萬に萬調ひ可申事と存じ候へども乍去人事にて候へばいかなる間違有之破談に成るまじとも難申候左候節は其金は直に其表へ繰戻し當人の手に渡らぬ様取計ひ可申候此度は拙者に於ても甚だ妙と存じ何分も相談調ひ多年の志願を叶へさせ度存じ候故此段得貴意候事に御座候後室へも其段御話し可然御取計らひ頼入奉存候以上

三二二 中俣一平に贈る

餘寒兎角甚しく御座候益御安健奉壽候然ばフランス詞書^{オランダ語に}譯するもの奉差上候可然様奉願候極密は村上榮俊フランス語を和語にて譯し一部の書を取立

嘉永五年一月廿三日

度と申事候て内々回し置き大延引仕候夫是宜く御回護可被成下候以上

廿三日

中俣 一平様

佐久間修理

嘉永五年正月廿七日か

三一三 佐藤安喜に贈る

冬とても無之寒氣に御座候處彌御健安珍重奉慶候然ば先日入貴覽候臺場雛形此節萩藩にて差掛り借用申度と申事に御座候依て此人差出し候間一と先御返し可被下候御役方へは別に造らせ候て差出可申候忙中用事のみ草々頓首

正月廿七日

佐藤 安喜様

佐久間修理

嘉永五年二月十三日

三一三 雨宮村上誠之丞に贈る

今日は愛度存候何故遅刻にや千萬不審に御座候先刻村上より納幣参り申候代金は五種にて五百疋に御座候貴様昨夜御申候とは五分一の相違に候あまり遅

刻にては如何とて宗五郎只今に扣へ居候早々御出むき可被成候貳拾兩は某用意致し置き候先取急ぎ申進候以上

二月十三日

修理

誠之丞様

三一四 宮本慎助に贈る

嘉永五年二月十四日

餘寒猶嚴敷候處彌御休安珍重之至奉存候然ば雨宮生義に付先頃中兩書を發し候所前書の御返事四五日前相達し拜見申候被仰下候次第餘議もなき事に存じ候へとも當人も數年の願にて又此度の如き好場所も是迄とても無之此末も再びあるまじく扱又當人の存念も此度の義調はず候へば兎てもおめくと在所表へも歸られ不申剃髮にても致し候はんたと決心の様子に見受申候依て是迄かの後室も當人の意に任せ候はんと被申候義に付此所にてはもしく貴様御手にて御繰合も出来かね候程の事に至り候は、後室暮され方を減じ候て也何とか工夫御つけ被下候様致し度存じ申候是は當人よりは申かね候事に候へど

も私並に西山氏より冀ひ候所に御座候此方一人のしうとめと申もの母也至て
 よき人にて先便書中にも認め候通其表の後室にも同居致しもらひ度と申候程
 の事のよし之趣に候へば其表の暮され方は其本を減じ候ても子細も無之直に
 家督致し候義に付何分他日に氣遣ひも無之事に御座候只億萬の一を氣遣ひ候
 へば兩宮生實子無之間に命短く候時こまり候なと申事あるまじきに無之候へ
 ども萬々一右様の節は西山氏いか様にも兄弟の義に付引受世話可申と被申候
 右之趣書状も出され候よしに御座候何分も此所にて早速一御工夫被下候様致
 し申度候人一人の義かの後室よりは子一人の浮沈此一舉に有之候事に付御勘
 辨可被下候幸此度三村氏御内用にて其表へ被參候に付委細の義は此人へ頼み
 遣し候何分も此歸府の節儘かなる便にも候へば貳百金御送り被下候様所祈御
 座候昨日結納も無滞仕舞申候廿五日彌引越に決し申候昨日も持參金之義不都
 合と申事に付私よりも貳拾圓才覺致し遣し申候何分も此度は速に事を調へ候
 様致し申度候後室へも宜しく御傳聲乍憚奉願候以上

二月十四日

大 星 拜

宮 本 賢 友

三一五 側納戸役に贈る

嘉永五年二
月十五日

以手紙致啓上候春寒退兼候得共御上益御機嫌克被遊御座恐悅至極奉存候各様
 にも彌御安泰珍重奉賀候然ば拙著礫學圖編彫刻之義多少の御手數に相成彌成
 本に至り難有仕合奉存候依之一部献上仕候御序を以て宜敷御取計被下度奉頼
 候外に加州製落雁加州様御上りにも相成候品と申事にて門下より致到來候に
 就き是又御慰迄に奉入御覽候總て可然様奉冀候右得貴意度如此御座候以上

二月十五日

猶々御□等の義は乍御手數宜しく奉頼候

三一六 山寺源大夫に贈る

嘉永五年二
月二十九日

二月晦日夜の御手誨拜接如舊御健安の御容子詳悉仕浣慰の至奉存候被思召寄
 栗粉製の寒具荷御送惠感佩不已奉存候倍此表の義をも三村氏より具に蒙御承

書 簡 二二六

四三一

知候趣御懇切に被仰下乍例奉銘謝候老母事兎角其御地山間の風味を棄てかね候様子に御座候しかし近頃は公邊にて格別に御世話やかれ候故か失火も少く都下穩かに候上好時節と成り候に就ては久しく其表の義も不申出候至て健にていつもまめしく候間乍憚御過念被成下間敷候借桐翁先生御不幸の事御同前不勝痛惜奉存候盟臺御咫尺の間故御病間時々御候間も御座候儀と奉存候所小弟儀は隔地の事にて御大故と申すに及て始めて承知別して残念に奉存候斯とも不存命を受け居候御自叙の跋尾をば能こそ御生前に差上候事と奉存候三村も歸府にて御近況委細承知仕候方々御尊惠の拜謝裁呈の心得にて忙中少く猶豫仕候内又々本月既望の御長箋到來感悚兼併せ候仕合に奉存候先以て時下彌御萬福の條奉欣喜候其表猶殘雪も候やに被仰下候所此地は既に櫻花の節に相成觀花の士女日々喧闐之様子に御座候儀かの里數隔り候ばかりに御座候所氣候は著しく違ひ申し候借牛渚先生御昔遊之地へ碑を御建て被成候はんとの思召御座候よしいかにも可然御事に被存候碑文の所は宿老且御知音にても候へば暖翁へ御頼み御座候はんとの事殘る所も有御座ましく候決して風流

好事のみに涉り候儀に無御座候間いづれとも早速に思召立られ可然奉存候愛日樓等へ周旋之儀は如何様も可仕候間御同門御熟談次第如何共可被仰下候令郎御寄宿中の事成程三村よりも承り申候其以來は雙日か隻日か隔日に千葉へも御通ひ候趣にて御得意の様子に候荒井生人物之事御尋に御座候が何も不好の人物とも存し不申但田舎より出候て律義なる方に可有之候其上人の好不好は顔色言語にては定められ不申其行事の跡に就て窮むべきことに被存候諸生輩異論有之候は何ぞ其跡御座候儀や小生方へは毎朝の様參り候か其動止言語何も人の害に成候人とは存じ不申候孔平より辰三書物も少く讀め候様に申上候よし小弟へも其事申聞け候ひき然れども文事の談に至り候ては孔平より少く讀めも致し可申候得共決して讀書の出來候人と申すにては無之候猶行跡に就て御氣遣候儀も御座候はゞ可被仰下候如何様も相探り可申候老母事北遊など申事久しき儀に御座候か暫にても幼孫を手離し候儀又忍びかね候様子にて候于今何れとも決しも不仕候彌罷越候に相成候はゞ何分御心添奉願度候津佐賀兩侯之事御尋に御座候既に三村よりも御承知被下候通今春佐賀侯津侯の第

へ御出の節必らず小弟にも出候様にと兩侯よりの前廣より御約束に御座候勿論其日は人まぜなしにと申事又小弟も世間有ふれ候書家畫家などの様に群侯雜沓の席へ被招候儀は好み不申と斷り置候儀に御座候然る所佐賀侯駕を發せられ日限繰上に相成候て宿約は廿四日の所津侯へ御出候九日御暇乞ふるまひの譯に相成候御會客御多勢候趣にて小弟遂不罷出候佐賀侯より其翌日兼ての門人本島藤太夫を以て兼て御逢可被成被思召候所無之儀御残念に思召被下候段被仰下御國許磁窯之内公邊へ献備に相成候窯にて博古圖中の爵の形を寫し候磁杯御好みにて出來候を一箇御贈被下候青色の顔料などいかに美事なる事にて頗る清玩に足り申候但盟臺に一酌を勧め奉ると不能是のみ恨に被存候右の次第にて彼の侯に御目にかゝり候はざる事惜き事に御座候しかし彼御願にて十二ボンド新製野戰砲架一座並海岸砲架十分一雛形一座作り差出候は近頃快く存候儀に御座候佐賀も長崎へも近く第一大藩にても候へば架車等精密に作り候位の事は差支もあるまじき様被存候へども左様參らぬものと被存候異船の事御尋に御座候是も先頃勢州沖餘程大ぶりの船見え候趣にて御座候ひき

乍然早速何地へか參り候よしに御座候清國煙土の後局先其儘と被察候四ヶ所の借地等目今其大害を見ず候へども後患は必らず免るまじく被存候清人の文集など見候ても何分己の拙陋なるを心付ず洋學の精到なるに我を折り申さぬ様子にて氣の毒に存じ申候近日去々年出版の「ソムメル」と申獨逸人の窮理學の書一部不思議に手に入り候て朝暮讀觀仕候所新得殊に多く其樂不可言候夫に就き十詩を作り申候其序云余誦陶處士讀山海經詩喜其冲澹深粹適然有自得之意然亦恨其所云終宇宙者止於山海經穆天子傳恍惚怪奇之談也余嘗病漢土諸論說物理多出臆度而流於虛誕竊欲救此弊以西洋實測之言久矣偶得獨乙宋墨爾著寰宇記而讀之天地之大日月之明風雲露雷之變禽獸草木之微無一不闡其幽而探其蹟真可謂綜括宇宙終始古今者余甚樂焉乃以處士俯仰終宇宙不樂復何如爲韻作詩十首若其思致拙劣命辭凡陋固無足稽然至其云々者則竊以庶幾焉大略如此に御座候御笑覽可被下候詩は甚だ六かしく註釋無之候ては通ぜざる所多く候故態と不認候此節門生に注文を加へ居るもの御座候間其卒業次第可入御覽候令郎御事に付愛而能勿勞手被思召候よし御尤に奉存候兎に角安樂に死するの

戒も候へば後生輩には何分艱苦を嘗めさせ度ものに御座候但御訓導の所無覺
東候へば秋中云々の思召是又御尤奉存候池村生も被見候に付令郎御一同に夕
飯にても進し申度など母も申居候へども何や彼や取込候て其意を果し不申候
先は御兩通の拜復迄如此に御座候時氣衆の爲折角御多愛所禱御座候不具
懼堂盟臺先生 賜覽

後二月小盡

啓 拜復

三一七 中俣一平に贈る

嘉永五年三
月朔

春暖彌御安泰被成御勤珍重奉慶候然先達て中迄拜借罷在候ウエイランド御
用に付奉返上候様被仰出候節段々奉嘆願候通右詞書之義は外に類本も無之朝
暮手を放ちかね候程の義にて其上御家中並他藩より修業に罷出居候者の爲に
も甚事を缺き候義に付猶暫く拜借仕罷在度申上候處全く一時の御用に付頓て
又拜借に可相成候に付一先返上仕候様の御様子に付奉返上候處もはや七八十
日にも及び候義に付何卒拜借仕度奉願候此段御序を以可然様御手許御氣色御

伺被下度奉願候ケレイデングの義是、御伺被下度奉希候詞書の義先達て返上
之分外にも御座候へども外々は其儘にても格別差支も無御座唯ウエイランド
ばかりは誠に暗夜の燈火に御座候間何分も御亮察被成下度候先頃中より鍋島
様よりも海岸臺場の義に付取調への事御頼も御座候所右詞書無之差困り居候
何分も夫是御差含み可然様御執成之程奉仰候以上

三月朔日

修理

中俣様

三一八 竹村金吾に贈る

嘉永五年三
月十八日

早春には新禧の御投書被成下不淺難有奉感謝候早速右拜復可申上之處何か時
節柄小弟などより稠々御文通申上候事等は御爲めにも不可然やなど存じ候て
遂延引仕候義に御座候幸に御炤諒可被成下候時下漸好時節と相成候彌御萬祥
に被爲渡候御事と長谷川生より傳聞奉慶賀候同士歸藩の前一日訪問に付其節
猶宜しく申上呉られ候様相話し候賤家別條無御座候段は同生より御承知可被

書簡 二一八

四三七

成下候借早春御投書の節は被寄思召何々の一袋御惠賜被成下奉感刻候郷味は別段なる事と家内打寄り奨味仕候義に御座候林生への義も御手數被成下是又奉多謝候拜借金の義も偏に高誼と言謝不罄難有奉存候客冬總州に於て大銃試しの節うめかね飛び出し候義等御傳聞不評判には成らずやなど御遠念を被爲勞被下候段今に始めず御深情の至不勝感銘候其節は同じく砲術など致し候ものは種々申唱へ候様子にも承り候が本より其爲めのためしにて候へば顯はれまじき様に姦工の巧み候を一時に打破り見せ候へば夫にて事済み候義夫を世間有之候様に其姦工奸商と腹を合せ薬力を減じ彈丸の徑を小さくして薬の分量迄を耗し候て損ずべき筒をも助け置候類は濟まぬ事に候後來もし強薬を用ひ法の如き強丸を裝し候時は必らず破裂し可申其節は幾分の人の損じにも至り可申候小弟のは夫等の類に無之法の通に致し其筒破れ候に有之候へば聊か如何とは存じ不申候尤も其筒は一昨冬押詰り小弟の歸藩四五日前に鑄込候て鑄模を開き雜と改め候ばかりの事にて昨四月出府候へばもはや仕上げに成居候所銃腹に色の變じ候所有之候故もしくは埋銅にては無之やと存じ嚴しく工

人へ尋ね候ひしかども鑄形のしみにも可有之など申うめかねとは不申候故鉦にて打ち巢中に日光を容れなど致し試み候へども埋かねなる證據も見出し不申候故去らば法の如く試み候はんとて勿論ためし候節には人をも退け損じ候ても害無之様に致し候ての事に付小弟の心には何とも存じ不申候但其筒をためし候後に十分打候はんとて樂居候諸生輩の力を落し候には氣の毒に御座候ひき乍去其鑄直しも既に出來近々又富津迄罷越し打ためし致し候と申にて此節一統門人輩競居候義に御座候間御降心可被成下候津侯の事御尋に御座候處是は過日山寺兄への答書に認め置き候定て御出會の節御承知可被成下候と爰に相略し候其後は侯の御左右へ親しく出候門人親大病にて遂致不幸此節忌中に候とて久しく見え不申其他砲術の方に掛り候門人は昨今も見え候て筒の鑄造御頼被成度など申事申聞候彼藩も今少し振ひ可申管の所何分存じ候やうに至り不申業前の修業而已にて甚鈍く候獨中津藩はいづれも出精にて頗る可觀やうに相成候先日二本榎下邸の稽古日に島津と申兵學者に小弟の申候には、かねて陣に臨み如何様に被使候とも分合集散奇正の變化その指揮せられ候まゝ、

島津は島津
良介と謂ひ
中津藩内用
人なり

に成候様教へ立て候はんと約束申候が大抵其場に至り候様存じ候間いか様の陣法にてもいか様のかけ引にても好まれ候へと申候所其外にも兵學者居合せ候へば談じ候て種々の好み有之候ひし處指揮に隨ひ漫急舒疾聚散離合自由自在にして且整々として其隊伍の動き候事島津始め其藩の有司も目を驚かし候て感嘆致し深く禮をも申候事にて御座候ひき但惜むべし僅に百人に満たぬ人數にて候故張合薄く候佐賀藩にては一日に三千人も出て操訓致し候事も候よしにて小生にも一年也半年なり参り吳候様になど門人申候へども只今左様も致しかね候乍去責ては三五千人の人をも始末致し見度ものと存じ候事に御座候佐賀の門人も中津藩人の精密に出來候をば浦山しく存じ候ていづれにも君侯御歸國候へば國の人三四人塾へ頼置き度と候にも思召候と申置き候扱當年自分大喜候事はかねて長崎へ頼置き候窮理の珍書到來候て日々其所無を知り寢食を忘れ申候ソムメルと申名の書に御座候が天地萬物古往今來誠に滯所なく其理を究め候書にて一昨々年の板行に御座候本邦にては當時三部御座候のみ一部は天文臺一部は薩侯一部は小弟の有に御座候ばかりに候跋尾を一首認

め候間呈し奉り候是も偏に先生の賜ものと存じ候故に如此に御座候去年例の御厚情被成下候内を以て四十金長崎通事へ遣し置候其上に當春又十五金差出し候全く前金に四十圓遣し候故に手に入候に有之候へば偏に賜ものとは申上候事に御座候高價の極に御座候へども跋文にも認め候通用を成し候所金に換へがたく奉存候惟いづれの時か一室に拜對候て此妙理を拜話申上べくと是のみ恨みに奉存候先は早春御投書の拜復旁申上候以上

三月十八日

啓 叩頭

竹村先生 臺下

三一九 恩田頼母に贈る

拜啓仕候晴山罷出候に就き此表の様子並に賤家の近況をも御詳悉被成下候とて呈書の御誨答も早速に拜接仕難有奉莊誦候先以其以來御履用益御休安に被爲涉候て慰沃之劇奉存候偕國史御通觀の思召立ち御家藏の古書類御調の事並に晴山歸府にて往事は語らずと御定め被遊候御事等一々拜承不勝敬歎奉存候

嘉永五年三月十八日

先便一時の御咲草に入御覽候拙詠過て御賞譽を蒙り汗顔の仕合に奉存候本より深く學び候義にも無之一時の責を塞ぎ候迄に仕候ものに候へば御過獎は敢て當らざる義奉存候扱蒙仰候書畫帖の絹二張以前作り置き候拙詩認め今信奉差上候五古の方は君臣の際に感じ候所有之作り候詩に御座候昨今の御様子乍憚御同感も可被爲在と存付候まゝ録し候義に御座候七絶の方は今春慥か入御覽其説をも大略申上候やに奉存候いつれも御一咲可被成下候借近日又々御手教被成下且被爲寄思食越産の乾鱈御送惠被成下午毎度御芳情の程千萬難有言謝不罄奉存候小生よりは其以前御誨答の御請をも不申上候所に如此御存問を奉荷候義何共悚惕の仕合奉存候此程晴山より極密御退隱の御含も被爲在候様奉伺候乍恐さすがに御早く思召被爲付候御事と奉感歎候一通の誼を以ては猶覽らく御見合せ被遊候様にとも可申上候得共深く御知遇をも蒙り候所にては何分御速に御決心被遊候様に致し度ものと晴山へも申候義に御座候沈み候程のものはいか程水面へ引揚げ候ても手を放ち候へば隨て沈み申候浮み候程のものはいか程水底へ押つけ候ても手を放ち候へば隨て浮み出申候人事の上に

於て此理甚妙に御座候惟是等の妙機は御心底に被潜候ていかにも脱然と御羽翮を雲霄の上に振はせられ候様に奉望候先は御惠賜の拜謝旁申上候時氣折角御保重被遊候様奉祈上候不乙

三月十八日

啓 叩頭

正誼 老臺 執事

三三〇 羽田忠左衛門に贈る

嘉永五年三月十八日

本月六日の御手札到來致拜見候先以春暖彌御無恙之條陳重不過之候御母堂君御容體いつも御同様候歎如何など母とも時々御噂申暮し候事に御座候近頃の御様子如何や猶御左右承度候さて初春にも御狀被下其節は御心掛け名蠟澤山に被下不淺辱奉謝候御世話ほど御座候て並方とは遙に相違いたし別段なる事と感じ入候何分も御骨折にて蠟の木澤山に成り會津紀州杯の様に此表へも始終は被差出候様に致し度ものに御座候右賜物の御禮もとく可申進處多忙彼は延引愧入申候然ば今度山寺より杳野村二ヶ所硝石造込之事被申渡候所製し方

等の事不相分候に就き方書相送り候様御申越致承知候其書一本差出し候間御
 寫し取の上原本は御返し可被下候此内御不審の所は山寺へ御尋ね候はゞ相分
 り可申候夫にても尙わかりかね候所候はゞ御申越可被成候兎に角法立有之候
 事は一より十迄其法の如くに致し不申候ては出来上りに至り其法の通に參ら
 れものに御座候硝石造り込も時々耕し方法の如くに無之候ては何分取揚に
 至り損御座候と存じ候法の如くに致し候へば其土壹エル立方に三寸とは三尺
 エルをさして
 硝石四十五ポンドより七十五ポンド迄を含み候定法に御座候ポンドとは二
 百六十七匁也
 大造なるものに御座候此所を定規と被成候て御試み穢物を十分に御入被成べ
 く候穢物のかさほど硝石多分つき候ものに候能々御合點可被成候將此品乍粗
 末有合候まゝ掛御目候御咲存可被下候先は兩度之貴口御禮旁如此に御座候切
 角御厭可被成候以上

三月十八日

忠左衛門様

修理

猶々昨冬中御送りの人參入御覽候所御威心被遊候御様子と申事に御座候然

る所其表之様子も一變致し諸産物之事杯も山師など申事に唱へ候て一切止
 み候やにも聞え候三村人參仕付の事某仕出候事にて行々一廉之利益と存じ
 候事ながら右様の時勢に此方より求め彼是申候も如何に付黙し居候が是等
 は如何に致し候心得か此度の御勝手方並に郡奉行など如何存じ被居候や御
 承知の事も候はゞ可被仰下候其模様次第は其捌方等愚考有之事に御座候但
 志摩殿杯の存念次第は一も二も無之候是某の黙し居候譯合に御座候以上

三二二 鎌原觀水に贈る

拜啓仕候御起居倍御健輕に被爲入候歟奉伺候然者先頃は故老先生御遺品之默
 友一枚御贈被成下感戴之劇奉存候永御形見と秘藏可仕候右御禮迄艸々申上候
 借先生御碑文之事源大夫熊三郎より申遣し御自叙御年譜等も相廻り候に付大
 抵に相調曖翁へ撰文相頼御口上をも程よく申繕ひ候所外々の頼此頃は總斷に
 候へども久しく御懇意も申候事故承知可申と被申候義に御座候尙其内催促可
 仕奉存候此段も乍序申上候頓首

志摩は藩老
眞田志摩を
謂ふ

嘉永五年五
月廿七日

觀水は桐山
の子

五月廿七日

曰唯夫子執事

啓 拜復

嘉永五年七月三十日

三三三 山寺源大夫に贈る

次子天塲之御弔書令郎御持參被下拜見仕候御懇篤に御慰問被仰下殊に爲御香
 奠昆吾一片御惠贈感歎之劇不可言宣奉存候老母へも御丁寧蒙仰難有がり申候
 是は至て存切宜しく不幸中の幸とも可申其以來も輕健に罷在候間乍憚御放念
 可被成下候將右の拜答も彼是延引仕候内廿二日付御手教拜接先以不相替御健
 安之條奉降心候被寄思食水飴二捲御垂賜感惕之至奉謝候老母幼兒暫くの娛に
 可相成御禮難申盡候借浪華富商より國産交易倉屋敷等の邊に拘らず百姓借主
 役人末書にて借出し金出來可申やの事早速聞繕申上候様被仰遣敬諾仕候然る
 所右之儀は決して出來申さざる事と可被思召候西國の諸侯方にてすら百姓借
 主役人末判などにて貸し候事絶て無之候を東邊の御國などへ何と致し左様の
 事致し可申や間違の有之節更に致し方有之まじく候彼地金銀を以て性命と致

川路殿は大阪町奉行川路左衛門尉聖謨を謂ふ

し候俗右様の愚計に掛り候事萬々無之奉存候此様の出來ぬ事に御屈托御座候
 は乍憚無益の義に候間御竄端にしくべからず奉存候是非とも御借出し金なく
 叶はぬ事に候はゞ小弟兼々其御地に罷在候節苦口申候ひし通甘草人參等の御
 國産を以て彼地に御藏屋敷御しつらひ交易の筋開け候上ならては兎ても出來
 申まじく奉存候川路殿の事御尋に御座候是は不相替折々の交通に御座候如仰
 其外浪華人に相識幾人も有之候間其筋を以ての事に候はゞ隨分用を辨じ候も
 のも可有之候へども被仰遣候邊の事にては小弟など少しく其筋を心得候所に
 ては口外も仕り難く奉存候先よく御勘考御座候様奉存候近來上方上木の角毛
 偶語の事被仰下始て承り候此流の議論兎ても齒牙にかゝり候事にては無之候
 今日之勢漫に排佛候時は必ず敗辱に及び候水戸の股鑑と被仰下御尤奉存候最
 初に佛を引入れ縉紳家にては門地の□□にて天下の英雄を登進候事無之候故
 申さば其英雄豪傑を驅て佛に入候に付其才力を極て振興候て遂に此確乎不可
 拔之勢を成し候様存候最初の運び方あしく候故只今と成り候ては所謂雖有知
 者不能善其後にて更に奈何ともすべからず候乍然佛の教の聖人の道と判然氷

炭の如き事をば君子たるもの心得申度事に存候又只今の勢奈何ともすべからずとは申もの、政道の上には我が規律を以て彼の亂妨をば防ぎ申度事に候氏もなき賤民の間より出て、士大夫貴人にも交り候事公に出来候は何の故にて候や彼の身を律する所聖人の中道には外れ候へども其清苦の嘉すべき所ある故にて候然るを竊に酒肉を御し婦女を蓄へ嚴業に怠り財利を貪り候の僧至る所として無之はなしと申事に候是を其まゝにして差置候ては一國一郡の間に於て士大夫に對し濟かね候事に存じ申候況やこれに依て風俗を敗り人心を壞し候事云ふべからず候に於てをや有徳廟上野に律院を被爲建候は此弊風を被爲救候爲に天下諸宗に律を是非とも被爲兼度思召と申事に承候格別の御明猷と奉歎服候事に御座候但奉惜候義は此事御成就無之以前被爲隱其後其思召を被爲繼候御方様世に不被爲出候は奉惜候ても猶餘りある御事に奉存候愚意には佛の扱ひ有徳廟のこの思召を憲章奉り度其外更了簡無御座候先は御急ぎの趣に被仰下候に付右拜答御惠賜之拜謝其以前御弔問之御禮旁如斯御座候秋冷千萬御自愛奉祈候以上

七月大盡

啓 拜復

懼堂老盟臺 案下

嘉永五年十一月七日

(三三三) 山寺源大夫に贈る

近來霜威甚しく相成候御近況何似被成御座候哉然は傳聞候に此間御退職の由散々の御事と奉弔候乍然老兄の御上には結句可然暨く又文武の業に御沉潜御座候はゞ御得力も別段に可有御座暨く御屈し候て大に伸られ候はん基本を於是御建候はゞ他日可奉賀事爰に朕し候様奉存候何分も御憤發御努力所禱御座候過日此表邸内にて御うわさ紛々申候に付奉氣遣令郎御出被下候節御尋申候處さしての事に無之様御申候故夫なり事濟み可申と竊に存居候處此頃の傳聞にては實に驚き入申候令郎には其後御目にかゝらず候が嘸御氣の毒に御思候半と察入候今日も荒井辰三郎參り候故承り候所至極御健にて御修業候由に候間御安心可被遣候賤家老少幸に無事罷在候乍憚御放念可被成下候愚弟校訂の砲學圖編も彫刻大抵卒業に及び候まゝ近日の内刷印に取掛り候半と存居候仕

静山は立田
樂水なり
大槻磐溪

立出來次第一部送上可仕候此間少しく感ずる所有之夏中撰し候礮卦の傳と後
記と申ものを認め申候礮卦は静山氏持歸候間定て御轉覽も可被下候傳を認候
て暖翁へも呈覽候處得過獎申候近處に卜居候仙臺藩大槻生なども一見候て致
撃節達て板行候様勸め候に付同人に任せ同人より昌平覺へ改めに差出吳候然
る所日數餘程に相成候得共改め濟み不申昨今傳聞候得ば學士輩褊狹の料見に
て板行の事邪魔候よし是又取に足ず但愚弟の所見に至ては不可磨滅の事と存
候間百年の後必ず定論可有之候其表にて易に被長候は錫命翁に限り候間先翁
の一見に供し度相送り申候直に老兄へ被轉候様兼て申送候間御電囑被下高論
も御座候はゞ御誨示奉仰候御覽後立田宮下二子へ御示し可被下候此表にても
門人共多勢借覽を乞ひ候間稿本をば乍御手数老兄より御催促被下候て御取戻
し便風に御附還被成下候様奉冀候多忙中先は草々申上候寒氣折角御保重所祈
御座候以上

十一月七日

懼堂老兄 臺下

啓 再拜

嘉永五年十
一月七日

三三四 伊木億右衛門に贈る

附啓乍憚尊嫂前へも可然御致聲奉希候

猶々此一封西村令弟へ乍御手数數御遞致被下度奉頼候以上

先頃は御懇書被下且絶妙精製之香のもの澤山御垂惠被下來賓にも誇り供し自
身にも久しく賞味御芳情之程不淺致感佩服候早速御禮も可申進所兎角多忙にて
延引仕候御宥恕可被下候時下霜威嚴布候御母公様御始め被成御揃彌御健勝御
座候か爰許幸にいつも無事に罷在候間御放念被下度候然ば此品乍粗末掛御目
候令郎御慰に相成候へば大慶不過之候さて先公御墓誌之事被蒙仰候様被仰下
候老兄御摺立に候はゞ誠に申分も有御座間布候雙鉤に被折御骨候よし御察し
申候此節にては刻も餘程出來可申被存候御摺立に相成り一日も早く此表へ相
廻り候様延領罷在候彼の書體は如何御覽被下候や高評承度候未だ御目には掛
け不申候が所藏に楊孟文が石門頌と申もの有之候彼土に於ても東漢人の傑作
とて珍重候ものに御座候其體に韓明府か孔廟禮器の碑を兼ね併せて認め候積

先公は感應
公

りに御座候か其表には其等辨しくれ候仁も有御座まじくと存じ候事に御座候乍然是は老兄御心易きに任せ御内話に及び候のみかまへて御他言は被下間敷候先は御禮答御無音の申譯旁如此に御座候寒威折角御自保可被成候御母堂様へも賜もの、御禮等可然奉頼候以上

伊木老兄

啓 拜

復月七日

附白其以前も被寄思食松茸一籠御送被下珍感少なからず奉多謝候此御禮も可得貴意と存じ延引の内又々御書惠且妙品被掛尊意感愧兼集候仕合奉存候畢竟多忙故の事に御座候間是又幸に御宥恕可被下候以上

三三五 竹内八十五郎に贈る

打絶御動静をも不相伺簡忽の罪道る、所無御座候比來霜氣甚敷候御興居益御輕安被成御座候歟奉拜問候然ば立田氏歸藩の節拙著の礮卦持參にて御覽にも入れ候よしに其後文通にて候ひき其後一兩所改め候文字も有之近日又傳を認

嘉永五年十一月七日

十月廿二日
山寺退役被
仰付

め申候然る所象象繫詞一字苟せざるを見呉れ候人も無之ものに付又後記を認め申候此地にても易の事に至り候ては一齋先生の外相談可申人も無御座候一齋先生へは近日供覽候所大に致賞譽被下御地又先生の外易象に通じ候仁無御座候に付先子に見せ候も同様に存じ今信其草稿入御覽候折角入御覽候間思召し被付候儀は無御伏藏御誨示可被成下候大段の所に至り候ては百世俟聖人而不惑とは存候へ共後記等瑣々節目或は高意に不叶事可有御座候夫は必ず御垂示奉仰候御電囑の後山寺へ御傳被下度奉翼候是も承り候へば近頃散々の次第に候而後易象にても學び心を洗ひ大過なき様に至り候様竊に所祈に御座候先は多忙中草々申上候時氣折角御保護御座候様爲道奉懇候已上

十一月七日

啓 叩頭

地水先生 席間

三二六 長谷川甚大夫に贈る

久々御無音申候霜寒之節彌被成御揃御安健珍重不過之奉存候此表も大分寒氣

嘉永五年十一月十五日

相成候所老少とも幸に相替候義無御座候間乍憚御放念被下度候然ば御旗本當時小普請勝麟太郎殿妹妻にもらひ申度内約束取極め申候表向願書近日差出度奉存候に付此段爲御知申上候この勝と申人學問も少々有之劍術よく遣ひ候て諸藩に門人も御座候よし阿蘭學も可也出來候て御旗本衆には珍しき人物に御座候其先代は御勘定にて中野御代官など被勤候小谷殿の弟に候へば私妻に成候は燕齋翁の姪に御座候唯餘り年違にておかしく候へども夫は致方なく候當年十七と申事に御座候御一咲可被下候其母上と申人私方へ遣はし度と申出られ候が始りにて此相談に及び候義に御座候其兄と申人は一昨年來砲術之門人にて時々被參候故其人物をばよく存居候間縁家に致し候て至極と存申候先は右内約定の御知らせ迄草々申上候寒威折角御保護所祈御座候皆様へ乍憚宜しく奉願候以上

十一月十五日

甚大夫様

修理

嘉永五年十一月廿七日

三二七 恩田頼母に贈る

拜啓仕候久々御疎遠申上愧悚不少奉存候先頃も程過ぎ候て承知仕候處餘程御大病に被爲入候由乍然追々御順快に被爲赴吉人天祐と拜慶不過之奉存候時下嚴寒之候御病後何の御碍も不被爲在候か闔府總じて御萬福被成御座候や否奉伺候賤家老少幸に頑健罷在候小生義はいつも忙劇に罷在晝の間は多分來客の應接門人ども教授にて刻れ候故看書なども夜陰ならては仕かね候仕合にて迷惑仕候義に御座候其間諸家様より御頼の大砲架車等の製作にて日々諸職人も入込居り夫等時々差圖も有之近來は越前因幡等の大藩にても其老臣にて候者兵制を調へ候とて繁々相談に罷越し候など別して此程は取込候義に御座候右故心外の御不沙汰申上候幸に御宥恕可被成下候此品乍如何時氣拜候之印迄呈上仕候御笑存奉仰候此茶舗近日是迄と別人に相成り此種出來宜しと申評御座候故御慰迄に差上候義に御座候然ば小生義も當秋中召使一人子細有之暇遣し候處其以來無人にて家事不都合に付此度は母も勧め候に付正室の相應な

るを求め候處諸藩門人とも、色々世話仕候も有之候處意に愜ひ候者無之候ひしに近日に至り風と一人有之早速に取極め候義に御座候乍小身御直參に勝麟太郎と申人有之其妹に御座候この勝は小谷燕齋翁の甥にて荆婦に相成候も其姪にて御座候麟太郎と申人一昨年以來洋銃の門下に御座候處漢學も洋學も可也に間に合候程にて劍術などもよく遣ひ諸侯方の内にも門人御座候位にて當時小普請には候へども一と料見御座候人にて小生門人中指を屈し候内の人に御座候其母と申人も頗る氣概ある女性にて手跡など男まさり達者なる事に御座候其人小生の正室を求め候と申を傳聞候て其少女をもらひ候はゞ遣し候はんと申事に付き其兄にて候人の性質をも存し候義先方にて小生を存じ候へばこそ五歳に成り候小兒に年致し候召使なども有之候中へ遣し候はんと申事と存じ候に付頗る奇遇と存じ候早速に取極め候義に御座候但年の程餘り相違にて人の訾笑を引き可申候へども晉の鐘繇なども晩年若き正室を得候例も有之候へば貪着も御座有間敷當年十七と申事に候御一笑可被成下候しかし年ばかり相應致し候ても性行六ヶしく候へば一も二も無之又小生頗る古怪に候へ

ば一向の俗調にては雙方差困り候義に付少し料見ある母兄に育てられ候者に候はゞ一向の俗婦にも有之ましく左候へばけく年のわかきも面白かるべくと存し候て聘定仕候義に御座候願をも廿一日に差出し廿三日に願の通被仰付難有仕合奉存候引取り候は來月十五日と相約し申候別段御知らせ可申上の處事を殺し候て時氣拜候の次奉報聞候簡略の段は御海容可被成下候近日礮卦と申者拙著仕候勿論前人未發の事ともにて砲の妙用殆と茲に盡き候と存候義に御座候其草稿八十五郎迄相廻し置き候其内御一覽可被成下候一齋先生なども大に賞譽致し被下其他友間にてはやはし候て板行の事勸め候に付去月中昌平學問所へ改めに遣し候所月餘に相成候へども濟み不申薄々傳承候へば學士輩小生を忌み候より板行の事種々邪魔候と申事に御座候ものれゝの學識の狹隘きより世の爲に成候ものをも壓へて世に出さぬ様に致し候など不思議なる世界と存し申候近來に及びつらく存し候に一向の無學よりなましむ誤て書を読みはくり候ものは世の害人の害に多く成り候様存候か尊意如何や無學にても識量たに候へは世の衆美を集め候事出來申候へども偏固に書を読み窮

届に料見を定め候ものは他の美他の長を合せ候事出来申さず剩へ無星の稱無分の尺にて勝手次第に事を計らはれ候ては始末に成かね候様被存候乍然如此劇論世の禁忌に觸れ候義に候へば御覽後此紙をも御切捨可被成下候先は御疎遠の申譯旁早々申上候寒威折角御自重被遊候様奉祈候頓首

十一月廿七日

啓 拜覆

正誼 老臺 臺下

嘉永五年十一月廿七日

三三六 伊木億右衛門に贈る

小寒の候に相成此表すら餘程の嚴寒に御座候其地別しての事なるべく被存候彌御揃御無恙御入被成候や否御安否承度奉存候扱又此程も伴之助へ御傳言殊に又何よりの品御送り被下不淺辱母始め宜しく御禮申上度と申出候御誌石御摺立の事も高田等より承知候所御重役衆より掛り御役人料見狭く候ふべき事に存じ申候原來上の御徳誼を千載の後迄傳へ候はんと申候趣意にて御誌石等有之事に候へば商人杯に嚮ぎ候には及ばず候へども御家中は勿論

領分並他領のものとても上の御徳を奉慕一本戴き度と願ひ候ものへは入費丈のもの納めさせ被下候て可然事に候夫も御埋葬御日限等に拘り候義に候へば其爲に難相成と申事も候へども此度の如きは兎ても後れ候義に付其爲に少々尙御誌石を埋め候事遅なはり候とても御誌石は再び開かれぬものに付此節少しも廣く上の御美德を世に顯はし候はんには苦しからぬ筋に御座候此度幾枚限りなど申餘り狭き料見に付早速望月大夫へ其道理申候て其表へ其議論廻り候筈に御座候左候はゞ又御苦勞相添可申と奉存候乍然是は美事に付何分も御努力候様所祈御座候將此紫菜聊か寒中御見舞の印迄掛御目候御啖收可被下候然ば小弟も當秋中召使一人無餘儀次第にて暇遣し候所其以來無人にて何分家政も不都合に付相應の妻に成るべきものを求め候所諸藩門人とも迄も色々世話致し候へども是迄相應のものも無之候所此程に至り一人有之致約束申候御直參勝麟太郎と申人の妹に御座候此勝は先年中野御代官にて後御徒士頭に被成候小谷燕齋翁の甥に御座候則愚妻に成り候はんと申ものも其姪にて候麟太郎と申人中々御旗本衆には珍らしき人物にて漢學も可也出来西洋書も頗る讀

め申候劔術も其伯父の精一殿の門人にてよく出来候趣にて諸侯方にも弟子御座候位に候一昨年来砲術をば小弟へ入門にて門弟の内にも指を屈し候人にて平日随分懇意に致し候仁に御座候其母と申も頗る氣性なる人にて小弟の妻を求め候と申を聞及び其末女をもらひ候はゞ遣し候はんと申事故よく其兄にて候人の性質をも存じ小谷などの血すぢ先不凡の方にも可有之と存候て早速に取極め候事に御座候但餘年達にておかしく候當年十七と申事に候乍去年ばかり相應にても性行六ヶしく候ては一も二も無之又父兄の教行き届かずして氣まゝに候も困り候に付年の不似合は用捨候義に御座候其母にて候人は頗る能書に候故か千蔭の手など習ひ候て年より書は出来候様にも被存候願も廿一日にさし出し候て廿三日被仰付難有仕合奉存候引越しは來月十五日と約し申候別段御しらせも可申所略し候て寒中御見舞の次如此に御座候乍憚御母堂様へも右の段宜しく御申上可被下候寒氣折角御厭候様所祈御座候餘在後鴻

十一月廿七日

伊木老兄 足下

啓

拜

嘉永五年十一月廿七日

三二九 山寺源大夫に贈る

嚴寒の候御興居何似近來御閑散に相成候て御讀書の興尤も多かるべく奉想像候先便拙著の礫卦の事申上候が竹内翁より相廻り御覽被下候御事や電覽の上御高論御座候はゞ御示誨可被成下候然ば小弟も秋末一妾を出し候所家政何かと不都合に付相應の正室となるべきものを求め候所砲術門人にて乍小身御直參に勝麟太郎と申人有之候小谷燕齋翁の甥に當り候仁に候此人の妹當年十七に成り候を貰ひ候はゞ可遣と申事に付餘り年の違ひ候もをかしく候へども鐘絲なども晩年若き正室を得候例も有之其性行のわからぬものよりは兼て懇意に致し候間の事其女子は陸々不存候へども兄にて候人は當門下の内にも指を屈し候人にて漢學も可なり出来西洋書も中々讀め申候劔術も伯父にて候精一殿より傳へ又其親父と申人も擊劔家のよしにて此節も諸侯に少しく門人も御座候位の人にて旗下の士には珍しき人物に候へば其妹にて候故凡流よりは可然存じ年などの論に及ばず取極め候事に御座候願をも廿一日に出し候所廿三

日に被仰付難有仕合に奉存候母も今度は大に悦び候儀に御座候引取は來月十五日と相約し申候別段御知らせも可申上之所略し候て寒候伺方々爲御知申上候今信發書極めて多く候まゝ不能多述寒威千萬御保重奉祈候以上

十一月廿七日

啓 叩頭

懼堂 老兄 臺下

又啓尊嫂前へ乍憚宜しく奉煩御致意候令郎に近日途中御目にかゝり候至極御健に御座候御案思被進間敷候

此稿坐右に有之候儘御慰に入御覽候此石門額は隸辨隸釋などにて定て其大略は御承知のものと奉存候いかにも面白きものに御座候先年不撥手に入り當年迄は全く後人の摹刻とのみ存居候所此跋文にて略相分り候右の次第にて珍重不少候白井も手はさゝ不申候へども隸書好きに候間御序も候はゞ御示し可被下候此碑は漢碑には存外磨滅少く候摹刻と存居候故白井などにも見せ不申候所斯く原刻に極り候上は誇示申度ものに御座候同人至て磨滅を厭ひ申候漢碑など賞し候半に磨滅を嫌ひ候ては實に幾本も無之候當春かも阮元などが毎度

考證にも致し候衡方の碑有之勸め候所例の磨滅嫌にて不求候ひき尙古之志なき俗調こまり入候ものに御座候近日孔褒之碑を手に入れ申候是は磨滅殊に多く十數字存候のみ然る所此人は孔北海の兄にて奇特なる事蹟御座候人に御座候依て此跋文も認め申候只今草稿手許に無之候間此度は不掛御目候衡方の碑も此碑も皆清代に至て始めて世に出候ものにて歐陽修、趙明誠、王世貞、郭昌宗諸人の見ざるものに御座候以上

啓

是碑隸體古勁、時有篆籀氣、位置行數錯落不齊、各具姿致、集錄家推爲東漢人傑作、洵不誣矣、但予所藏韓勅孔鮒史晨諸碑、拓法並皆精巧、然銛鍛猶多漫漶、獨此碑摸拓不甚淨、而字畫如新、因疑是必後人摹刻、一日出而玩之、舒卷之際、偶見其墨光粗糙之所、往々有樹皮石蓋着紙背、因又大疑、更覆諸家說、此碑在褒斜谷中、其地絕險、推拓頗難、蓋棧道在山半、時磨崖壁勒文、後代棧道移而漸下、今欲摸拓、必須長梯巨架、斫伐藤蔓、剝淨苔蘚、勞役多端、所費不貲、故臨池家不能盡得、近人學之者少、於是始知此其真本、決非摹勒樹皮石蓋足證踪跡、且拓法不淨、亦可想見其推拓之難、而嗜古之士不囑工

人、親手搦之、故不能其工、亦未可知也、搦工日衆後出曹全碑不免寢就漫滅、此刻終古
巋然、字畫猶新、蓋以地險而搦者罕至又奚疑、嗚呼、真本漢土之士、既不能盡得、況乎我
國其能有幾本哉、真可寶也、

象山平啓識

嘉永五年十
一月廿八日

三三〇 加藤弘之に贈る

雨故か小寒之候結句ゆるやかに覺え候彌御碍も無御座候歎此四五日御出席も
無御座候故千萬無心許奉存候然ば過日御頼申候礫卦草稿何分引足不申候に付
此間之如き謝儀にて今三通御頼み被下度奉存候行敷之格好等は此稿之通りに
致し申度候一通は殊に急き候間出來次第御廻し被下候様奉願候勿々頓首

廿八日

佐久間修理

仙石様御屋敷にて

加藤土代士様

風呂敷包添

土代士は加
藤男の幼名

嘉永五年十
一月廿八日

三三二 白井平左衛門に贈る

先頃中は度々御手狀奉多謝候其時々御即答も不仕簡忽の段幸に御海容奉仰候
時下盛寒の候に御座候へども彌御健寧に御渡り被成候や奉伺候さて御取替を
願ひ候ひし貳拾五圓も近日的使に返上可仕手順に仕置候間けして歳末の御差
障りに不相成候間御安慮奉希候小銃も大半相方づき申候乍去和銃二挺積りの
如く參り不申竹村氏二挺にて是非とも壹圓壹方にて引受度よしにて引取られ
申候是れも其様に廉に致し候心得は無之候ひしかども先年御買上げに相成候
小銃などの振合を以て是も致し方なく右の通りに御座候舶來極小銃も本私に
は三分五匁と申積の所御書付には壹圓壹分と有之候が三分五匁にても右は、か
らくりのはぢき弱り居候故火を發せず旁只今に引受手無之候乍然いづれとも
御手支をば仕らぬ心得に御座候間是又御省慮奉仰候扱又御書付に

一 壹兩余

高田

一 同斷

白井

と御座候が高田氏のは本より壹圓壹方半にて極廉の品に御座候貴君も右同様の品御取被成候様に御申被成候所此度に相成御留被成候は總雕にて既に公邊御鐵砲師松屋鐵五郎抔門人にて三圓ならば引取度と申候ひし品に御座候右は其儘當人へ遣し候てもよく候ひし所私連も最初利の爲に取出し候品にも無之期し候所は本藩に一具も多く有用の品の相増し候を心と致し候事故其方へも遣し不申私手に入候程のもの償ひ候へば夫にてよき心得にて總ての價をも□す節なども及相談相定め候事にて但其内不本意の事ながら和銃は本藩へは勸め度も無之相成候事に候はゞ此表にて方付申度心得候て是をば少し價をよく定め其替り洋銃をばいづれも下廉に致し置き候所にては御留被置候一挺は壹圓三方の價に御座候右は中々壹圓余位にては其外の勘定に困り果て候間右御留被成下候ならば右の價被差出候様仕度候けして右にて高價の品には無御座候もし又廉を御好被成候ならば高田氏同様のを御取可被成候是は此表にて北山甥同じく申候へども御引替と申ならば引替進上可申候和銃二挺も不思議に廉に竹村氏へ遣し候と御不審も可有御座候へども右は前便も申候通り本藩

へ遣し不申心得にて斯く原價に定め候竹村氏引取られ候と申候へば外洋銃□方廉に致し不申候ては不義理に有之候又勘定合の品も其様の爲に有之有餘も候間すり拂ひにだに參り候へばよく候方々如此に致遣し候事に御座候右を左様致し候時には彌貴君御取被成候品右御申遣しの價にてはさし支申候間是は何分御勘辨を仰候私より堀田様御家來へ拂ひ候は廿五圓に候へども磨き又は金物を落候所は直させ候旁細かに致算用候はゞ廿六圓餘程御座候義私より外様の助を仕候様の事は力に及ばず候間何分にも可然御勘辨所冀に御座候扱又ドンドロ打小銃原價一圓半にて御譲り被下度と御申越し被成候所是も最初出來候て私の所持のより劣り申候故に皆人見競べ候て壹圓壹方ならば相當の價にも可有之歟と申候宮下氏も壹方を減じ又私も壹方減じ候て初めのは人に遣し申候貴君も右思召にて壹方御減じ被成候はば門人の内に同じと申ものも御座候思召被仰下度候價御減じ被成候よりは御所持有御座度と申思召に候はゞ使の節相送候とも又御歸藩迄私方に御預り申候とも可仕候借翻譯書の事も被仰下候所是は書物の體裁より始めて不殘閱覽致し候ものに無之候ては目錄引

札同様の書付のみにては上への御勸めは勿論貴君への御勸めも出来かね申候御爲にと手に入候小識ながら私に於ては兼ても申上候通懇意の間にて僅かの價にて手に入候故よく候へども右も此度の書付候通りの價は出来かね候様に存候旁何分外書も見候後ならねば何とも申がたく候右に付其段源八へも心得させ先方へ書物遣し見せ候様申越し候義に御座候海上攻守説是は取込申間違ひ申候ひき私の方にも重複候と存候間其何方より重複のを被遣候とも又私より取調べ差上候とも可仕候將此品御覽に入候も如何しく候へども寒候御動靜相伺候印迄に送上仕候蒙御笑存候はゞ可難有候色々及拜話度事有之候へども近日も相替らず取込み候まゝ要用のみ如此に御座候惟千萬御珍愛所祈御座候余は在後音以上

白井盟老 几下

啓 再拜

十一月廿八日認

不幸は三男
三郎の死
去をいふ

尙々度々小兒不快の義も御芳問千萬奉戴謝候是も遂不幸にて残念の事に御

嘉永五年十
二月廿九日

座候乍然命數の然らしむる所不及是非候反之貴家にては至極御健安の御様子何よりの御事と奉祝候
又啓今便も諸方寒中見舞の品差出し度候所便差合あしく跡へ相廻し候あらかじめ願置候が遠方の所も有之候間是は一日にても二日にても人を御情ひ御届けさせ被下度奉願候御役光も御座候義諸人畏れ候て間違如きもあるまじと申所より奉願に御座候

覺

三三三 田澤喜兵衛に贈る

一金拾三兩壹分也

右知行所百姓より收め候分御廻し被下慥致落手候爲念如此御座候以上

子十二月廿九日

佐久間修理

田澤喜兵衛殿

嘉永五年冬
十二月か

木挽町時代

四七〇

三三三 山寺源大夫に贈る

昨日相認め候呈書認落し候儀有之候礮卦草稿其後數箇所改め候所御座候に付
申上候

卦下の傳 火發於金口也の下

火有飛之義、口有吐之義、爲放發之象、洋人云々

象傳欲出云々の傳

是推裝彈之法、又合睽義、而贊其用之大也

象傳の傳

——以爲天下之大用、寇賊姦宄蓋其相睽而相資者也、取其貞兌云々
同一傳

令不亂賊果於披倡

九二の傳

——不敢慢易其小心慎密若是、所以亡其悔也

九四象傳の傳

反而觀之得失見矣

後記

如六五革故以新、兌金在下、離火在上、金之鏽敗者、火鍛而新之也、昔者攻金之爐、火
多在金下、近世洋人回焰爐法、火多在金上、是其象也、離下兌上之卦云々

去年中序文掛御目候礮學圖編漸之事、近來彫刻卒業相成候、凡例目錄摺置候を供
電囑候圖百三十八枚、堅一尺横一尺四寸餘の帖に致申候世間砲學家の杜撰をば
少しく救可申奉存候兼て公邊の伺も□□同様と申事にて候間、門下へも其心得
にて望み候者御座候へば遣し候事に、御座候其□にも二三部有之可然存候が彫
刻にも多分の費掛り、其上外の品とも違ひ微細のものに候故、板木長く用候事不
叶依て一部代價一圓三分に極め申候に付、誰も□□やうにも可難致乍御面倒白
井氏等へ御申談被下幾部相送り可宜や便間御回答奉希候以上

十八日

啓

懼堂盟臺

書簡 二二三

四七一

右廉價の本有之小弟も一部もとめ候御入用は無御座候歟御入用も候はゞ可被仰越候代價四圓一分に御座候隨分一見識御座候ものにて面白く覺え候題跋一首認め候後便可入御覽候

〔三三四〕 松代藩留守居津田轉より庄内侯への返簡

嘉永五年
庄内侯より
先づ問津田
に合津田
まつり合津
り津田より
相談せし
先づ問津
相談せし
先づ問津
り津田より
相談せし
先づ問津

同藩佐久間修理業職の事御尋ねに御座候は何とも難取定候先年此表にて學問所頭取被申付候へ共存念不行候て頓て致辭退其後郡中横目付被申付在所勝手にて臨時手許の用向など候へば屋敷へも出候得ども用向無之候得ば式日などにも一切出かけ不申候故乍同藩甚疎遠に就き委しき事は不相辨候但元來は父と申ものより讀書家にて幼年より書物を澤山讀み候事と被存候二十歳餘の頃林家御門人に相成り一齋先生に被取立文章などは先生の門下にも其頃類少き趣にて先生にも毎度御賞美被下候然る所如何存候や三十四五歳の時分より

故信州は感
應公をさす

西洋學に入り半年計にして師匠なしに彼の横文字を自由に讀み覺え候て天地萬物の窮理よりして火術兵法等に涉り只今にては漢土聖賢の道德仁義の教を以て是が經とし西洋藝術諸科の學を以て是が緯とし只願皇國の御威稜を盛に致し度と申存念のよしに御座候兵學師範の事御尋に御座候か是は先年故信州の側向勤め候頃信州より長沼流の傳書をば授り候かに承及び候甲州越後の手筋なども心得候かに御座候然る所近來は西洋の兵法を兼采候にあらざれば當今の實用は成し難しと申料見のよし元來讀書好きにて候故漢土の兵書は大半涉獵候よしの所孫子司馬法一二書の外は皆淺陋にして用立不申が多しと申議論の様子にて何か高尚に過ぎ候様存じ申候火術門人兵學門人員數の事はは取合せ三百人も御座候かのよしに承り候是亦一笑話にて當人義最初より砲術兵法など致教授候はんとは更に存じも寄らず候所一昨々年冬西洋字書致編輯其板行伺の爲に出府いたし深川屋敷に寓居仕候内僅かの間にひた／＼と門弟も付きさては彼れか本業と仕候經學の事は不存人多く結句一箇の砲術家の様に世間には申候様に御座候

嘉永六年正月廿八日

木挽町時代

四七四

(三三五) 竹内八十五郎に贈る

新禧芽出度奉存候彌御健寧可被成御超歳珍重不過之奉存候賤家依舊平安乍憚御放念可被下候然ば此紫菜粗品に御座候得共年頭之御祝詞申上候印迄呈上仕候御晒存被下候は、本懐之至可奉存候儲客冬拙著礮卦送呈仕仰高評候處未だ御誨答を蒙らず候思召被付候義は何分も御鑄誨被下度奉願候傳の方は宋儒の易に倣ひ後記の方は漢易に據候存意にて叙にも聊か其意を發し候義に御座候舊冬も申上候通後記御思召に應せざる所も可有御座奉存候夫等何分無御隔意御誨示奉願候其後又少々改め候所も御座候其内六五の革の詞を用ひ候を噓嗑と豊とを以て例し候事電と雷とは上下の分無之もの故にいづれが上いづれが下にて差支なく候へども金と火の如きは自ら上下之分有之金を火上に加へ候にあらざれば革の義を成し申さじと申議論も必ず可有之存候故後記の六五の一段を左の通改申候

如六五革故以新兌金在下離火在上金之鋪敗者火鍛而新之也昔者攻金之爐火多在金下近世洋人回煇爐法火多在金上是其象也如何可有御座候や兵者革也順時而更革也此說小生之新見と存じ候が古人に此說御見及ばれ候御事は無御座候歎實に先子の覽に供し候心得にて錄呈仕候義に付茂郎への御庭訓同様の思召を以て御垂誨奉希候客臘より風邪に感じ常よりちと長ひき候て漸此間彈冠仕候仕合故新禧御祝詞も甚延引に相成其段は御海容所仰御座候猶期永日候恐惶謹言

正月廿八日

佐久間修理

啓明

竹内八十五郎様

人々御中

附啓茂郎彌御出精被成御勤學候や否近來は御體氣御丈夫に候や承知仕度乍憚御序に宜しく御致聲奉仰候以上

(三三六) 大槻磐溪に贈る案

嘉永六年二月朔

書簡 二三六

四七五

昨日は御惠然被下辱奉多謝候然ば河田別紙御示及に付則一覽候所其意を得ざる事のみ御座候

別紙に云礫卦草稿尙又其筋へ承り合せ候所云々

是不審の一つに御座候昨今如何被仰遣候て如此挨拶御座候義にや此間の御面話に彼の第二書表向取扱候ては河田殊之外致迷惑候趣にて既に十七日に草稿彌戻り候に極り候事に候へば又別に事を起し候より少しく猶豫いたし候心得に相成り第二書引込ませもらひ度と申事の御話に付小弟申候は草稿引留に相成居候ては差支候間被差戻度と度々催促申候其上の事にて候へば彌十七日に睨と戻り候に極り候事に候はゞ夫丈の事は申通し有之可然事と存候然るを一向有無の申通しも無之唯十四日の返書に廣く板行差支見合せの事早速其筋へ申立草稿下り候様取計らひ可申と御座候のみ其以來十日を過ぎ何の沙汰も無之候故此方に於ては是迄段々延々に相成居り春に及び申立候事も埒明き不申候を如何に存じ此程第二書の斷にも及び候事に御座候但し其第二書の斷表向き候ては河田迷惑と申事に候はゞ内々に致し申ましきにも無之候へども是迄

餘り埒もなき事に付老兄と御内話申候計りにては不都合にも候間河田より十七日之様子柄申通し致さず候事の不念なるよしを申いつ迄には屹と草稿の戻り候様いか様にも骨折取はからひ可申に付第二斷書引込ませ貰度と申事手紙にて申來り候様御申被下度と申事にて候所尙又其筋へ承り合せ候とは何等の事にて候や此方に於ては第二書の斷に及び候上は其筋へ承り合せもらひ度存念更に無之斷の儘にて固より遺念無御座候所夫にては河田迷惑と申に就て前條の勘辨も致し候事に御座候右之次第に候へば河田存念にて承り合せ候と也如何と也致し此間御面談申候所の挨拶あるべき事と存候然る所云々の文面にてはいかにも愚意通ぜざる様存じ申候

別紙に云開板改の義外々よりも夥敷願出御座候へども皆々一同指留に相成居候事故門人願の分計り相調へ候と申にも難相成

是不審の二ツに候夥敷願出御座候は皆開板改願ひ候分に御座候小弟草稿は久しく埒明き不申候に就き廣く板行候事の差支も差起り御改願ひ候事の御不用を願ひ右草稿早速御下げ被下度と申に候へば御改を願ひ居候ものとは事體格

別に御座候御改を願ひ居候事に候はゞ林門の小弟分計り相調と申にも相成り難くとも聞え候へども御改を願はざる方に候を調と申事有之ましく存候是式の事は下賤の俗吏輩にても辨別候事に候所文學局に於て此等の事體相違の廉相分りかね候と申は更に／＼不得其意事に御座候

別紙大試業調相濟次第開板御用に取掛り候へば其節御下げに可相成旨に御座候

是不審の三ツに御座候小弟も開板改願ひ居り候はゞ開板御用に被取掛候節の取扱有之勿論の事に候へども開板改の事不用を願ひ候品までを是非々々試業濟ならては不相戻と申も怪しむべき事に候草稿を其儘戻し被下候は誠に一舉手一投足の勞までも至らぬ事に候をけしからぬ義と存候此節試業に付學問所席のよしに候へば別して此節にてこそ草稿入用にも候へどもいつ其試業調の勞煩も無之事に相察し候此節にてこそ草稿入用にも候へどもいつ其試業調の濟み候やも辨へ不申去十月中御取次奉頼候以來既に百日に及び候へば此上尙多日手を空しくして相待候事何分差支候間第二書に認め候通再構候存念に相決候左候へば改を願ひ居候ものも願はざる方に致し候ものも同じく調へなど

と唱へ俗に申引つられ候はんよりは斷り通り差出し置候草稿に意念をかけざる方快く覺え候別紙の如き取留も無之義にては第二書引込ませ候事不承知に御座候間左様御承知可被下候河田別紙返還御收納是祈頓首

二月朔

佐久間修理

大槻平次様

此刺り書は先生の覺え書なり

敬封の事に付正月二十五日林家塾長迄斷り候に及び候所之事内分に致し度趣大槻より話廻り候に付承知可申覺悟に申置候に所申劣の事共有之候に付内知分に趣申斷候事下案

嘉年六年二月十七日

三三七 山寺源大夫に贈る

當春は臘底より散々風邪に罷在候て拜年にも一切不罷出候仕合故新禧の呈書も不仕候ひき時下剩寒猶退かね候所尊候如何被成御座候や奉伺候小弟追々快方の所去月廿日頃より老母散々不快にて夜々不寢の伽仕候様の事十日餘り家内にて一統氣遣ひ外より見舞吳候人々も皆々快復覺東なしと心配致しくれ候程の事にて候ひき乍然惡性熱に無之候故小弟に於ては随分療法届き可申存

じ候尤も但來年滿八十と申候高年に付病毒分排の期後れ候時は難治の所謂老病と申に相成り候の恐れなきにしもあらず依て晝夜苦心仕種々機に先て手充致し先々無恙及全快今日態と床上げの祝など仕候儀に御座候今日頃の様子は誠に平常の通にて御座候間乍憚御過念被下ましく候母の病症など珍らしき事に御座候元來御存知の痰氣にて此度とても同じ症には候へども精神鬱とりと致し熱度も頗る壯にて御座候ひき其症最初よりいかにも瀉血によるしき症にて壯年のものに候へば譯もなく七八十の血を殺き可申症に候へども高年の瀉血又醫家の恐るゝ所に有之候故むざと手を下し難く乍去瀉血の外更に手段無之藥石の能く救ふ所に無御座候症に付彼是斟酌仕前後に水蛭百條餘相貼し胸後及血を奪ひ候事六十餘々に及び可申全く此手充にて快方仕候儀に御座候極老の人にも箇様の事御座候不思議なるものに御座候母儀に付毎度御配慮も被成下候故此次第申上候快方致し候に及び夢の覺め候様と申し當人にも以來は小弟の申すまゝ瀉血も何も致し候はんと申位にて此度は小弟の手段随分感じ候と被存候小弟快方仕年頭の書簡にても認め候はんと申節母不快に相成病

中も右に申上候次第にて此程迄家内難澁仕乍存御疎濶申上候幸御涵容可被成下候儲舊臘は三郎君御不幸寔に言語道斷の至御哀痛奉察候其後御日柄も立不申御心濟も無御座候はんに廿一日に於て縷々御懇到の御長箋被下迎婦の御怡蒙仰且被寄思召魚子一反御祝贈被成下乍毎度御親情萬々難有不勝言謝奉存候乍併只々恐入候御事に御座候乍憚尊嫂へも可然御致謝奉仰候荆婦入門以來先無事にて母との際も至て宜しく心安く存候儀に御座候是亦乍憚御降心可被成下候母並愚妻へ御加筆被下候趣申聞候所尙宜敷申上度段申出候御紙末にて承知仕候へば初冬頃より御肺氣被損候御様子御氣分御勝不被成御臥床のよし散散の御事に奉存候其御中別して御懇書奉感刻候將令郎御事に付被仰下候儀委細奉敬諾候近日御出被下候節則被仰下候趣を以て御配偶之端を開き申出候所御咲ひ候て御即答は無御座候ひき如仰小弟には御憚りなき様にも參るましく候間一手段仕り御心底よく相探り他日申上候様可仕蒙仰候故先其端を開き候儀に御座候儲又歳晩の御祝儀に預り疊複感銘奉多謝候上に申上候取込にて此裁謝も不申候所へ正月二十九日の教墨拜按薰披仕候舊臘三郎君御病症の儀に

つき愚意申上候賤書延達畫餅に相成り且郎君御病中より御臨終迄の御様子具に被仰下不覺酸悲兩袖を濕し候儀に御座候御性質と申し御年柄と申し誠に不勝痛惜御心情奉推察候但壽夭は天定の儀に候間理を以て御節哀御座候の外有御座間敷被存候御病占今更よく應じ候と存候必ず二月頃御凌つき不申候ては油斷なりかね候と申は過卦泰にて正月の卦に有之候之卦之升は四陰二陽の卦にて十二月の卦の臨より來り候卦に御座候名は升と申よく聞え候へども木地に入るの象有之其上三陰三陽の泰の一陰を増し此卦となり此月氣に應じ候所遁るべからざるの御危篤と爰にて存候義に御座候依て正月迄御持こらへ候ても一陰を増し跡戻り致し候象に或は應じ候義も有御座候べく必ず二月に至り候へば下に増し候一陰も復し三陽の上更に一陽を長し候故御快復可有御座相考申上候儀に御座候ひきは等の卦象なども跡より御覽被成候へば御節哀の一端にも相成候義と申上候儀に御座候

一拙著礫卦文字無之門人の爲めに國譯の義相願ひ候所蒙御允諾喜感不淺奉存候體裁之事御下間に御座候かはは經傳共に荻生氏孫子國字解の如きものに仕

度存候乍御面倒何分奉冀候掛御目候稿本の内誤字御見出し被成下奉謝候門人を情ひ寫させ又讀合せ致し候様申候所やはり誤り有之候是故に畢竟板に鐫り申度にて御座候被仰下候内非其非其是とも上の非は虚字にて是非の非に無之候尊考の如くに上の非を實字に讀み候時は文氣平易に聞え申候本のまゝに虚字に讀み候へば文句險に相成申候愚意にやはり本のまゝに致度候か尙思召も御座候はゞ御教誨奉希候又礫の名所譯文並ヒラカ貉兒モシ蒙礫の事御尋に候かは別に譯文にも及び申すまじく尾珠タマ當ソコ肘ウテカネ火門ヒクチ口スクチ首カシヲシ貉兒蒙礫は唐音を假名に用ひ候迄に御座候へば別に和訓無之火口即ち其訓に御座候朱子燭籠の喩は語類に見え申候周易本義簡明を務とせられ候て漢晋以來葛藤の説を省かれ候に就て自説をなされ候に譬如燭籠添一條骨則障一條明と被申候事に御座候御紙末只今にすぎと御全快無御座候御様子全く御不幸彼是の御祟と被察候緩和下劑にても御用被成候はゞ可然奉存候時下如何の御容體にや委しく相同度候如仰都下も珍敷大雪にて候ひき近日浦賀與力より文通にて候がやはり彼地なども平地二尺餘の雪と申事に御座候絶て

無之事のよしに候其上此二日には小田原大地震にて此表も餘程の事にて候ひ
 き其日は中津藩の調訓日にて二本榎の邸へ出て居候所地震にて其震ひ方一通
 ならず怖るべき事と中庭へ出候程の事にて候浦賀邊も潰れ家は無之候へども
 土藏の分は大抵痛み候趣に御座候其御地も大分強き震ひ御座候よしに承り候
 扱々穩ならぬ事に御座候其上此表にては首夏には必ず異國船渡來可申風聞に
 て志あるもの心を苦しめ候儀に御座候偶感の詩三首錄呈御一評奉希候
 未見砲臺環海濶南風四月甚關心但教廟略無遺算應有蕃船報好音士庶何爲忘德
 澤江山亦自惡妖祲武昌元是咽喉地可使犬羊窺領襟
 戎霧蠻雲黯海天書生微力曷能宣堅城巨艦策空委短髮蒼顏徒自憐檣木橫江誰起
 堵硝苗在野未開田伐謀原係廟廊事祇把礮兵聊著鞭
 幾載鯨鯢橫遠海中州預備尙依然孰知兵制從時變但說軍裝映日鮮運礮未應須我
 馬守城却或要渠船當今更有無窮事志士何時安枕眠
 蕃船報好音は阿蘭船の風說書を申すにて候堅城巨艦策空委は先年の獻策御取
 用無御座候を申候也此表の時事はにて御推察可有御座候雞の鳴き候に羽たゝ

き致さず候事の農兆と申事一向心得不申候易に翰音の名も有之候へば却て異
 事の様愚意には被存候借礮卦彫刻の事別紙の手段に仕候是にては十の八九は
 御聞濟に可相成被存候聖堂學士輩猶豫致し居候間に此方より廣と申候一字を
 加へ斷り候は少しく快き様に存候御一咲の爲別紙掛御目候いつにても宜しく
 候間便間御投還奉冀候先は兩度の奉復御疎遠申上候申譯旁々此如に御座候御
 體氣折角御愛重所祈に御座候不肅

二月十七日

啓 拜復

懼 堂 君 臺下

三三八 山寺源大夫に贈る

嘉永六年四
月六日

追々氣候も好く相成候御動履倍御佳勝被成御座候歟此表にても令郎ちと御不
 快にて過日長谷川の方にて御容體をも一診仕候所さしてのとも無御座候へ共
 御用藥少々愚意に叶はざる廉も候て長谷川へも左様申候事に候ひき然る所追
 追御順快にて過刻も使を以て御様子伺はせ候に今日頃は半分御快き趣に御座

候御過念被遊まじく候倍先便礮卦伺の次第並に開板砲學圖編の事申上候所其内久しく御誨答不成下候伺の方の儀には此節も相關係候事御座候間入御覽候紙面便問御返達被下候様仕度候餘り暫御左右も不承候に付拜候方々如此御座候時下千萬御保慎奉祈候以上

懼堂契臺 几下

四月六日

啓 拜上

附啓御近著等御座候はゞ御示及奉冀候上巳一詩供電覽候御一祭是祈

癸丑上巳會飲簡堂

王右軍上巳爲蘭亭之會、在晉永和九年癸丑、今歲又遇癸丑、是日之集、豈非勝事、因憶永和八年、殷浩北伐無功、再舉屯泗口、右軍移書諫之曰、區々江左、天下寒心、固已久矣、處內外之任者、未有深謀遠慮、天下將有土崩之勢、任其事者、豈得辭四海之責哉、又與會稽王昱牋曰、不度德量力、不斃不已、此封內所以痛心歎悼者也、願先爲不可勝之基、須根立勢舉、謀之未晚、浩不能從、遂有九年秋七月之敗、頃歲洋夷披猖、梁頤大邦、形迹既露、而不可勝之基、尙未立者、俯仰之際、不能無感慨、因詩中及之、

良辰修故事、稷飲會詞林、乃誦蘭亭序、深欽賢者心、去年爭北伐、今日在山陰、勝集雖可娛、回思感慨深、鯨鯢久奔盪、長籌乏知音、興懷欲嗟悼、情況何古今、

啓

嘉永六年四月十五日

三三九 島津文三郎に與ふ

西洋三兵砲術真傳免許狀

一 歩兵法

一 騎兵法

一 砲兵法

一 目錄有之

但隊伍進退之法馬術ニ屬ス

一 砲兵法

目錄有之但騎砲之法是又馬術ニ屬ス

以上

書簡 二三九

貴殿入門以來篤く心懸け日々出精修業有之追々上達せられ號令作法に至り候ては門下多しと雖も比類無之感心致候依之今般此卷令附屬候畢以後從學懇望之者有之候はゞ指南之義尤に候抑某此術を講習候事偏に家國天下の爲に微力を盡候迄にて世間卑に臨て高を爲さんと欲するものゝ比にあらず故に自ら勤勞刻苦して發明する所の業と雖も初めよりこれを隠秘する事無し此邦に良術秀法心得たらんもの一人も多く有之候はん事某の志願に候門人取立有之に於ては此事尤も不可有遺忘候且西洋之諸術是を泉の山より出るに譬へて暫くも息むことなく日々に月々に長進し新に發明候事歳に不少候若し此方に於て精研疎く候時は終に彼に及び候事能はず候大丈夫之志固より出藍之企なくんばあるべからず愈以無怠慢可有研究者也

嘉永六年四月十五日

佐久間脩理

啓明

島津文三郎殿

嘉永六年四月十七日

三四〇 山寺源大夫に贈る

前文切れてなし

他出不相叶家僕を以て御左右承候に次第に御快き様承り其後使上げ候へば三四日取分け御善候に候よし其内村上生より承り候にも御様子宜しき趣長谷川生來訪に而承知候にも追日御快善の趣御話有之□□快き事最早御床なども御除け候半と存じ一昨日(十五日也)御見舞申上候所猶御牀有之其上御容體一診候て實大に驚き申候先頃方宜しき方々と御座候て箇様御手間取其御容體とても聲も御啞し胸助邊に押無き如き御覺有之候脈も數御座候御様子いづれにも肺に申分御座候證に被存候是等は其前私御診察申候頃は無之義に御座候是程の義を自身御見舞不申人言にて事もなく申上候は甚申譯無之恐入奉存候愚考には今に於て早速に其治方に從ひ致瀉血候か左なくとも胸部に水蛭を頻に施し候等の事無御座候はゞ或は肺勞に御傾き候恐れなきにあらずいづれにも功者の西洋家へ御見せ其議論を聞き愚見と參考有御座度可然見込申候所長谷川生も宜しく頼み度と申候に付早速大槻俊齋へ申遣し候然る所昨今の内必ず見舞

倉田は倉田
左高にして

考も候はゞ戻りに立寄り可申との挨拶にて昨日も見え不申今日も晝過迄見え
ず候所へ幸坪井信朝(信道の婿)参り候に付相頼安世差添相伺せ候左候所明朝長
谷川御同道申出立と申候て一通御容子診察罷歸候趣に御座候安世を以ての傳
言には脚氣を兼ね候様存じ候との義に御座候隨分尤に被存候今一人若手にて
は當時書物よく讀め評判宜しき大木忠益へも申遣し(是れも信道の門人なり)罷
出候よしの所何を申も明朝御出立と申にて是も御容體一診のみにて歸候趣に
御座候服部某並阿藤を信じ候體を察し候て都下の流義にて言を盡すことなく
して引取候やに被察候私此間長谷川へ申候には元來通家の事に候へば私方に
て暫く養生有之全快にて歸られ候方可然何分御在所には良醫乏しく不都合な
る事可有之と申候所長谷川も如何致したるが宜しからんと其節は未だ必ず御
同道にも極めぬ様にて候所全く服部等の説にて決心候事と被存候只今御暇乞
ながら御尋ね申御容體を看了候に一昨日に御替り候所無御座候御道中候はゞ
空氣も新たに相成候故脚氣の爲にも肺の爲にも可然候惟其表御着の上御薬用
萬端肯繁に中り候様を奉祈候いづれにも先倉田へ御見せ其品次第六七十七の

阿藤は藩醫
阿藤通碩か

松代藩醫な
り

鼠宿は信州
埴科郡南部
に在り松代
領の最南端

瀉血御座候方と奉存候若瀉血無之候はゞ水蛭を胸部に二十條づゝ七日も御連
用有御座度ものと奉存候返すゝ昨今大槻に見せ候はぬが惜しき事に御座候
愚意には兎に角最初より阿藤の桂枝劑は御症に相反し不可然と存居候千萬御
愛養御座候様奉存候今夕長谷川へ面會不仕御傳言も不申候故如此に御座候過
日は鼠宿迄既に御出かけ候よし隔地の義御案事被成候事御尤に奉存候御考合
せ迄に例の伏藏なく申上候燈下亂筆御免可被下候以上

四月十七日

啓 拜手

懼堂老盟臺

猶々乍憚尊嫂へも可然御致聲奉仰候

三四二 山寺源大夫に贈る

珍函拜誦先以愈御萬福の條奉慰浣候賤家老少も如昨罷在候間幸に御放念可被
成下候偕桐翁先生御昔遊の地に碑を被建候と申一條御同門熟談に付文の儀曖
翁へ小弟より頼可申儀いかにも承知仕候然る所此度御行狀等も不被遣且天王

嘉永五年四
月二十八日

此書簡第二
二一書簡の
前に入るべ
きを編次を
誤れり

山地形等の圖も無之候ては暖翁にも文の出来可申種子無之差困られ可申右の種子なしに文を請ひ候事餘り不覺の事に相成候間右兩品被遣候迄相扣居候心得に御座候暖翁にも大老に候へば御急の所御尤に候間此手紙相達次第勿々兩種御調被差遣候様奉存候但御行狀の所例の御自叙と申もの候へば彼一卷を被遣夫にて宜しかるべくと被思候仁も可有御座候へども彼御自叙にては先生の御聲價を損じ候と奉存候間別段に老兄の御筆にて御綴り被下御家督御禮の御伴に馬に召され候様の儀を三五事御取出し御座候へば其餘は御家柄にて御文辭御鍛鍊にて御政事に御興り被成候事外は御著述に御かゝり御終身御筆を被放候事少く等身の御編述御座候にて事足り可申奉存候御自叙は御子孫に被傳候爲に候へば如何にてもよく候へ共經學文章一藩の模範など申すにて大家の文を請ひ候料には不可然と限て存候儀に御座候偕又天王山は餘り寂寥の地に付蟲歌觀音堂の餘光を借り候はんの西條菅公祠の末輝を仰ぎ候はんのと申はいづれも俗諺云ふに足らずと存候文盲人婦女兒の一人も多く讀み候が宜しと申御趣意に候はば御自叙の儘假名がきにて石に雕られ候て可然假にも御昔遊

の地が慕しく存じ候御門下の至情より有名大家の文を請ひ永く老先生の儀を後に傳へ申度と申に候はゞ本より識り候人の見候を望み候譯にて盲者や兒女輩に示し度と申すには有御座まじく候因て愚意には天王山に限り候儀と奉存候人跡の絶え候所に候へ共先生は其幽寂を御好み被成候て時々御遊も被成候事に候へば御門下の士とても月の夕花の晨御碑下に徘徊候て往事を忍び候も不妨是韻事と存じ候事に御座候尊意如似尙衆論も有之候はゞ可被仰下候先は御急の事件故夫のみ拜復仕候後便尙可申上候不肅

四月二十八日

啓 拜復

懼堂老兄 臯比

三四三 眞田志摩に贈る

嘉永六年五月十日

拜啓仕候過日は舊年御墓文之義に就き御口御座候御挨拶として深美出府に付昆吾壹方御賜惠被成下感惕之至筆謝難申盡奉存候深美歸藩の節も裁謝申上度心がけに御座候ひしかども多忙にて延引恐入候扱近日愚甥北山藤三郎に承り

候へば姉義けしからぬ嘆願書相認御玄關迄罷出粗忽之義共有之候よし何共私に於て恐入且面目を失ひ候義に奉存候御□意を以て毎々御寛容之御扱被成下候條千萬難有御禮の申上べきやうも無御座奉心謝候元來姉にて候ものは氣性生得慥悍にて私などの手に餘り候者に御座候乍去其表に罷在候はゞ此度之義等の過失は無之様諫も可仕候所隔地にて一向に存し不申後れて承り誠に驚入申候全く私義の昨年来風説に因り蕃船渡來之義を心遣ひ少しは米などをも買儲へ夏の陣服など製し候義を傳聞仕只今にも騒亂の出て來り候様只願心得候より兩人の子供へも臨時の御用向相勤めさせ申度相考候より少々は身の廻り佩刀之修復等も仕らせ度と存込候とて急に金子借入手段仕候所何分出來兼候に付前後窮迫仕嘆願候もくろみ等仕候義に被察志はけなげに御座候得共安世義も御座候に女の直々上へ願筋等仕候義の御座候義以外の外之義に奉存候箇様の事如何様あせり候とて政府之御差圖に被爲及かね候義は知れわたりたる事にて候を辨別不仕候事咲止千萬之義に奉存候但士丈夫すら争友争子無御座時には過失をも免れざる義に候へばまして不學の女子殊に早々夫をも失ひ獨り

住にて教訓を加へ候ものも無之あまつさへ母並に私儀も此隔地に罷在安世迄も此方に修業罷在候義にて考誤候義とても誰ありて申解き候者も無御座又諫争可仕ものも無之候へば氣性慥悍のもの等は箇様之間違御座候も亦其勢と奉存候何分にも御寛恕被成下此上何事も御含蓄被成下候様奉願候先は過日之御請旁右懇願迄申上候心事千萬御照諒可被成下追々暑に候爲衆折角御珍愛被遊候様奉祈候不肅

五月十日

啓 叩頭

眞田老臺 執事

嘉永六年六月五日

三三三 母に上る

日々あつき事に御座候へども何の御さはりもいらせられず候か私事あまりあまりたつしやにて昨晚四時すぎ浦賀迄ちやく致し候まゝ御安心願上候今朝はやく起き候て山に登り渡來の船ども一見候處かねてきゝ候通り大そうなるものに御座候都合四そらの所二そらはじよう氣せんと申にて火の力にて風にさ

渡來の船と
嘉永六年六月三日
丑(西曆一)

八五三年七月八日(米)
 國水師提督彼理の率む
 來りし兵船を謂ふ船名
 次(シ)クエ
 Kusunokunin
 (シ)ン
 スクエ
 ナ)Missippi
 (ミ)シ
 以上蒸氣軍艦
 (サ)ラトガ
 (Plymouth)
 (フ)ライマ
 ウス)以上帆船此
 等の中最初
 のもの旗艦
 なり

かひ候てもさしつかひなく走り候船に御座候一昨日七ツ時前の頃松わと申邊に帆かけ見ゆるなど沙汰し候うち矢の如くにみなと内に入來り候由今朝見候處は陸より十七八町もへだたり候處に一艘有之候是はコルベットと申船にて大筒左右に二十四挺ともに二挺つがふ二十六挺そなへ候船に御座候其並に六七町へだてゝじやうき船又六七町はなれて初めの如き船有之候じやう氣船はいづれも殊に大きく御座候其回りを此方の御用船帆をかけて通り候を見候に丁度大たらひの下にはまぐり貝御座候様見え申候とても彼れと争ひ候には私などのかねて申居候通り此方にて大船を彼と同様にこしらへ大筒をも同じく澤山に作り候上ならては出來不申候此度も大に見あなどり候て小ぶね十五六そうあろし一そうに十人ばかり乗り候も有之五六人なるも有之港口諸所のりあるき繩を下げ海の深淺をはかりあますさへ浦賀の燈明臺と申す邊へ上陸いたし悠々と見物いたし候てい傍若無人の様子と申事に御座候然るを奉行はじめをそれられ候か與力同心もこはがり候か夫か上の御趣意に候か誰一人とがめ候ものもなく唯見ぬふりしてさし置候との事借々遺恨此上なき事に御座

候一昨日四艘來り候が尙跡四艘參り候はんと申事に候由先づ至つて穩やかなる取扱ひに候へば此度は何事も有之まじく候此表御用船の外一切船留と申事に候が其内さしつかへ出來可申候公邊の御挨拶も早速には濟申まじくいづれも盆前に方つき候へばよろしなど此土地のものも申居候私も又出候とも此度は一兩日中罷歸り候心得に御座候乍去今少しせんさく仕度事有之候間大凡わから候事ども認め御屋敷へ差出し候爲め附人の内一人さし戻し候まゝ大略の事御さかせ申上候目出度かしく

六月五日

脩理


御母様

(三四四) 望月主水に贈る

嘉永六年六月六日
 日々毒熱に御座候處倍御萬祥可被爲渡奉恭慶候儲一昨日拜辭の後直様歸宅仕拜借の御書物等取調べ賢之助安世へ看護申付置き御借人參著候を待ちつけ直に出立大森まで罷越し夫より舟にて金澤に渡り可申存意にて舟を借ひ候所折

節風の模様あしく候に付舟出しかね候と申事故又金川迄罷越し漸一艘やとひ得候て乗出し候所南風強く波荒く候て舟子共力を極め働き候へども舟進まず金澤に至り候はぬ前日暮に相成候然る所風少しく西に轉じ帆を張り走り候模様相成候に付舟子に申談じ大津迄金澤より三里餘走らせ候舟中より猿島を望み候に此島の砲臺は既に撤せられ候と承候所此度は備を被置候事と相見え砲臺とあぼしき所に火の光多く見え候大津の陳屋濱手にも同じく提灯の光數多く見え候大津にて岸に登り夫より山を越し十八丁にして浦賀に御座候所此度は御合印御座候提灯持參仕らざる方可然と相考へ態々用意仕らず候處此夜けしからず明かに候て山路の高低石の多少まで盡くよく分り歩行少しも無氣遣浦賀に著仕候刻限は夜四ツ半ばかりにて御座候ひさかねて知る者に御座候故小泉屋と申に止宿先あるじを呼出し昨日異船渡來の様子承り候に蒸氣船の神速なる事言語に斷えたる由に御座候松輪邊に異船の帆影見え候と申やいなやまたたく内矢を射候が如く走り來り彦根侯御持の臺場よりも乗留め候心得にて乗出し候よしの所皆及び候こと能はず第一番に參り候船浦賀港を過ぎ鴨居と申

邊に錨を卸し續て蒸氣船に無之船一艘入來る是は先に立ち候蒸氣船の引き來り候もの、様被思候よしに御座候其跡引續き蒸氣船一艘蒸氣船に無之船一艘都合四艘浦賀港より江戸の方へ堅に並べ置き候事のよし是迄渡來の船と總て品替り候て乗組居候者共も殊の外驕傲の體にて是までは異船渡來の度ごと與力同心乗入見分する事舊例に候處此度は同心與力の類身分輕きもの一切登る事を許さず奉行に候はゞ登せ可申との事にて其船の側へ參り候をも手まねにて去らしめ候由夫を強て近寄り候へば鐵砲を出し打放し候べき勢に御座候故一番船に向ひ候與力は其儘引返し又彦根侯御人數の内にて乗寄せ強て登らんと致し候所空砲には可有之候得ども二發打出し候に付是も無致方且は怖れ候て引返し候由の話に御座候いづれの國にやと尋ね候所宿屋亭主は不相分候故其儘休息仕翌五日早晨に起出て東浦賀より山に登り鴨居と申所の東に向ひ候所に至り一見仕候所浦賀港口の東南十六七町の所に大砲廿八門備へ候洋名コルベットと申べき船一艘有之其東北四丁程隔て候所に一艘是は所謂蒸氣船にて其形コルベットに比し候へば殊に大にして比例し候に五と三との如くに

御座候コルベットも大略測量仕候に其長サ二十四五間可有之候蒸氣船は四十間ばかりと被存候其東北に同じく蒸氣船一艘是は先のに比し候へば稍大に見え候いづれも船腹に車輪を備へ候其輪の大サ徑六七間可有之候蒸氣を生じ候爲の筒と見え候が徑五尺ばかりにして舷より三間餘高く突出し候もの有之候大砲の數は車輪の前に四門後に貳門是は砲窓を開き有之候故よく分り申候其上に六門是は砲窓を閉ぢ有之候故かすかに見え候左候へば是も二十四門を備へ候と被存候夫より同じく東北に當り砲廿八門備のコルベット一艘船と船との間いづれも四町ばかり並よく隔て左右にコルベット中に蒸氣船二艘を置き候様子船の結構よりしていかにもさらびやかなる事に御座候乗組の人數は四艘合せて二千人ばかり船印は此如にして角の黑白は俗に申一抹と申もの様に相見え候持參仕候遠鏡格別宜しからず候間委しき事はわかり不申尙精しくは後便可申上候夫より旅宿迄罷歸り追々浦賀役場の手筋へ掛り異船來著の始末承り候に皆此度は事に成り可申と覺悟を極め居候様子に御座候與力中島三郎介と申者和蘭通事堀達之助一同其主船とよぼしき船に浦賀の方より第

三江戸の方より第二乗寄せ之を拒み候を強て乗登り何れの國より何の用ありて來りしやを問ひ候所北アメリカの内ワシントンのよしを答へさて此度の川向は江戸へ直に達し可申候へば各の厄介に成り不申通事も召連れ候故入用無之と申放し候よし其通辯致し候ものは定めて通事なるべく候が本邦語を操り候様子長崎人などの如き音聲と申事に候其外辯髪の人も乗組居候よし清人と被思候是は漢文往復の用に供へ候爲の料見にて可有御座候昨年來公邊より此所に御達し被置候は和蘭本國の書簡にてだに向後は御取上げ無之封のまゝ御返しに可相成御定めに候へば異國の文書類總じて取上げ候事無之様にとの事に候故此度の異船をも渠等申候如く内海へ入れ候ては濟み不申又齎し來り候國書をも浦賀奉行に直渡しに致し候事に候はゞ左様も可致と申候よしの所兼ての御達しも御座候上奉行直受取等の事體容易ならず候に付一昨夜與力香山榮左衛門其伺の爲早舟にて出府候趣に御座候夷人申候は若此度國書受取らず候など申事に候はゞ屹度亂妨致し候て引取可申と打出し申候よし其沙汰に有之候故下會禰殿なども家來兩人非常の心得を以て參著候様被申送又奉行戸田

奉行戸田殿
とは浦賀奉

行戸田氏榮
を謂ふ

殿にもいづれ事に可相成其時夷人の手にかゝり候も無念の事に候間寺にて自
害可被申とて寺の掃除を御申付候よしに候寺へ参られ候はんよりは兎ても事
の届かざるを見候はゞ奉行屋敷に火をかけ自殺せられ候はん方當り可申と愚
意には存じ申候浦賀商家にても銘々逃仕度いたし長持様のもの其外家財持運
び候なども往々に有之夷船も尙四艘参り可申と夷人ども申候よしに相聞え候
いづれにも此度は容易に事済み申まじく被相考候渠の申に任せ願ひ筋御許容
候義御座候はゞ夫を例として其他の國よりも兵威を盛にして請ふ所可有之夫
をも御許容御座候はゞ本邦はやがて四分五裂可仕候其事目前に有之事に
候へばよも此度御許容は有之まじく去りとて軍艦を四艘も八艘も致用意渡來
の上品次第は亂妨も致し候はんと打出し申程に候へば御許容無之候はゞ唯は
得歸り申間敷畢竟此度様の事出來り候は全く眞の御武備無之近年江戸近海新
規御臺場等御取立御座候へどもかねても申上候通一つとして法に叶ひ異船の
防禦に睨と成候もの無之事を辨へ候ものよりは一見して其伎倆の程を知られ
候義に御座候故の事にも可有之且大船も無之砲道も極めて疎く候と見込候て

仕候事と被存候へば如何様の亂妨に及び候はんも難計浦賀の地等の亂妨は如
何程の事にてても高の知れたる事に候へども自然内海に乗入御膝元へ一發も彈
丸を放ち候事御座候はゞ大變申はかりも無之候後患に御貪著無之此度の義御
許容御座候か又戰鬪の出來り候をも御掛念候迄も御拒絕御座候かは廟堂の御
計らひにて私共了簡に及び候事に無御座候へどもいづれの成行きに相成るべ
きか計りがたく候御人數配御手充第一に萬一の節御前様方御立退の御用意迄
も被爲在候様奉存候夫等一々御手配御座候て御不用に相成候へば無此上恐悅
の義と奉存候何分とも御手違無御座候様奉祈上候此段草々申上候以上

六月六日

啓 頓首

致 堂 老 臺 執 事

猶々此紙認居候内承候に明七日迄國書受取可申や否挨拶無之候はゞ大砲を
以て打拂可申と申送り候よし奉行屋敷より慥に承候右の様子にては私儀も
早速罷歸り可申奉存候以上

嘉永六年六月廿九日

三四五 馬場彌三郎一場茂右衛門に贈る

御手紙致拜見候御國家御一大事の義に付御目通を以て奉申上度但し私事は人に悦はれざる者の義に付御拂にて御逢被成候ては或はその忌疑の際より御君徳の御煩と相成候様の義出來り候はんも難計且御國家の御大事と奉存候義に付御用席列座御側役御目付等内外御役人迄も其席に御差置其上にて被召出申上候條々御聽被成下置候様奉願度と申義御側御納戸を以て願ひ候心得にて當番之御納戸呼出し右口上手扣差出し候所此義は當月廿三日修理罷出御目通願候ても不被遊御逢候間其段相斷候様上書等致し候ても猥に御取次不致候様望月主水殿被仰渡候旨長谷川深美達し有之候に付御取次出來かね候趣申聞候に付無餘岐御役方へ差出し候義に御座候然る處伊野右衛門殿云々の次第に付御取次御出來かね被成候趣右御重役へ差出し候て宜しき筋に候へば私共よりは固より御役方の手を経すして御重役衆へ差出し宜敷義に御座候處段々御内話をも申候通りの次第にて御重役へ差出しかね候に付畢竟御役方へ差出し御取

次奉願候義に御座候右を只今の御重役等へ被差出候は御手違の次第と奉存候尙其御手違の所御組戻し被成右別紙御取次被下可然道理と奉存候不容易御大事を申上候はんと申候に御側向の方も壅蔽有之御役方にては其通りにては御國家は暗黒世界と成り可申嘆はしき事に奉存候能々御勘辨此所は御役方御眞面目の御處置被成被下候様奉仰候御國家の御一大事と申候を壅蔽し候様にと其黨の重役衆被申候へはとて其通りに被成候ては御忠義の御筋合とは不奉存候何分も御國家之御爲厚く御勘辨被下度奉存候依て別紙尙又御手へ差上申候萬々可然奉願候以上

六月廿九日

啓

拜

馬場彌三郎様

一場茂右衛門様

三四六 望月主水に贈る

御再答拜見仕殊に驚愕の至奉存候漢士に於て聖徳の主には堯舜文王を以て稱

嘉永六年七月朔

首とし候所堯舜の朝には敢諫の鼓誹謗の木を被置文王の代には蕩蕩のもの迄に問ひ詢られ候事と承候堯舜文王聖人にて才德兼備ましく候ひながら如此下民にまで言路の通し候様せられ候は天下國家の務は到て廣大に候故に上に明君ありて其事を聽斷せられ下に賢相ありて其政を謀議申候と雖も人間の上には思慮の失と申ものも難免又聖德の上にも善道は盡る事のなきもの故に如此心を用ひられ候事と奉存候是則聖のますく聖なる所以にして後世政治の此上なき手本と奉存候されば言路の通塞は君德の盛衰國家の安危に關り候とも申候と奉存候然る所御再答の次第にては所謂諛々の聲音顔色人を千里の外に拒候と申ものにて有道の世勵治の國の氣象に無之と嘆しく奉存候周公の吐哺握髮の事などをば如何御心得被成候義にや扱御國家上の義は乍不肖自分共など御虚喝御座候ても決して御尤と不奉存候其詮は此度被及御絶交候以前は御國家の御事にも何かと御垂問も有之其時々御内書も澤山に所持罷在又私のみならず無學の晴山輩にも毎々御相談御座候義はよく存知罷在候無事の時すら猶此の如くに御座候て此騷擾の時節に至り却てみづから御恃の御口氣

君子にあるまじき事と奉存候夫々御役人被仰付置候と御座候得共憚入候申條乍ら御役人に何等の人物御座候と御覽候て斯く被仰候義にや不審至極の事共に御座候御國は猶一家の如く君臣は一體に御座候故に私底閑散に罷在候ても疾痛疴瘵皆その關る所に御座候に付固より心配の免るべき様も無之況や其御大事と奉存候義に於てをや私不徳不才には候へども感應院様御代久々文學修業をも被仰付御役中海防御掛被蒙仰候節外夷の事情をも兼て穿鑿仕置候様別段蒙御内命候て追々西洋の原書に就き研究仕候義も發明仕候義も御座候に付諺に申智者之千慮有一失愚者之千慮有一得にて御手前様方御聰明の御手揃にて大小御役人銘々御才能を被盡候とも亦私の愚見の夫に優り候義のあるまじきものにも無之候間彼是今一應御勘辨別紙の次第可然御執成之程奉頼候以上

七月朔日

三四七 山寺源大夫に贈る

秋冷之時節倍御休安に御履用被成御座候歟倍過日は縷々御長箋申上候事共無

嘉永六年八月十八日

阻撓相達し候趣早速に蒙仰乍毎度御厚意之程萬々難有奉降心候其後も種々奇
 怪なる事共有之其儘にも難致監察僚友迄申達し置候義も御座候扱々わからぬ
 人物ばかりに御座候萬一戎事にても差起り候はゞ如何致し候もの歟氣遣はれ
 候事のみには御座候尊意には何と被思召候哉此表の官邊御模様なども甚葵憂す
 べき事有之候是等形勢は筆にも盡しかね候義又百聞も一見にはしかずと申事
 も候へば御療用とか何とか御申立一ト先御出府御座候ては如何や此節水戸藤
 田戸田なども出府に候唯御自國のみならず本邦全國の興り候も衰へ候も此時
 節に御座候と被考候間實に容易ならざる機會に就き此段申上候よく御刮目御
 自他を御覽候へ天下英雄幾人有之候半眞に御奮發の秋と奉存候間御出府の義
 奉勸候速に御勇決被爲在候様奉望候多々申上度事のみに御座候得共昏筆のよ
 く盡す所に無御座候まゝ過日御細答被成下候拜謝旁喫緊の一事申上候千萬御
 心畫御座候様奉翹企候此品乍粗末有合候に任せ呈上仕候御莞收可被成下候以
 上

藤田東湖
戸田忠大夫

八月十八日

啓
再拜

懼堂老盟臺 席間

猶々令郎御不快其後如何御様子委しく承度奉存候時候の替り目御保護に不
 可過と奉存候以上

三四八 横田甚五左衛門竹内八十五郎に贈る

嘉永六年八
月廿五日

本月四日之御内書來達拜見仕候先以倍御佳勝之條奉慰傾想候然ば洋船來著此
 表一方ならざる騒動に及び候趣追々御傳聞御抗慨被成候よし御尤に奉存候右
 に付云々の御内命委細承知仕既に此程川路殿へ拜話之節及其事候義に御座候
 同所にて承候へば公邊にても其思召有之新潟より三國近邊迄引上げ夫より十
 四五里馬牛にて運び夫より戸根川の上へ出し可申通路を開かれ候はんとて此
 節御勘定所より見分の御役人出居候との事に御座候平日は上り船の品は駄賃
 も格別廉にも付き不申候て下り船には其土地のもの易くと下し候義に付土
 地の品高直に成り候等の弊を免かれず右故愚意には兼てより格別ふさはしき
 事に存じ不申候へども此時節に至り候ては一國の小不利天下の便利に替へ難

川路殿とは
謂ふ大防市
尹より轉じ
奉行なり
海防掛を兼
ねたり

く依て此義川路殿へも申陳べ候事に御座候則ち水府老公歎福山閣老より御一聲被下候様にと申所一計策の先を開き候義に御座候川路殿にも川運の義いかにも可然事と被申候福山侯の方にも手短に一道有之候間是へも愚意之分に致し話し置候義に御座候其内いづれにか相成可申と奉存候先左様御承知可被下候借小弟義にも色々御配慮を蒙り難有奉多謝候然る所すてに

中々にかけぬれはこそ照る月の光みちぬる夜半も有けれど存じ候て毀譽得喪にて心を動かし候事はまぬかれ候まゝ幸に御放念被下度候尙好音の模様も相分り候はゞ申上候様可仕候多忙中早々如此に御座候時下追々秋涼千萬御保愛奉祈候以上

八月廿五日

修理

甚五左衛門様

八十五郎様

(三四九) 鳥飼右仲に贈る

本書は惟ふに千曲川の流に近づくに大瀧と稱す處をあり開き水運と起さんとする藩の議當時は是といへばしはなるべし

嘉永六年九月廿六日

一場茂右衛門は松代藩目付なり

遂翁様とは先藩主幸貫を謂ふ信濃守様は藩主幸教を謂ふ

以手紙致啓上候秋冷日に加はり候處倍御安泰被成珍重之至奉存候然に一昨朝も參殿仕御手敷に罷成奉謝候其節御用人衆へも申述置候最初一場茂右衛門同道仕御館へ罷出嘆願筋申立候節近頃私義に關係仕候書類迄差上候義は重役の者黨を結び我意を振ひ言路を壅蔽し國權を賣弄致し候罪惡を顯はし且嘆願筋の佐證とも仕度存意に御座候然る處右書類の次第私に係り候義とは申もの、私一身の枉誣を受け候等は固より論ずるに足らず候へども當夏亞墨利加の事起候以來容易ならざる御時節に相成公儀にも深く御配慮も被爲在候折柄海防御手充向第一追々遂翁様御生前の思召に相觸れ忠孝の大本を忘れ人を欺き天を欺くの義御座候ては信濃守様公儀並に御祖先へ被爲對御濟難相成此御時節柄別して容易ならざる義と奉存候右書類共既に此度太守様へ御覽に入れ候上は幾重にも奉嘆願是迄壅蔽に相成候義ども信濃守様御耳に入り御共々被成下御相談御政事向は遂翁様御舊時に相復し海防御手充向も眞實の御忠節より出候様仕度奉存候仍て差上置候書類一先御下げの義奉願不用の品除き夫々最初よりの手順相認め往復の書面等も次第を追ひ寫取り御覽被下よき様仕差上度

義と奉存候右の次第御用人衆へも被仰談被下候はゞ一先書類御下げの義御取計らひ被下度奉願候何分にも可然様奉仰候右得貴意度如此に御座候以上

九月廿六日

佐久間脩理

鳥飼右仲様

鳥飼右仲は桑名侯の側役なり

嘉永六年十月

三五〇 望月主水に贈る

御伺書案

前文を逸す

品川臺場に
つき藩主よ
り此何書を
幕府へ差出
さしめんと
し其案を草
もして送れる

先達てより品川沖御臺場御新築有之候趣相聞え今般異國船防禦の爲め西洋砲術家來共へも稽古相勵候様厚く可申付旨御達有之右内海御警衛の爲御臺場御新築御座候も西洋法に依り御取立に相成候は其法術をも手廣に可被成置御趣意に候間其心得を以て西洋打方習熟のものへ申談候様委曲奉得其意候然る所故御名代より取集め置候西洋書聊か有之家來の内にも西洋學心得候もの御座候て是又海陸兵法に關り候洋書少々は所持罷在候所今般内海御取建に相成候御臺場の如き模様は拙者所藏の書中にも又家來ども藏本中に

も一切見え申さざる趣に候既に御臺場御取建に相成候に於ては品に寄臨時其場所相固め候様蒙仰候半も差計らひ候義ながら難計候義に付其御依り被成候法はいつれの國の發明にて何と申書中に出居り候義や其築方異常に御座候に就ては定めて其守り候方も別段の趣向可有御座候へば爲念其御依り被成候原法委しく相伺置家來共初め異變臨時の節事を誤り候義無御座候様此節を穿鑿仕置度奉存候此段宜敷御指圖可被成下候以上

丑十月

猶申上候昨日の草稿中跡にて存付候へば改め度場所一二御座候

其御依被成候法はいつれの國の發明にていつの頃何國との戦に何様の利有之義や其法立何と申す書に出居候義や其御依被成候原法并に其戦例等も御座候はゞ委敷相伺置家來共へも異變臨時の節事を誤り候義無御座候様此節より心得置せ度奉存候……

と御座候方可然と奉存候宜しく御採擇可被成下候以上

修理

嘉永六年十一月七日

三五二 姉に贈る

久しく御無ゐん申上候次第にさむさつのり候へども彌御さげんよくいらせられ御めて度存じ上候此方御は、様至極御すこやか其外いづれもかはり候事無御座候間御心安くおぼしめし可被下候さては私も此度學校の督學被仰付表御用人上席と心得候様と申事にて難有仕合奉存候先達中奸邪の輩はびこり候頃は君國の御爲になり候様にと計らひ候ても一とむきに打ちくつされ候てあますさへ其御地へ參り候へなどの仰せをも蒙り候所追々に忠邪の御辨別もつかせられ候事と相見え御家老しよく御免の人もこれあり御せんぎ筋御座候とて大阪より御召し下しに成り候ものも有之候よしにて候に私事かやうに席なども下され候は全く是までの御仕むけ御改正に相成候事と被存御國家の大幸と難有御事に奉存候先頃中は何かと御母様にも御心配をもかけ候所一昨日の被仰付にて大に御悦被下早速御前様へも御しらせ申上候様にと御申下され候依て其事のみ御知らせ申上度草々申上候藤三郎へも乍憚宜しく願上候是も此節

五日學校督學被仰付表用人上席となる

の時節柄其地に居りやすんじ候べき事に無之いづれにも此表へ出て何かの修業致し候方可然とかねても申越し道中金までも送り遣し候所今に久しく沙汰も無之候此時節をいかなる時と考へ候事にや夫と申もの其山の中にては何事もわからず此節天下の容易ならぬ勢に成り居候事も存じ申さぬにこれあるべく候明日左大夫立歸致し候に付此事をも申候間此表の大略を承り志を決し候様御申傳可被下候さむさせつかく御いとひ可被遊候めて度かしく

十一月七日

修理

御 姉 様

三五三 三澤刑部亟に贈る

嘉永六年十一月七日

昨日終日の評談遂に深更迄に及び御苦勞至極奉存候然ば明日八日にて鍛冶職のもの吹子祭とか唱へ商家の夷講などの如く祝ひ候に付砲臺申付置候鍛冶職よりも金子拂ひの事申出候依之例の高田へ御承知御座候ひし六ボンド砲臺六十五兩の内三十兩今日御廻し被下度奉頼候御手数ながら何分所冀に御座候印

書簡 二五二

五一五

昏と御引替に被成可被下候以上

七日

覺

一三拾兩也

右は六ポンド砲臺製作料の内御渡し被下慥に致落手候追て職人とも本切手
と此昏御引替可被下候爲念如此に御座候以上

丑十一月

佐久間修理

三澤刑部 亟殿

嘉永六年十
二月十三日

三五三 藤岡伊織に贈る

近寒彌御萬祥被成御起居候や御兩尊様にも倍御安健被成御座候か御近況委承
度奉存候賤家老少幸に昨の如く罷在候間乍憚御過念被下間敷候借先頃は令弟
御不快の所薬上げ候て早速御快方候義御怡御丁寧被仰下奉謝候其後度も度々御
尋被下候所此節にては至て御健に候間御案事被進間敷奉存候將又尊大人より

も御懇に被仰下且被寄思召牛肉一箱御贈被成下珍感殊に深奉多謝候折節先年
西洋書の句讀を授かり候當時加州侯の醫官にて黒川何某入來に付御贈被下候
肉を炙り酒を勧め候所けしからず致賞美大に興を添へ候義にて千万奉感銘候
宜御禮御申上可被下候然者此紫菜珍しからず候へども聊寒候拜伺之印迄掛御
目候御咲留被下候はゞ可爲大慶候過日之拜答たまもの、拜謝旁草々如此に御
座候寒威折角御自保所祈に御座候乍憚御尊人様方へも宜しく御致意奉願候以
上

十二月十三日

啓 再拜

桂林賢友 足下

猶々御別紙御内々被仰下候義御尤に奉存候兎に角事を解し候人に無之候ては
非常之節役には立不申候何とか御工夫被成暫にても此表へ御出一御脩行御座
候はゞ一廉御國家之御爲にも可相成候此節此表は諸事大分開け申候世間にて
は大分開候所御屋敷にてはいつも同様嘆息之次第に御座候私も當月三日又々
御役御訴訟申立候兎に角世間は私などの存念に應し不申私などの存念は又世

間へ應じ申さるる事ゆゑ是非に及はざる事と存候義に御座候御一咲可被下候以上

嘉永六年十月十四日

三五四 山寺源大夫に贈る

昨夕は御惠來を荷ひ殊に彼是御親切に蒙御提誨萬々奉謝候是よりこそ謝狀をも呈し候べき所に御墜簡拜接悚然捧讀仕候へば御丁寧蒙仰重疊恐入奉存候倅御旗本大銃一座御増し三座と被遊度思召被爲入候條乍恐御尤の御儀に奉存候海寇に對し候ては國內總て守戰に御座候所守戰には攻戰と違ひ大砲の數を多くし候事一定の法則に候へば御出馬の節も砲數多き方可然事に奉存候然る所その砲數を多くし候も亦外御人數の掛合せも御座候義にて右掛合せなしにひたすら砲數だに多く候へば戰に臨み必ず利を得候と申には無御座候過日御調の内大砲二門と申所外御人數との掛合せも至極御相當の事にて御不足の義に無御座候御調の御人數にて又一座を御加へ三門と相成候はゞちと御不釣合ひのものにも可有御座候依て愚考仕候にはカノンホウキツ、ルの類被遊御増候

義は御見合せに相成十三ドイムのハンドモルチール二門御増に相成候はゞ至て手軽に取扱はれ候もの故に御人數の掛合せに響き候はて御筒數多く相成其上カノンランゲホウキツ、ルの業の及ばざる所を補ひ候所も御便利に可有御座と奉存候カノンランゲホウキツ、ルは地平に準じて直射候もの故に物を隔て敵を害し候事能はずモルチールの類は天に向て擲發し候もの故に物を隔て敵を打ち候用を成し申候且二門のハンドモルチール御鑄造にも何程の御入費も掛り申さず彈藥を併せて御送りに相成候時人夫少くして埒明き可申候へば旁此趣向可然と奉存候尙宜しく御勘考の上思召御伺可被成下候先は拜復迄艸々頓首

十四日

啓 拜復

山寺老盟臺 席間

再啓艸類御擲還を蒙拜收仕候長崎黒船の事佐賀藩留守居過刻も見え候が一向不承と申候左候へば如何可有之や不審の事に御座候別冊同人より借受け候が其模様にてても只今頃再着は致すまじきかの様被存候乍序別冊掛御目

嘉永六年冬
山寺江戶に
出でしかば
常山は十一
月三日郡奉
兼行側役頭
な軍議取

候便の事御知らせを蒙奉多謝候硝石一件必ず竹兄迄申送り候様可仕候礮卦
和解之儀御多忙故年内御卒業御座候はん事無覺束思召候との御事不及是非
候御手隙次第に被成下度奉懇願候以上

三五五 小山田壹岐に贈る

安政元年正月九日

昨日蟻川賢之助より申上候大銃御圍ひ玉の内二十拇榴彈二ツ十五拇同十五六
斤實丸五拜借仕度尤も不日上納可仕と申義定て御勘辨被成下御武器方へ御指
圖被成下候義と奉存候御武器方へ掛合拜借仕可然歟爲念奉伺候十二日十三日
打方に付明朝彈藥之方舟積に仕り差出し候と申に少々問合ひかね候に付此義
奉願候義に御座候被然御指圖被成下度候以上

正月九日

猶々御圍の玉類も去夏中私方之常法を以て製作仕候義に付右を拜借仕跡よ
り其分返上候も皆同物に付御差支聊か無御座候義と奉存候

小 壹岐様

佐久間脩理

安政元年正月十一日

三五六 望月主水に贈る

午後より亞墨利加船八艘浦賀に向ひ候趣風聞御座候所又不突留の義申上候と
恐入候に付諸所承繕ひ候に此度は相違無之趣に御座候營中へは今朝注進有之
候所御祝儀日の事故とか申事にて暫く秘し有之候に付外へは遅く聞え候とか
申義に御座候定て御承知被遊候義とは奉存候へども此段奉報聞候未だ浦賀に
入津は不仕歟に承候依て明日大森演砲も新調にて打試み可申箇數門御座候に
付異舶來著に付候ても彌打試不申候ては叶はず候故御指留御座候迄は稽古仕
らせ候心得に御座候盜を見候て矢をはぎ候様には候へども大砲と申もの初め
て手がけ候ものなども候へば少しは心得させ申度は又家國の御爲と存候義に
御座候將過刻依田甚兵衛奥村良左衛門一同例の一條に付表並御側向共佗頼れ
候とて参り候に付承知之趣及挨拶候全く御威勢故の義と奉存候此段も乍序申
上候以上

十一日夕

啓 叩頭

木挽町時代
致堂老臺 執事

五二二

安政元年正月二十四日

三五七 望月主水に贈る

只今長岡藩より参り居候門人小林虎三郎と申もの其御屋敷より罷歸り申聞け候は明日ワシントンの國開基之人衆生日に付内海へ乗入居候異船共大砲壹門に付拾六發宛打放し候と申事其届有之候よし慥かなる事と申義に御座候右行装をば心得のため一見仕置き申度今夜中より金澤まで罷出居り右一見仕明夜晩くも罷歸り候様仕度奉存候此段御聞置き可被成下候以上

正月二十四日

佐久間修理

望 主水様

安政元年正月廿六日

三五八 小山田壹岐に贈る

昨二十五日ワシントン生日に付異船ども大砲祝發候義に付其様子柄心得の爲め一見仕置き申度御聞置き申上一昨夜中出立仕昨日右祝發の模様一覽仕昨夜

深更歸宅仕候此段申上候尙委細は罷出可申上候以上

正月二十六日

佐久間脩理

小 壹岐様

三五九 側納戸役に贈る

日々風烈に御座候所彌御安泰陳重奉存候然ば過日被仰出候翻譯書之義に付彼是承り合せ候所未だ世上普通に不相成品にも有之候に付き餘し差上申候

一、原名ケルキウエーキ譯して砲台全書と申候よし是は天文台にて翻譯に相成候ものと承り候台場の義を委しく記したる書に御座候

一、リニ一船製作法是は伊達様にて武田斐三郎と申書生に御頼にて翻譯に相成候よし斐三郎は砲術門人にて私方へ立入候ものに御座候所此節長崎へ参り居候に付其稿本等も歸府仕候迄は私手にては詮鑿無心許候

一、砲術書の譯本頼敷ものは是と申程の品無御座候西洋千八百五十年當年より五の板にオーフルストラテンと申書御座候是を杉田成卿門人手を入候よしに

安政元年正月廿六日

脱文あり

書簡 二五九

五二三

御座候右を成卿校訂仕候は、用立候ものに可相成と考居候義に御座候オ一フ
 ルストラ一レン前板の譯は砲術發揮□砲發□など題し候て世間に有之候へど
 も原書と照し合せ候へば半枚も誤のなき所は無之義に付用立兼候義に御座候
 右にて可然御申上可被下候借は海上砲術全書器械の部少々見合せ申度義御座
 候に付暫時拜借の義奉願候宜しく御執成奉頼候私藏本も有之候所此節加州藩
 へ借し遣し置只今手許に無之借遣し候所へ取りに遣し候は手遠に付急に奉願
 候に御座候此意幸に御恕慮可被下候以上

正月廿六日

〔三六〇〕 竹村金吾に贈る

高川文笠も罷在居候所浦賀奉行伊澤公より御頼に
 松代藩の醫
 師なり繪を
 よくす

此度本牧御固御人數の内へ高川文笠も罷在居候所浦賀奉行伊澤公より御頼に
 て御手醫師頼度旨被申越候に付文笠大悦び致し候其次第小林の方へ手紙遣し
 候寫の通り御屋敷の御固場は凡二丁斗も遠く候て中々御幕張内の事一覽も出
 來かね候所幸に高川伊澤公近習の内へ交り圖とり候様被仰付十分に寫し申候

林公始め元
 々々安政二
 甲寅年二月
 十日米使に
 於て横濱に
 幕府は

委細は歸府の上緩々可申上候へども先凡申上候
 晝九つ時頃本船よりバツテ一ラ一艘卸し數人乗渡候其並方調練の體に居並び
 候て忽に著岸致し候て先御小屋前廣き場所に追々上陸し上官の者先へ上り歩
 卒へ下知致候へば凡五百人程の群集如形隊伍を立候所其壯觀なる事言に盡せ
 ず是は彼方平生の事にてよく人の知る處也未だ知る可らざる所と申候は應接
 場の内の事に御座候先饗應の席は廣大の御場所に御座候處上の方に二間四方
 の座敷有之是は密談所と申候所にて三方三尺程の床有之不殘毛氈をかけ申候
 扱其間より士分の者四十四人外に隨者四五人は黒奴也右の者打通り夫々床
 に腰を掛け候て御役人方御出座同じく被腰掛御通辯對面の一禮有之夫より茶
 煙草盆菓子等有之菓子はカステイラルへイに候所皆大悦の様子にて残り
 候を紙にて包み申候右の一儀相濟例の密談所へベルリ始め五人案内にて相通
 り林公始め井戸公伊澤公鷗殿公松崎公御出餘程の間に有之候是は極密談の義
 にて一向外へは不解其間三十九人の者共へ吸物口取刺身にて御酒出候所酒は
 からきは嫌ひ迎養老酒を好み候様子刺身は少々用ひ候へども外品々好み不申

其應接者林
大寺學士
町奉行伊
對馬守弘
浦賀守政
深賀目輔
義民作鶴
長鏡部小
長松及小
那者五滿
舉のたり
を太

此方御固
め云々
通航一覽
甲寅年二
十日安政
十日所此
右後三原
小笠原大
膳は左

大田眞相
濃守三田
相國張手
固松平海
守松平海
數百人相
め申候相
とあり固

本掘町時代

五二六

候文笠頻りに寫し候へば彼等も珍ら敷存じ候哉文笠の傍へ參り圖取り候を爲
見吳候様と手眞似致し候故見せ候所殊の外歎び上手々々と國語にて申候中に
我肖像を頼度抔仕方仕候故意に任せ認遣し候へば皆大悅致し名を認め吳候様
申候間文笠寫と相認め候へば是はなんと申など申候に付ぶんと申候へば
彼の字にて認め言葉にも能く覺えぶんせん々と相唱へ候事一奇事に御座候
其外種々の奇説も有之候へども急ぎ候故申洩し申候儲々存外穩便の者に候へ
共阿蘭陀人よりは一とかさ多きく丈けも高く肉も随分太り居申候四百人程の
ケヘル組を一人にて自由に仕候事珍らしからず候へども驚入申候唯々不可聞
ものは音樂に御座候是は如何にも可嫌候へども人は面白がり候様子に御座候
是は扱置應接の一條御密談の義いかにも深き御趣意有之候事と被察候何れ交
易御許しの義には無相違様子に候へども□□□手段の面白き事も候哉彼者共
歸りの節も皆々耳語致し喜色の體相見え申候又君公より被命候圖取の義も御
用達申候御家士連も内々上陸の節に窺見候のみに御座候御返翰御渡し無之只
只御禮迄にて今日は事濟候様子後とても御返翰は有之間敷被存候この故は例

の密談所に有之事と被存候此方様御固めは遙二丁程の場所に候所御幕張も只
一張小倉候御持界に張り候計りにて固體の人相見不申候皆人家の陰に屯し候
も奥深き事と被存候乍去ケル組こそ目前に相備へ爲見度存じ候道中評判は
殊の外よろしく小生等迄も快然の至小倉候は悉く幕張にて所々に屯し候へ共
御手薄にも相見え申候殊に鐵砲も三五位の和筒に御座候て夷人共見せ候様申
候へば國禁と申わけ候也是も餘り拙き事に被存候彼者共を恐れ候様にも可有
之など申候扱又此後兩三度も應接有之候様子に御座候左候へば今月中も相掛
り可申候哉と奉存候夫に付ても高川は伊澤公の御手醫師の積りに御頼御座候
故數度見極候へば圖様の義は委細出來可仕大悅仕候山々申上度事も御座候へ
共略

二月十日夜認

修理

竹村先生

三六二 夫人に贈る

書簡 二六一

五二七

安政元年二
月十日

もんばは一ツ新しく拵へ被遣べく候其外何か御心附候品可被遣候以上
一兩日は氣こうもゆるやかに成候御母様何の御さはりもなくいらせられ候や
おもと恪二郎も定て無事と存候此方甚だすこやかに候間御氣遣被下まじく候
七日朝出立品川宿の取りつき迄参り候所とかく車をひき候ものども跡へ後れ
候て夫迄もいく度となく待合候所其節は甚しく後れ候故したゝかにしかり候
て此様の目方輕き品を車にのせ六人にて引候て如此後れ候はんやう無之全く
おこたり候故の事にてふらちに候是よりは馬の前にひき候へと申付候て馬の
前にひかせ候所本より輕き品故いか様にも早くひかれ候事に候ひき其上馬上
より見候へば前の繩をひき候もの力をいれず候ていつも繩ゆるみ居候に付繩
をやめ三人づゝにて替るゝ休み候て彌ひき候時は骨を惜しまずひき候様申
付候所三人にて六人がゝりの時よりすみやかに参り候跡にから手にて残り候
ものけく後れ候人はつかひ様と存申候大森まで参り小休致し貳朱金を出し銘
銘骨折候故に酒吞ませ可申候間是をわけ取候様申候所皆々よろこび川崎の宿
まで丁度九ツ時に着候ひき萬年やと申に休み晝支度調へ夫より此方は先に参

り候間供のものに跡より來候様申付馬を早めて生麥と申所まで参り候へば海
上二十町ばかりも隔り候はんとおぼしき所に異國船八そういかりをおろし居
候加奈川宿の手前の松原には茶屋など出し船見物のものども群集いたし居候
いかさま其邊のけしきあらんだ繪に湊のさまをかき候やうにて中々事替り候
風景にて珍ら敷存じ申候わざゝ人の江戸より見に参り候もとはりと覺え候
其邊まで参り候頃程なく雨の降り出し候はん様そらの色も見え候まゝ馬をは
やめて参り候處に向より御屋敷のしるしを付け候一人足ばやに來り申し候に
は三挺の御筒御持たせ候はゞ外へ見え候はぬやうに物を以ておほひ御持参候
様御留守居よりの使にてと申す其もの申候を承り候へば昨日足輕の持ち参り
候鐵砲も御役人のさし圖にて川崎の宿より皆むしろ包に致し人足にて送り候
よしに候是は全く江戸より御用心の御固人數などさし出され候様子をあめり
か人に船より見られ左様ならば品川まで参り候はんの江戸迄参るべきのと申
事申されまじき爲と聞え候たゞ穩便にあつかひはれ物にさはり候様の事
と被存候依て一同は跡より参り候さい領へ左様に申候へと申すて我等は加奈

川宿津田の處まで参り面會候て様子をも承候所明後九日の應接にも可相成と申候にて先刻まで望月も此宿に居られ候所今少し先き此宿出立横濱村まで参られ候と申事に候夫等談話の間に雨降り出し候故其日は此宿に止宿明朝早く場所まで到着候はんと幸宮本彦之進横濱へ参り候に付其事望月と御目附まで斷り其夜は鈴木屋と申すにとまり申候浦賀同心吉村一郎は我等止宿の様子承り候とて尋ね参り候是は一齋先生門人にて少しは漢字も讀め候よしに候以前浦賀にて大砲の打方を教へ候其一人にて候イギリス人アトーがかき候船の繪を送り候は此者にて夜半頃まで此度のアメリカ船の事はなし引取候此者手よりにて水を送り候船に乗り人足などの體に成り候へば異船へ乗りつけ見物出來候趣に候故明後九日の應接と成り候へば明日は早く横濱まで参り何かの支度評議も致さず候ては叶はね事故明朝は正六出立と宿へも申付候所雨ますます降り候に付明日の天氣如何と氣遣ひ候所翌朝は霧の如き雨わづかに降り候のみにて出立にても簑笠をも用ひず其家の庭前同様の所より船に乗り横濱のアメリカ人應對の場の前へ着船候ひき其船も吉村が世話にて浦賀御用船を頼

み候故いかにも早く廿町ばかりもあるべき所を暫時に渡り申候舟には櫓を九挺かけ九人にてこぎ候故この様に早く候ひき陸に上り候頃より雨はれよき天氣と成り申候横濱と申所は鰯獵の御座候所故に村立も宜く見え候望月の宿所は村のはづれにて少しく山がゝり候所の寺にて候夫へ参り面會候て御筒三挺の全備の上持參候事届け候て直に引取宿所に落つき申候庄右衛門とか申もの宅にて馬場彌三郎氏と同宿にて候是は御目附にて申談じ等に都合よき爲に同宿候事にて候其日應對場の見分に公邊御役人衆参られ一見の上論外遠方へ御人數をさし出し候様との沙汰にてけしからぬ事に存じ申候後は壹町半ばかりへだゝり横の方は三町餘遠く其所に折りまげ固め候様にとの事縦横合せて六町餘りに候わづかの御勢にて右様廣き場は警固出來かね候事は申までも無之又非常の變をいさしめ候爲に無之只雜人の出入など戒め候爲には足輕に竹杖にても持せ道筋を守らせ候方宜しかるべく尤も公邊より警固被蒙仰候御事に候へば其御趣意の爲には別に御役人衆心配無之様アメリカ人に見えぬ所に御人數を出し應對ずみ迄嚴重に人數を立て萬一異變差起り候節直に繰出し候

事の成り候様致し置き候はゞ公邊より被蒙仰候最初の御趣意にも叶ひ又こゝもとの御役人申され候趣にもさはらず兩全なるべくと申候所評議の一座皆尤の事と申候に付其事小笠原様御役人とも申談し其上にて公儀御役人衆へ伺ひ可申とて晩景に小笠原様御人數の宿所並に加奈川の御役人方宿所まで津田氏出かけ昨八ッ過に引取申候ば小笠原様にても御役人方にては昨日評議の趣意柄尤も至極の事に候と申され候よし然る所御役人方被申候はアメリカ人へも馳走に江戸表より固め人數さし出候と申す事申有之候間かけよりは表へ出度又人數をまばらにくばり候事不承知に候はゞ是は昨日六町あまりの所固めにいか様と申すに候所我等不承知に候ひき人數を二手に致し相應の所へ出し候様にと申事故無據かねての模様を改め別詰に致し今日朝五時に御人數を寄せ四時に場所繰出し候所正午時ばかりに異人ども上陸七時過ぎ引取申候其間に應接場近邊へ参り見物致し候上陸のもの三百六十人と申事に候所常のゲウエールを用ひ前後左右を固め候もの三百人餘有之べく乗り参り候小舟廿五そうかにて其内筒も八ポンドばかりのもの一挺づゝ有之候舟拾貳挺御座候夫

を祝と申事にて數十發放申候手際至て宜しく御座候異人とも我等見物致し居候邊へも頻に参り腰にさし候鐵砲をば我等手に渡し候て見せ申候五發六發連發の出來候筒にて美事を極め候ものに候異人ども五人拾人ひれを成し既に小笠原様御固めの場所へ参り鐵砲弓等の道具を遊びものに致し候趣に候いかさま御備の前へ始終参り居り候御家の御人數の方へは一向に参り不申其内三人か少しく御人數の方へやゝ参り候はんと致し候が一人此方にてよせくと申候が如き手つきを致し候所皆夫にて引返し一人も御備の前へ参り不申候是は全く不たれんながら法の如く人數立致し置き候故侮り難く思ひ候ての事にも可有之候小笠原様衆には公邊御役人方の申され候通に人數をばらくに立て至て法則のなき様に見え候故に其方へばかり向ひ候ものに可有之候先今日は大に都合よろしく致大慶候今夕島津其外の人々歸り申候島津横山早速参り被申候はんずれば夫より尙委しき事は御聞き被下べく候此事先あらく申越し候間御母様へ御申上可給候此の文人に御見せ候事は被成まじく候三村氏へも宅にてはよく候へども狩野殿へ御見せ候等は堅く御斷り可被成候外様の

島津文三郎

三村晴山

狩野勝川

ひはんも認め有之候間あしく候よく御心得べく候めて度かしく

二月十日夜

脩

理

お順どの

猶銀藏よりも委細御聞き可被成候態々銀藏さしこし候は別義に無之此表と
うりう些と長かるべく候依て常のじゆばんもんばつ、袖常の着被遣可被
下候枕一ツ宮下よりもらひ候風呂敷にて拵へ送り可給候陣羽織は折角持參
の所公儀御役人より用ひ候なと被申事にて全く不用に成り申し候蟻川など
別して力を落し可申と氣の毒に存じ申候御固めの御人數も野服と申事故わ
り羽織にても宜しく又ちりめん丸羽織にてもよく候依てちりめん丸の黒の
三所紋羽織一ツ仕立御送り可給候是は跡より早速に致し先此方銀藏戻りの
節はあや織の丸羽織を可被遣候以上の用向きに候間御取落し無之様可被成
候外にうに一箱ふしをゑろしてんぶに致し一曲右御遣し可被下候此方へん
び故給もの何も無之故如此御座候以上
ワゝフルも出來候はゞ少し可被遣候てふにもよろしく

安政元年二
月十九日

三六三 川田八之助外壹名に贈る

此間内願之筋を以て一簡拜呈候所早速御誨答被下辱奉存候兎角只今に春寒も
退きかね候へども御出張中御履用倍御健安之狀詳悉浣慰之劇奉存候倍内願一
條早速祭酒公へ御申上拙簡をも被入御内覽被下候趣高誼の至千萬奉感謝候被
仰下候に大勢の御門下殊に其主家より内托等有之候向も候て際限も無御座候
に付一切御斷に相成候所に候へば小弟のかねて邊防の事に苦心候義も御承知
被成下候義には候へども何分一統へ響候事故に不得已御斷と申事御尤の義不
及是非奉存候斯く御座候所へ再び申上候はんも如何の義にて恐入候へども前
書中胸臆には御座候ひながら申述べざる一義有之候に付試に兩老兄迄布陳仕
候道理の御座候儀と被思召被下候はゞ何分も尙宜しく御執成被下度奉懇候抑
小弟多年西洋之書を兼ね學び天地萬物の實際を窮め詳證術分析術等の大略を
も心得大砲小銃諸器械の製作使用をも講究し攻戰守禦の陣法戰術に涉り候て
東西の所長を兼取り一家の言を成し候はんと謀り候主意は外國にて存じ候事

を此邦にては存じ候はず外國にて能くし候事を此邦にては能くし候はず候時は國力も遂に彼れに匹敵し候事能はず其所を深く恐れ候て同學の警咲をも犯し今日迄も其事に寢食候義に御座候同力度徳と尙書にも有之候通り敵國あるに對し候ては聖學を以て申候ても兎に角國力第一に居り候事と奉存候國力弱く候てはいか程其徳有之候ても強敵を制伏し候事は出來かね候事と被存候去ればこそ文王を稱し候にも大國其力を恐れ小國その徳に懐くと申候と奉存候扱其國力を強くし敵國をして恐れしめんには先敵國にて知り候事を知り敵國にて能くし候事を能くし候て遂に其上に超出候に無之候ては能はざる事と奉存候大凡敵國の侮りを受け候は全く彼れが智力學力の及び候所に此方の智力學力及び候はぬより出て候事と被存候昨年以來彌利堅の事起り當春に及び御拒絕にも至りかね春秋の所恥城下の盟同様の事に至り候も畢竟彼れの知り候事の未だ明かならず彼れの能くし候事の未だ開けざる所に歸宿候と奉存候去れば此邦にも彼國の諸學科を心得候者隨分有之候と申すを示し候方此節にても尙不明補ひには可相成阿蘭通事など申もの通辯は間に合ひ候へども學術の

事に至り候ては兎角不心得なるか多く毎度外國へ對し恥かしき事に存居候其中にて候へば御門下に小弟等有之漢學の餘西洋諸科に涉り居候と申ものにて異船御見分の節御陪從被仰付候は、聊祭酒公御門下御教育の御盛事を賛揚し候にも足り可申是は本邦に彼國の諸科の稍開け居候所を知らせ候にも可相成又小弟一流の人御陪從相願ひ候もの、内決して多くも有之まじく候へば一統への響にも相成申まじくやに奉存候既に一昨日か異人の内十二三年前始めて發明候ひし寫眞鏡を持來り小弟の乗り參候馬を寫し候故兼て其器の製作使用を記し候書を藏し罷在其用ひ候二種の藥品の名をも心得居候に付其二種の名を呼びいづれを用ひ候やを附き居り候同心へ尋ねさせ候所異人大に驚きいかして其名を存じ候やと申程にて候ひき其様子を以ても此邦の人は何も心得ず候と申様存居候と被察候依て異船御見分の節小弟御供被仰付候は、少しく御補も可有御座と相考候此事此間も心中には有之候ひしかども自ら街するの嫌を免かれず候故に認めず候ひき彼と申是と申餘りに遺憾なる事に奉存候に付小嫌を顧みず吐露仕候宜しく御勘辨御進止被下候様奉萬祈候以上

安政元年二月廿六日

三六三 藤田東湖に贈る

拜啓先夜は突然拜訪奉獲面謁廿年來の傾想を慰し喜躍之至に奉存候然ば小生も又々用向有之昨夕此表へ罷還候此間面陳仕候一條は如何なる消息にて御座候やらん下田迄出候と申船も一昨日迄猿島邊にかゝり居候と根岸の土人横濱のものに語り候と申事昨日此表に歸りかけ承候御助力等にて下田の事に異議起り候故の議歟夫に致候ても奉得拜謁候ひしは廿一日の夜にて二艘の船の發し候は廿二日早朝の事に候へば其船の直に猿島に躊躇候は不審の議に被存候何ぞ御聞込被成候儀は無御座候歟昨夕罷還長岡藩衆に面會承候へば下田の儀は兼て愚察の通果して江川氏より出候に相違無之と申事に候此人一人の爲には一時の巧策とも可申候へども皇國の御爲には千載の失計に歸し申候我攻守に不便に候地へ敵を引き入れ候はんは三尺の童子も猶其害を知り候事に御座候然るを此人好んで此計を進めしは例の卑に依て高を成さんと欲する陋見たり自分の管轄候處の地にして彼の陸行不便の絶地なるを幸とし洋人の學術技

下田奉行江門太郎左衛門

藝をも外手にしらせず吾手にて獨り先づ學び得候はんと企候事と被察候誠に惡むべき私計と存申候一旦已むことを得ずして敵に地を借し地を興へ候とも從來我力を以て制し得易き所を撰び候事當然の事と奉存候是等申候迄も無之御同案之儀に可有御座候へば何分にも御力を盡し早く下田の儀御延引に相成候様御計策所祈御座候其地を以て横濱等の近地に改め碇泊の洋船を望んで勾踐が朝暮の膽と成し候はんこと又是に繼ぐの一策にて御座候先夜も被仰候通り近地と申處當今の大禁忌に可有御座候得共其大禁忌にて候故に又對症の大良薬と爲し候儀に御座候只今禍を轉じて福と爲し敗を變じて功と成し候策恐くは此外に有御座間敷と奉存候間先夕も推參又此紙面をも呈し候儀に御座候千萬心照不宣

二月念六

啓 叩頭

藤田君臺下

東湖より返事

安政元年二月廿八日

謹誦先夜は御貴臨被下如諭廿年來にて得拜晤欣慰不啻奉存候扱は下田一條
 尚又御細書之趣敬承仕候然る處異船一旦出帆又々立歸候譯は全く念二念三
 風波にて躊躇之よし戸田豆州より申出候夷の眞情は如何歎表向申出は右之
 通に御座候下田之事建議の出所長岡より御開被成候由右出所は不詳候へ共
 管下之事ゆゑいつれ葦山承知は相違無之奉存候念五朝川路氏へ面晤仕候處
 同人はやはり浦賀の方可然との説に御座候ひき朝暮横濱にて異船をながめ
 越王の管轄に擬義は六ヶ敷相聞申候陳皮荻荅に候へば病家安心服用いたし
 候へども大黃巴豆等之激劑は勿論附子人參さへ被用不申長太息比事に御座
 候今日は一橋卿敵耶へ御出にて繁冗鳥渡歸舎中草々相認亂毫御推讀可被下
 候頓首

二月念八

佐久間君拜復

彪

安政元年二
月三十日

〔三六四〕 小山田壹岐に贈る

六斤地砲御鑄立の義かねて申上候通彌明朝日の手配に仕候錫の義如何取計可
 然や御指圖可被成下候以上

二月三十日

佐久間修理

小 壹岐様

安政元年三
月二日

〔三六五〕 小山田壹岐に贈る

大銃御鑄立錫之義に付主水殿迄被仰遣昨日中には事相分り可申旨此程被仰下
 候御鑄立之義如何相心得宜敷御座候や奉伺候右御鑄立之事御上にて御急ぎ被
 遊候と申に付御用中立歸をも被仰渡候處錫の義等にて御鑄立之義早速埒あき
 不申候時は空しく此表にて罷在候はん事不本意之義奉存候御固場に罷在候へ
 ば日々御足輕其外砲御訓練も仕候義にて近日は夷人上陸も少く閑日多く候に
 就ては益右訓練をも銘々少しく覺えの付き候様仕候方責ての御奉公と奉存候
 私彼地に罷在候節より蟻川賢之助義も散々風邪氣にて平臥仕居只今に快方不
 仕候よしに候へば其外御人數の内壹人として訓練の世話出來候者無御座候此
 節にては百人の御足輕等も日々いたづらに惜しき日を過し候義に被存候左候
 へば私義御様子次第は早速彼地へ立戻り候方可然哉此段御指圖可被成下候以
 上

三月二日

佐久間修理

小 壹 岐 様

安政元年三月九日

〔三六六〕 夫人に贈る

御母様へは別段不申上候故宜しく御申上可被下候以上

今朝の御文夕方相とゞき披見致し候御母さまにも御きげんよくおもと二郎も何のさほりも無之候と承り悦入候我等至てすこやかに候まゝ御きつかひ被下まじく候扱小林の事誠に氣の毒千萬に存候天下の御爲自分の主家にも當時御役勤められ候て千載の不覺御座候ては如何と氣遣ひ候より種々奔走も致し候事にて候所其事あしく候と申にてつみ蒙り候て當人にはいさゝかきずに成り不申候所牧野様御家の御不行届きは世にも廣まり可申と竊に嘆かはしく存じ候事に御座候一封書狀遣し候間御届け可被下候此度小林命を受けて國に歸り候を送り候文をば跡より遣し可申候へば其事御申置き可被下候二郎せきの藥河本よりもらはれ候よしとしての事にも有之間敷候湯を多く吞せ候がよく候さては別紙に認め候品々此者に御遣し可被下候急に入用に付わざ／＼取に遣

小林虎三郎

し申候昨日今日の頃此地引拂にも可成と申事にて候所又々手まどれ十五日過ならては歸宅有之まじく候依て此品々をも取に遣し候事に御座候先は今日の御返事旁申殘し候めて度かしく
三月九日夜
修理

お 順 どの

〔三六七〕 夫人に贈る

安政元年三月十二日

から鐵參り候に就き御文被下御母様彌御きげんよくおもと恪二郎も御無事の便承り悦入候昨日も銀藏歸り候節御細々御返事うれしく存候此間あまり／＼丈夫に候間御きづかひ被下まじく候アメリカ人の事も御母様御きづかひ被下候との事ありがたく候が何も子細なき事に御座候一昨日ヘルリ上陸候せつも通りかけ我等の前を過ぎ候時一寸會釋して通り申候ヘルリは一通りの人にはゑしやくは致さぬよしに候所右様の事故人々かれこれ申候と見え申候何もわけもなき事に御座候鐵すぐさま歸り候に付き御返事まで草々めて度かしく

書 簡 二六七

五四三

おせんも明日か明後日頃は出帆と申事にさたいたし候左候へば其出帆のよ
く日はぜひ歸る事に相成候左様御母様へも御申上可被下候

三六八 小寺常之助に贈る

過日は御惠然被下辱奉多謝候其以來度々御使書も被下候所折悪くいつも不在
多忙不得寸隙例之御問目拜答も致延引慙悚之至奉存候又々御墜簡拜接先以此
毒熱にも彌御休安之條慰沃之劇奉存候さて御問目をも一覽候所此一事は大議
論有之候事にて一時紙筆のよく盡す所に無之候此春大森村にて某侯の洋砲演
習をば御覽候て寫肖を免れすと御申候が貴兄その眞法を御存知にて寫肖を免
れすと御申候義にや全體の御議論の趣にては西洋砲兵之略一向御研究無之様
被存候その眞をも御存知無御座候ての御品評は乍憚いらぬものと奉存候唯砲
を不可闕の器と思召候段は實に不磨の事たるべく候扱我舉國此術を熟するも

安政元年三
月廿九日か
小寺は大垣
藩士

畢竟彼は師我は弟子いかてかよく彼れを制する事を得んとの御論は乍慮外御
料見違と存候苟子の出藍の譬は思召出られず候歟既に此度渡來致候カリホル
ニア人浦賀へ上陸の様子を門人共親く近傍にて見ての品評に不佞之致世話候
中津藩訓練人數の内其上等なるはカリホルニア人の總體よりは稍優り候との
事に御座候左候へば果して苟子も人を欺かずと存候事に御座候ロシアの先主
ペートルが和蘭人を師として遂に和蘭に劣らず北アメリカ人英吉利を師とし
て終に英吉利に勝ち候類は御承知無之候義や兎に角愚意には夷の術を以て夷
を防ぐより外無之と存候彼れに大艦あらば我も亦た大艦を作るべし彼に巨砲
あらば我も亦巨砲を造るべし總てかの黄帝を師とし候に若くなしと存じ申候
古昔兵器を造り初め候は蚩尤のよしに御座候所黄帝其干戈を習用し遂にこれ
を涿鹿の野に擒殺せられ候黄帝いかに聖徳御座候とも敵の兵器を用ひ候に空
手を以ては克つべき術之なく候故に其敵の用ふる兵器を用ひ夫を以て遂に勝
利を得られ候事と被存候是則ち聖智の致す所にして彼を用ひ彼を制せられ候
事兵法の至蹟と存候去れば今の世に至り候迄も黄帝を以て兵家の祖と崇め尊

ひ候事と存候是不佞持論の大略にて御座候宜しく御采覽可被下候
一軍装考の事此間より懸御目候心得にて座右を索し候所見え不申依てかねて
寫し置候門人の方へ申遣し取寄其内可入貴覽候先は御使餘り待せ氣の毒に付
是にて筆を擱き申候餘留面賦

六月二十九日

啓 復

小寺契兄 足下

安政元年春

三六九 高田幾太に贈る

尊瘍被成御續御快方に被爲入候哉御容體相伺候然ば客歳より拜顔之節に可相
願と存じ候ては拜範之節遂又失念其儘に打過ぎ候今日存じ出し候に付書付候
て相願ひ上候罷成候御事に御座候はゞ御序に下條之義御問合せ被成下度奉萬
冀候

原殿昌胤君に二尺五寸ばかりの一刀有之銚に貝のつき數年前深川御下邸にて
時々會晤候間に原殿被申候ば此の刀も兼ては愛し候ものながら追々老境に及

び候故か次第に重く成り候様覺え候往々は是より短く軽く候を取立て帶すべ
く存候など申話も有之其刀は家に傳はられ候品に無之趣も被話候事に候ひさ
右之次第に就き未だ年のよられ候と申には無之候へども腰のもの別に取立ら
れ候様之義にて萬一手離され候て苦しからぬ程の事に候はゞ小弟へ譲り賜り
候様仕度懇願候義に御座候其子細は原殿にも兼々知られ候義に候が小弟常に
帶し候刀全く原殿所藏と同作と被存候原殿鑑定には小弟の所持少し優り候な
ど被申候義も候へども其實は兄たり難く弟たり難く取合せ候はゞ所謂雙璧と
も可申依て若し他人へ被遣候程の事に候はゞ小弟申受度と存候義に御座候打
振り試み候に寸合ひ目方等手に應じ心に叶ひ候と申品誠に少なきものにて候
處小弟常用之刀至て手頃にして使ひよく覺え候右之差替をと色々心がけ候へ
ども原殿の刀の如く意に叶ひ候品無之當春亞墨利加之事有之候はんなど申す
に就き候ても存念に叶ひ候副刀をば用意仕度此妄念を生じ候義に御座候外品
とも違ひ小弟より直に申し出て候はんも無遠慮に付御煩瑣之段は恐入候へど
も盟臺より便間御聞き試み被成下度奉願候義に御座候御允諾を蒙り候はゞ感

銘無此上千萬所懇に御座候頓首

四日

高田盟臺 案下

啓 再拜

三七〇 高田幾太に贈る

拜見仕候仰之御容體篤と勘考加減調劑仕差上候御過氣益々御よろしかるべく
推測致され候如何委細は令郎へ御ふくめいたし候へば御聽了先は別包御試可
被成下候頓首

十六日

二白當時召遣ひ候僕は壯年之節相撲など少し致し候哉の由にて力量に至り
ては、むざと人に負け候はずなど家内及び門生へほこり候との事此頃門生等
と僕にて棒押し致し居候小生も試み候處なる程普通のものには無之様子に
候へども彼れ總身に力を入れ候て押し候へども小生は更に動き不申も卒度
強く押し候へと勵し彼れ汗を水の如くに流し候ても小生にはおよび申さず

呵々盟臺は小生と御同辰之御事に御座候へば御養生だに綿密に加させられ
候はゞ御回復は期して可奉待候頓首

高田盟臺 案下

啓 再拜

三七二 川路聖謨に贈る

安政元年四月三日

此間は登館拜謁御酒饌とも拜戴難有奉感哉候然者其節蒙仰候義諸書討索仕候
所城中ばかりに無之是非とも固く持怵へ候はて叶はざる要害の處はボムフレ
イ石榴彈を避ブロックホイス尺角餘の大材を以て屋を置候事近來の定法と見え
イるの義なり壁屋宇共掩ひ候人溜りを置候事近來の定法と見え
候左候へば例の御場所其設御座候はん事不可と申すべからず奉存候但去年右
御事始御座候以前より其位置西洋にて海港を固め候法に倣はれ候にも無之陸
地離堡の形を杜撰を以て海中に寫され候もの故に當今多く財用を被廢候の
損有之のみならず他日戦争の實際に於て必ず固守の成法に行つかへ候事可有
之と不満の義精々申上候ひき右様最初申分御座候御場所の義に付ボムフレイ、
ブロックホイスばかり更に御國用を被費彼方の爲す所に御據被成候義も夫丈の

利益無之御不用の義と奉存候乍去又退き勘辨仕候へば最初より申分御座候御場所の義に付責ては其守りの爲に被置候御人數を敵船の暴火に當てさる様に御處置御座候も亦道理御座候事に奉存候是等事の大小輕重を御計り宜しく御決談有御座度御事と奉存候借又右御場所のみは箇様御堅固に御力を被盡候とも此所にて賊と慶戰御座候はん事必しも期すべからざること候得ば是非とも御本丸西御丸も西洋築城の新法を以て御改正有御座度事存候左なくして唯御近傍の小堡のみ御念を御入候はん事識者より見候はゞ是を如何議し奉るべきや御熟慮被爲在度御事奉存候其上例の海堡を彌利堅人滯船中夜間委しく致測量海の淺深堡の大小形狀明細圖に仕立て江戸にては奇怪なるもの海中に出來候とて竊に訾咲致し候由にも相聞候既に二月廿六日の夜は永代橋迄小艇を以て乗入候よし彼船中に罷在候本邦の漂民口走り候趣傳聞仕候夫等實否は難計候得共當時の勢必ずなしとも申難かるべく奉存候兎に角夫等の情實御探索の爲にも小生輩のごときもの物學びと號し兩三人も下田滯在中彼船へ被遣候方時に取り大なる天下の御裨益と奉存候先頃六十日の滯船中彼れには本邦の

御不届を飽迄見透かされ此方にては何以て彼の事實を御探索御座候事も無御座口は惜しむべきの限りと奉存候其例を追ひ下田滯船中も空しく日子を糜し候はん事餘り遺憾にも奉存候間此義申上候彼を知り候事詳かならず候ては和戦とも其失多かるべく候間能々深く遠く御思慮を被爲運候様奉存候借先夕被仰下候小生阮甫云々と申義其節異船の容子等も親しく覽觀も仕度候よりうかと兎も角もと申上候所退て勘辨仕候得ば差支の筋も多く候間右御挨拶申上候義は御不用に被成下度奉冀候先夕の拜謝旁此段申上候以上

四月三日

〔三七三〕 獄中より山寺源大夫三村晴山に贈る

安政元年四月廿七日

此度之儀に付兩盟臺一方ならず御厚情御周旋被下候趣明どもより極密申遣し御深交之故と申ながら感刻之劇不知所謝奉存候借詩文之儀等有之輕忽疎漏之始末御下墨可被下と近頃愧入候儀に御座候但吉田生と申もの當年廿五歳之少年には候へ共元來長州藩兵家の子にて漢書をも達者に讀下し膽力も有之文才

吉田生とは
松陰を謂ふ

も候てよく難苦に堪へ候事は生得の得手にて海防の事には頗る思をなやまし
萩藩兵制の事にも深く心を入れ存寄りの次第書立て其筋へ申出候義も度々有
之小弟門下にも多く無之忠貞義烈の士に御座候然る處一昨年中遊歴之事に由
て落度有之知行被召離候尤も萩御城下江戸御屋敷出入免許有之十年の家學修
行被申付候とて其後もよく宅へ致出精候然るに去夏米利堅之事出來り本邦開
闢以來未曾有之體たらくにて皆御手後れと相成如何とも手のつくべき様無之
候乍去七年の病に三年の艾にて當今にても邊備之急務は彼れをよく知るより
先なるはなく彼を知るの方略は人才を撰び彼の地方に遣し形勢事情をまのあ
たり探索せしめ火兵の術水軍之方海岸の固め城壘の制等も書傳ばかりにては
何分に埒あき不申往々靴を隔て、痒處を搔くの歎を免れず候へば兎に角に此
人を遣はされその道を聞き候より外無之と存じ其策を去る要路之御方へも申
試み川路司農御取次を以て福山侯へ奉り候上書にもその儀を認め候處事行は
れざる御様子にて残念に存じ候内土州漂民萬次郎預御召出御普請役に御取立
御座候と承り中心窃に欣び候は是までいづれの國へ漂流候ても外國へ漂流と

だに申候へばそのもの終身禁錮せられ候御法に候所萬次郎義米利堅へ致漂流
彼方に於て少しく書物をも讀み候との故を以て御召出しに相成候然るに萬次
郎義は偏鄙の地に育ち候獵師の子にて和漢の文字をも心得ず殊に幼年にて漂
流し候故に此國普通の言語さへ差支多く候よしに付御取立に預り候とて大事
の御用には立申まじくさらば此節學才ある有志の士彼地に漂流し其形勢事情
に心をつけ旁砲術兵法航海の技を學び兩三年にして歸朝候はゞ公邊の御重寶
にかばかり相成るべく萬一公邊にて御取用無之候とも皇國一統の利益少な
かるまじくと存付き幸に吉田生此節逆境に居り何がな功を建て歸參の願ひ叶
ひ候様望み罷在候事熟知候に付見込の次第及物語候所當人骨髓に徹しいかに
もと存じ候様子にて私かに事を謀り見度よし申候に付小弟申候は兎に角萬次
郎は此節の手に付漂流と申に無之候ては公邊の御法改まり候はぬ間は叶ひ
申間敷乍然漂流の事は九死一生之至難にて天と人との係り候と存候志あり才
ある人に無之候てはたとひ漂流候とても世の益には成り不申人に係り候と申
すは此故にて候有志有才の人有之候ても風に放たれ候にあらざれば此邦の小

舟を以て巨海を渡り候事能はずさて其暴風の必ず起り候はんことあらかじめ難定又其暴風には覆溺の患必ずなしと申すべからず天に係り候と申は此故にて候然と雖も此御時節天此皇國に福し給はゞ望む所の風も起り無難に漂流も出来可申五島邊にては風の爲に□□浦邊の漁人此方へ來り候事も此方の漁人かしこに至り候事も一年に五六度は有之事に承り候此節清の天徳の亂も彼是風聞は候へども慥なる事はわかりかね候むかし元の忽必烈志を得候へば我に弘安の亂有之候唐山の兵亂は我國に甚敷關係も候事に候へば是又差向き探索申度唐山地方にだに漂着候へば彼の地方には米利堅等の船の往來斷えず可有之左候へば志し候カリホルニヤ、ワシントンに至り候事容易なるべく但し公邊御法も候へばいづれにも萬次郎に倣ひ候ことを忘れ候なと申候處當人いかにも心得候とて慨然として旅装を整へ少々の路費を無心候につき用達ち遣し候さてつらく存じ候は此九死一生之至難の義を當時の御爲を存じ候へばとてよくも速に決心いたし候けなげなるわかものにて候と感心に存じ途詩も胸に浮び候故一つには彼れの志を賞し一つには彼れの心をますく堅くし候はん

爲に倉卒に認め遣はし候其詩左の通に候

之子有靈骨、久厭蹙蹙群、振衣萬里道、心事未語人、雖則未語人、付度或有因、相送出郭門、孤鶴橫秋晏、環海何茫茫、五洲自成隣、周流究形勢、一見超百聞、智者貴投機、來歸須及辰、不立非常功、身后誰能寶、

是は既に當五日の夜御呼出しに臨み候て樂眞盟臺へ心當りの事及御内話候節御目にかけて候所に候環海より超百聞迄は彼れの意中を付度候所にて來歸須及辰は三年の後必らず歸り候へと申聞けたる意にて御座候然る處去暮押詰り候頃にて候ひしか此春初にて候ひしか不覺に候か吉田生飄然として宅へ參り候に付漂流も遂出來ず候歟と申咲ひ候處吉田生申し候は此度は何事も心に任かせず其上長州屋敷にても浦賀邊御固被蒙仰候よしに候へば其爲めに差向き力を盡し候義も候はんと存じ候間例の義は暫く思ひ止り候はんと存じ候とて出立の節用達ち遣はし候四圓の金を封のまゝ返し候其後長州公より小弟へ御頼にて十五拇ラングホウウキツ、ル筒臺とも御制作に相成候其元々は小川市左衛門と申人に候所吉田生事を小弟へ頼み當人も此節柄の義に付此かゝり

新橋(あたらし)ばし(御屋敷)と江戸の松代藩邸なり

申渡置候間福原清助と申ものと兩人へ萬端差圖致し吳候様にと申事にて深川に於て鑄立候右大砲にも兩人よく致奔走候其上吉田生は差向き臺場築立の事に心を用ひ申度とて小弟新橋御屋敷御普請方心得の爲にさし出し置候臺場雛形姑く借受け長州役人中へも相示し共々心得居度とて右雛形をも達て致無心小弟文武舎にて銃卒訓練いたし居候所へ雨中態々尋ね参り雛形借用の事なども候て只今其雛形猶長藩に有之去年萬次郎に倣ひ候はんと申存念は實に全く存じ止り候事と存じ居候三月六日か横濱御陣所へも尋ね参り候へども形の如き稠人中寒温を述べ候のみ何の一事を談じ候事無之是は馬場氏始め下目附唯心得の爲に彼船に近寄其形状一見致し度如何いたし候はゞ可然と申候に付加奈川水運び人足に立候へば近寄見られ候趣浦賀同心申候事も候間懇意の吉村一郎へ頼み遣はし候はんとて内書一通を認め相渡し候其趣意は某かねて其志有之候へども總髮故其人足に立候事も六ヶ敷きとの事に候へば不及力此ものは門人中有志のものに付某と心得内々周旋頼入候と申候然る所其夕方か又々陣所馬場氏と對座の所へ参り時宜申置候上此文直し吳候へと申差出し候則一覽候へ

ば江戸の書生何某と申書出しにて吉田生の姓名は無之其大意は吾輩は漸東西五百里南北三百餘里の間を離れ候事能はず貴國に於ては火輪船等を以て全地球を厘かの日數に周回せられ候を承り候に跛者の健足者を羨み候より猶羨敷存じ候あはれ此船に乗せ本國へ伴ひ給はゞ千萬可辱但し吾國人外國へ渡り候は嚴禁に付此事發覺候時は刎斬の刑にも被處べく候へば極秘に致し度との趣意に御座候其文中々面白く出來候ひき去年來此様の假託文澤山に有之候へば更に怪み存ぜずかつ去年中の含みは存じ止り候と申事に候へば後來の心得當座の稽古の爲に認め候假託の文と存じ筆を加へ遣し候然るに豈計らんや其文に別啓を作り添へ和文の書簡一通と都合二通下田に於て夷人へ遣し遂に發覺候て此次第に至り候義に御座候小弟の門人にて候上に小弟加筆致し候文を以て御國禁を犯し候義小弟一切内談等致し候事無之同意候等の義には曾て無之候へども奉對公邊恐入候儀と奉存候一昨日御呼出しの節吉田も一同罷出御徒目附立合にて與力の下調にて候ひし所小弟申候所に相違無之修理が萬次郎に倣ひ候へと申教戒を背き候義愧入候と寅次郎申立候是迄の大略右の通に御座

候右之所を以て此上之御周旋偏に奉冀候最初より此頃迄も小弟多年外寇の事に心を盡し皇國の御爲を存じ候外無他事候ひし所一旦にして此禍に罹り候は天小弟をして此義を唱へしめ天朝百僚の御方々に當今の急務かの人材を選び彼地に遣はされ候より外の儀あるまじと申事をよく其心に得せしめ給はんとての事にも可有之と志を勵まし尋の時其趣意申立候所いか様申候ても彼アマリカには多日滞船の間に人ならば隠所までをも見透かされ候ひながら此方にては是迄の死法を守りかれの長所を取らむすべをも知らずかの形勢事情を探らむともせられ候はぬ様子誠に望を失ひ申候聊か世の補にも成らず候て御上之御名を出し奉り候義誠に恐入候義高年の老母もさぞかし無念にも存じ可申さらぬだに物あんど致し候性分に候へばいか計心配も致し候はんと志の貫き候はぬに就て存じ出候へば五内共に裂るが如くに存じ申候此情幸に御炤亮可被下候此様の事獄中より申送り候事極禁秘に御座候間此番中の次第御了得被成下候は直に丙丁に御附し可被下候但し昨年萬次郎被召出候以后彼に倣ひ外國の情實を探り歸朝候へば當時此上もなき大功と存じ詩を送り候と申より

母本年八十歳

吉田生其志暫く存じ留り候と申に付金子返し候節隨なる證人有之候人の迷惑止事を得ざればその存じ留見せ候文を全くの假託と存じ誤り候大略迄は樂真盟臺へ五日の夜及御内話候趣にて苦しからず送別の詩は六日に御役所にて津田氏に預け候懷中ものゝ内に態々入置申候夫を御覽被下候趣にても又當夜安世へ示し置き候にて御承知被下候にても差支有御座間敷奉存候當今天下の長策はかれにのみ見透かされ彼れを見透候策無之候ては和戦ともに成し難しと申所にて國禁をゆるめられ吉田生如きものを彼地方へ被遣候様にと申事水府老明公等の御議論被仰出候様仕度候其次は御時節柄之義に付皇國の爲に萬死を犯し非常の功をも立て候はんと心を凝し候忠誠の至りを被成下御明察千卒は得易く一將は得難しとも申候へば出格の御仁恵を以て速に寛典に被從候様仕度儀と奉存候何分にも宜しく御周旋之程奉懇願候以上

四月廿七日

啓

懼堂老盟臺

樂真老盟臺

梧下

安政元年五月廿六日

三七三 獄中より北山安世に贈る

續て好天氣に候今日は藤吉方まで藤三儀左右承りに立寄吳候よし悦入候手紙は無之候とも御祖母様御機嫌よくと致大慶候爰許依舊頑健過念給るましく候然は過日も書入候通り其元々申越候昏面いづも一筋に過ぎ候て事情分りかね申候依て此月末分遣候昏中には事情のよく分り候様頼申候此節朝廷の此表の也御様子など聞かれ候事は無之候か海岸防禦の御手充等何等の様子にや其後の事一向不承候毛利細川御兩家の人氣など如何や其外大小諸侯にても不相替西洋砲術世話有之候義か公邊には如何や當年の和蘭風説書被見候事は無之候歟もし川本などにて手に入候は内々示し可給候昨年御あつらへに成候洋艦も持來り候様子か和蘭人をもめし呼れ候なども昨年承候事も候ひしか夫等如何や御船しるしは日の丸を御用ひ候とか御觸出しも候様にお順より申越し候ひしか此表にて洋製に倣ひ御造立の大船は未だ出來上り候はぬやう爰許にては風聞候か果して出來候義か江川氏の手にて蒸氣船を造り候とて昨年より書物

にて穿鑿候様に承り候か少しは手始にても致し蒸氣のからくりにても出來より候義や承られ候事候は申越し可給候十餘年前より我等籌策候通り此邦の事なれぬ工匠を用ひ不分りの書物讀みの棟梁にては早速埒あき申ましくたとひまけなり出來候とも夫を扱ひ航海の用を成し夫を連ね陣を作り進退かけ引して攻守の用を成候事善師に就き勤苦して修業候に無之候ては實用は無之候依て我等の策は船をは先彼地より購ひよき師匠をやとひ邦人に習せ船を造り候には是非とも彼地より船大工を呼ひ候料見にて候ひき素人拵の濫惡の器械を拙劣の人數にてあつかひ彼の精巧の器械熟練の洋虜に抗し防戦を成し候はんは譬へは羊を驅て虎狼を取拉んとするか如き致し方にて廟算決して立ち不申候是等誠に明々白々の道理にて智者を待たずして知れわたり候事と存候處今に至て當路の人は是を曉られ候はぬ様に被存候か如何やあはれ是等の御一助をも成し候はんと苦心候ひし我等をば形の如き御扱にて言語道斷と存じ候過日與力輩罪案の事に苦心候なと申こされ候か夫は岡見の話にて承知せられ候歟與力輩輕くとも御家人の事に候へば我等の爲めに苦心候より公儀の御爲に

苦心候て可然事と存候夫れ匹夫匹婦は至愚なり然れども盜賊の室に入らんに
 は必ずみづから其身を縛し盜の爲すかまゝには致すましく候彌利堅人御國法
 を犯して此御膝元に船を入れ其ゆるしをも得ずして内海を測量し嚇するに兵
 威を以てして要害の地を借り候等其類を充る事を待すして盜賊に有之候しか
 るを朝廷には彼れか成すに任せられ遂に下田をも彼へ被遣彼れには飽くまで
 此國の虚實を見透され候ひなから此方にては以前清國和蘭陀の外通商の國を
 被停本邦地方に近寄候異船は打拂ひ候と申節一同に被爲立候御法を御守り御
 國人をは外國へ不被出候とて敵を得なから敵の事情を探る事を務めす自ら其
 身を縛して盜賊の爲すまゝにまかせられ候如き御始末をは與力輩等何と心得
 居候や下田の土地僅か也とも皇朝開闢以來御世守の地にて候無餘議時勢なれ
 は夫をさへ突來の夷人へ御借與候事に候外國へ人を遣はさぬの外國へ罷越し
 候ものは罪あるのと申候は御當代にて其時の宜に隨て被爲立候御法にて候其
 御法は近來の如く萬國蒸氣船を用ひ五大洲比隣の如く成り候時勢に至り候て
 は惟外國に此國の愚を示され候のみ惟この國人に長く其愚を守らせられ候の

副島種彦
 此種臣
 後年此書
 を讀みて
 末に一日
 題し曰く
 一文書一
 血淋瀝一
 是象山先
 遺、象山先
 皇、遺、象山先

み何の詮も無之事に候無餘儀時勢に至候ても却て其法をばひしと御守候て皇
 朝御世守の土地をば輕々しくこれを夷人にかし當代一時の權を以て被設候法
 をは通變に従はれ候へき時節にも御死守御座候事何と申御事にて候や當今の
 時勢外國の形勢とを少しく心得候もの其間に有之候は、明かに建言すへき事
 に候岡見など何と被申候や何も天下の爲に付岡見を其親戚にて候與力によく
 其公私大小當今の大利害を説かれ其人當時の大忠臣と成候様有之度事と存候
 我等罪案に關係候所は二人に送る内書草稿にて明白に候三村なども此所の利
 害は何と心得られ候や又我等心事は有人於此、憂君父之病、將革而求之藥、幸而得
 之、且知其必有效也、則不問其品之貴賤、必請之於君父矣、君父惡其名而不許、則多方
 謀之、竊有進之乎、抑亦坐而俟其啓手足歟、臣子至誠惻怛之情、固不可坐視其病患、則
 雖知後逢其怒、亦豈得不竊進之哉、是にて明白に候後刻藤三又立寄候と申事に付
 先早々如此に候御祖母様へも宜しく申上可給候其外いつれへも宜しく頼入候
 二郎事よく世話頼申候月末の便に近日の清書二枚見せ可給候過日の美濃番使
 ひ切候間其節又二帖遣し可給候以上

仁人志士殺身時と

木挽町時代

五六四

廿六日 山王祭日一日慥に藤吉が品物さし入申候乍序如此に候
伯 仁 坊

三七四 小林又兵衛に贈る

度々御手致拜接辱誦仕候先以沍寒の節倍御輕安被成御興居候條結構に奉存候其時々拜答可仕候處原來疎懶且何かと俗紛蠟集乍存御無音に打過候段幸に御海容被下度候借令郎御事陸々御世話も届かす候處御懇に御謝辭等被仰下深く慚愧之至存候才氣不凡其上第一に志行篤實にて當今多く得へからさる御人物と他日に望み候處不淺存候學並東西術兼文武候事僕の志し候處に有之候へは其衣鉢多分斯人に落ち可申と存候事に御座候兎に角此節と成り候所にては漢土の學のみにては空疎の議を免かれす又西洋の學ばかりにては道德義理の講究無之候故に縱令人目を驚かし候程の大事業を成し候と雖も賢聖の作所と懸隔候所有之依而是を合併候にあらざれば完全の事とは致し難く候其事に就き詩有之御一咲可被下候

以下の書簡
此時代と推
定す然れど
も年月確定
を得ず故に
此代の下に
附す兵衛は
又郎の父に
三郎と號す
誠齋と號す

東洋道德西洋藝、匡廓相依完罔模、大地周圍一萬里、還須虧得半隅無、末句の意は道德藝術相濟ひ候事譬へは亞細亞も歐羅巴も合せて地球を成し候如くにて一隅を欠き候ては圓形を成し不申候その如く道德藝術一を欠き候ては完全の者にあらずとの考に御座候思召被付候御事も御座候はゞ被仰下度奉冀候將又御國産の品折々御惠投被下毎度奉多謝候拙詩先年聲律を誤り置き候間認め直し差出し候様致敬諾候ふつゝかなる詩繕寫も愧入候へ共すきにも相成少閑を得候はゞ責を塞き可申候拜復稽緩の申譯旁如此に御座候時氣折角御保護所祈御座候以上

三七五 川路聖謨に贈る

昨宵は久々にて奉獲拜謁殊に御酒等頂戴仕重疊難有奉感戢候但禦邊の一事に至り候ては竊に以水投石之嘆を免れず明公猶且如此に被爲入候得は其他尙何ぞ望まんと長大息に堪へず奉存候乍然再思仕候へは愚説の不蒙御點頭候は全く彼方の時事形勢より海陸の兵法等深く御承知不被爲入候故の御事と被存候

書簡 二七五

五六五

是等樞要の筋被遊御合點候は、明公の御聰明必ず水を以て水に投するの機な
 くんはあらずと奉存候義に御座候右に付一策奉勸候御用御隙の御話相手に杉
 田成卿箕作阮甫等被召呼候は、必ず御聞見を長し可申奉存候阮甫は西洋地理
 に頗る委しく成卿は彼方兵制をも稍調へ居候間隨分御補益に可相成と相考候
 唯一通りの砲術家など、申ものは聞見も淺く高識無之ものに付御取捨無御座
 候ては叶はざる事と奉存候同じ砲術家にては烏喙を食ふの譬に等しかるへく奉存候昨
 此差別ある事を御存知無御座候ては烏喙を食ふの譬に等しかるへく奉存候昨
 宵或先生の御尊御座候に付拙文一篇入御覽候は全く此差別を被遊御辨別候様
 に仕度心得にて御座候所御話他へ移り候て遂其趣意を盡さす候ひき其他猶奉
 啓沃度事共多端に御座候へども未其機を得すと奉存候故相扣申候其内御沈思
 被遊昨夜申上候事共の内成程と思召被爲付候歟或は更に御不審を生し被遊御
 難問候思召被爲入候は、天下幸甚と奉存候何分是は當今のみならず永世迄の
 一大事に御座候間深く被爲留思召候様奉祈候昨夕の御請旁此段申上候恐惶頓
 首

十月七日

猶々仰を蒙り候拙畫宅に有之候間爲持差上候寛々御留被爲置不相妨候以上
 近作一首奉瀆電囑候是は兼ての愚見に御座候高評奉願候

帝用蚩尤兵、終克蚩尤兵、聖人百世師、何無學夫明、刀槍我所長、砲艦彼所精、多
 少萬古算、長令英雄驚、

啓稿

啓頓首拜覆

川路明公閣下 玉展

三七六 高田幾太に贈る

只今罷歸候處例の長州様より今朝から詰掛け居鑄立早々大砲の分不殘もらひ
 受度との御事に御座候ひき然る處主水殿御決斷にて御屋敷納物被成大慶不過
 之奉存候但長州様にては大に力を落し候様子にて其代り早速鑄立もらひ度と
 の事に御座候鑄物師も其節銅錫とも少しも多く取入置度由にて新製六ポンド
 筒代戴き申度段申出候依之過刻御話申上候通金子御渡し可被下候筒の代金百

十圓奉願候委細は鑄物師綱之丞可被申上候頓首

安政元年

三七七 獄中より或人に贈る

某疎拙に因て禍を取り知己の累を爲し候事申すへき辭とても無之今更書簡等呈し候事愧入候へとも憂心如燬存候筋候に付不得止事如此に候幸に御視置可被下候抑天の方蹶無然泄々とも申候此節に至り候ても朝廷の大臣百僚の御方皆猶怠緩悦從の御様子と被察候某下獄之砌吏訊の際に於て口つから當今の御急務を陳へ當路を激發し少しく裨補する所有之度と存し込候ひし所に所謂以水投石にて心を用ひ候甲斐も無之更にその補ひ候所を見す結句依之大禍を取り更に朝廷の累を成し候へき兆も有之候様心付候に付方蹶の時節なから少しく日月を涉候間には事體の分り兼候事も明かに成り時勢の知れかね候事も漸くに白し候て夫に依て國是も定り候はんと存し其了簡に相成姑く罷在候所今に至り猶人をえらひ彼地に遣し探索を務めしめられ候はん思召も無之類に外國へ渡海は御國の大禁々々と唱へ外國人不斷本邦へ參りつとひ候様相成候に

就ても御締り筋の爲に此度の獄を嚴重にせずしては叶はずと申やうなる御趣意の様被相察候外國渡海の禁は御當家いつの御代よりと申事も詳にし申さず候へとも鎖國の御趣意を被爲定航船の櫓一本に限り海路も可成丈地方を近く乗り候様にと申御制度に相成候頃の義にて外國へ漂流の民終身押込め他所國の人に面會せしめられざる御定も此御時代よりの事と被存候然るに王朝の昔は外國に漂流するもの歸朝候へは幾年かの復諸年官報見事也を賜り候と申事令に見え候様に覺え候是は唐山へもの學ひに學生を被遣候頃の御制度と見え候去れはかゝる義は皆時に因て宜きを制せられ候義と被存候鎖國の御趣意も外蕃の形勢此節の如く盛大ならず蒸氣船等の發明無之以前は至極の御良法にて候へとも外國の技能藝術今日の盛なるに至り蒸氣船の便利萬國に行はれ全世界をも月餘にして一周候程の事に相成候ては世界萬國の形勢往日とは全く別物に相成二千里三千里隔り候國と雖も比隣同様にて是にて彼を壓倒候程の國力無之候てはとても鎖國の御趣意可被貫時勢に無之其上彼のよくする所我も亦これをよくするに非されば彼と抗拒候事遂に成しがたかるべく既に當春御國の御大恥

を被忍御要害の土地を彼か申にまかせ御借與御座候も我の技巧藝術彼れに比すへくも無之蒸氣船は勿論諸軍艦とも彼の如く堅牢便利なるか無之故にて候彼れには昨年も今年もいつ方となく恣に上陸し内海の測量までも自由に致され候て剩へ土地を借し候に至り此方にては終に守り得へからざるの古法を株守し彼の情實を探知し候へきの急務をも心つかれず偶此事に心を盡し候て身を苦しめ報國の忠を企候もの有之候得は其苦心の所をも問はず貨の爲利の爲に動き候もの同様に嚴重にこれを治めて外國との縮りをつけられ候はんなどと申は抑も何の御趣意にて候や無知の匹夫と雖も盜人の入り來らんに自ら其身を束縛して其盜人の爲すに任せ候ものは有之間敷候今朝廷に於てこの匹夫の知に及はれざる事何の故にて候や皆かの怠緩悦従の致す所と被相察候天の方蹶無然泄々の義をは何と御心得候事にや彌利堅の無禮は盜人の比に有之わか古法を株守し人の彼に往くを禁し其情を知る事を務めず剩へ志士の志を挫き奇材異能の士を損しられ候はわれと我身を束縛するの類には無之候や兵法兵法にも明君賢將、所以動而勝人、成功出於衆者、先知也、先知者、不可取於鬼神、不可象於

事、不可驗於度、必取於人、知敵之情者也、との明文も有之要路には今の時に當りても猶是等の事御心得なくおはしまし候御事か主明公にも同しく海防の御掛にて被成御座候得はかゝる大事は御建議御討論無御座候ては不被爲濟御事と奉存候此用間の一事當時御變通無御座候は、天下は終に不可爲と奉存候去年六月彌利堅の書翰御請取に相成候御始末實に皇國開闢以來未曾有の事共にて未だ兵を交へすと申はかり實に一大敵を被得候義に付此時に當り候ては兵法に申候無政の令を懸け無法の賞を施し此二句孫子の九地篇に出候と覺候天下の奇材異能の士を御振興御座候てこそ可然御事にて候所所謂有吏材者未必有將材にて大切なる土地迄をも御借與御座候に至り猶夫等の御思慮も無之我輩の如きものをも凡民同様御覽被下候事浩嘆の至に候萬卒は得易く一將は得難しとも申候はずや又周禮の八議にも議賢議能とも有之候はずや況や此非常の時節に於てをや某敢て賢の名に當り得ず候と雖も今時に當り一二の能無之と申へからず此度の大敗を取り候次第に候得は將名も負ひ難く候得共元來將家の子孫おのづから卒伍の人とも異なり候様存し申候然る所時勢の御勘辨も無之人材の御料見も

無之彌利堅人のしげく参り候に付て某等の獄を嚴にして御締りを取付候は
 ん位の思召にては此節爰許出入候小吏などの申すか如く外藩御預けなど、申
 事にも相成可申歟決たして御褒賞御座候とて申す候は天下吉田生の如きもの損
 て其人を知るとも敢て爲し候人然る所吾輩に多難の際非常に用は成し難く過
 被存申候様にては稍志御座候ものも皆戦慄頭を縮め天下の御爲を謀り候念と
 自然と消阻し可申との方蹶の際に當り何程の御損に可有之の歎痛涙に餘あると
 候と存夫も是も天定と存し明め候へは事の濟候様のものゝ是迄多年外寇の
 爲めに心を用ひ許多の苦辛を以て諸藝術を講究候も此節の如き時に自國の助
 けとも成り即ち皇國の御爲めに相成り可申志願にて候ひし所に萬一小吏輩の
 申候如くに候時は是迄の忠志も一朝にして水の泡に相成り自國の爲に竊に力
 を盡し候はんとも先代より請候莫大の恩義をも報ひ候となくして此時を失ひ
 候はん事千載の遺恨に有之又八十歳に及び候老母の再び難見候はんと是又何
 等の無情に可有之や御諒照可被下候乍去是等は一人の私情に付平日厚く主明
 公の御知遇を荷ひ候得共此節の場號訴可仕様も無御座候惟前段用間の一事は
 當今天下の御一大計にして事是より重きは無之他日成敗の機こゝに決し候と

存し候に付何とぞ主明公の御鼎力を以て世の固蔽を被除某等の獄御定斷御座
 候前に於て時勢御省み人を選び彼に被遣候の御趣向相立候様仕度奉存候某等
 の獄御定斷御座候後に又御趣向を被爲替候ては朝廷の御舉措輕々しく相成天
 下後世批判も可有之候此事當今主明公に號訴し候外無之候に付極密老兄迄此
 書を呈し候獄中は元來筆墨無之筈に付外へ書を發し候は固より嚴禁にて候夫
 を主明公御覽候なと申候ては被爲濟ましく候へは老兄迄漸に此書を呈し候と
 に御座候是も老兄とは格別の交際にて候故に候間老兄にも其思召にて御覽被
 下尤なる筋と被思召被下候はゞ此趣意を盡く老兄のものに御認直し被下夫を
 以て主明公へ御申上可被下主公の御鼎力にて當今例の御法の御變通に至り候
 はゞ實に天日を回すの御大功とも可申某輩も御末光に従て蘇息を得候義も可
 有之又多少苦忠の顯はれ候期も可有御座候母子生會を得候とも叶ひ可申主家
 へ報恩を謀り候事も届き可申候左候はゞ某一己の上にも實に再造の御恩恵と
 も可申候右老兄御周旋の程奉懇願候言不盡意千萬御心諒可被下候不一

木挽町時代

五七四

書簡 聚遠樓時代

自安政元年九月
至元治元年三月
(文久二年十二月までは蟄居)

安政元年十
一月四日

三七八 勝麟太郎に贈る

拜啓霜氣日に相加り候處北堂君御始め總して御佳勝被成御座候御便昨三日順
子への御文相届き委しく承之喜慰之至奉存候備今夏災患以來段々被成下候御
心配此度落着にて歸藩候に付候ても何かと御配慮銘々へ御餞別御送惠被成下
拜謝申上盡すべきやうも無御座難有奉存候某も四月以來専ら心を攝生に用ひ
候故平素よりけく健にて風邪などにも遂感し不申候ひし所歸國に相成愧入候
事ながら精神に油断を生じ候故か途中桶がは宿の泊にて散々外邪に冒され遂
一日逗留本月三日歸着仕候其頃は既に快く御座候ひき母等は九日に着致し候
然る所母事其當日より同じく散々外感にて夫よりとうと平臥仕尤も其頃此地
一統に風邪流行にて老少をえらばず免かれ候もの稀に候故其流行に感じ候と
存じ一通其手充仕候所追々に病勢進み候て十八九日の頃は神経症に相成食氣
も一向に乏しく精神も昏冒候て晝夜譫語絶えず剩へ索空摸床の様子なども候
て滿八十の高齡にも有之夏以來久々の心配一時に弛み精神の張り俄に失せ候

上に風土の氣候も違ひ殊に土地柄の勁寒に出逢ひ旁快方候事は至て無覺束と痛心仕候所かねても申上候ひし通僻境相談等可申醫師も無之依て心得居候所を以て種々手充仕候所幸に用藥效を奏し候て次第に輕症に趣き食氣も追々に進み精神も慥に相成此五七日之様子にては彌順快の善候も相見え一安心仕候義に御座候始めは手足ともに腫氣なども餘程有之候所是も次第に減じ候て今日頃は足の甲に僅に見え候ばかりに相成候乍去餘程對え候事と相見え只今に座敷の内も前後より抱へ候はねば歩行仕かね候體に御座候しかし乍ら追日宜しき方に相成候間遠からず全快可仕候某義も其以來依舊頑健に御座候乍憚御省念可被成下候其御地氣候如何に御座候や冬至に候へば何と申候ても霜威も強かるべく候

北堂君其後は何の御碍も不被爲在候か御容子委しく相伺度候此地兩三日前迄は寒氣も例年よりゆるやかにて手水鉢などに氷のゐ候事もまれに候ひき但昨今餘程の寒威にて庭面なども堅く凍り申候然る所今日巳の時ばかりに餘程強き地震有之候尤も只今罷在候所は御安口と申地名にて候か此以前未年の大地

震にも人家など一軒も損し候事無之場所に御座候夫故か左までの事とも存じ不申しかし大分強く長くゆり候に就き母等をも致介抱庭へ出候てしばらく其静まり候を待ち候位の事にて御座候ひき然るに不思議なる事には城下の内にも中町鍛冶町石町など申邊は只今罷在候御安口と申より僅か六七町も隔り候はん位の所にて候か地震の道筋に當り候と相見えやはり未年の如く町屋も倒れ候て人も五人ばかり致怪我家も三十軒あまり損し候と申事に候城中などの事氣遣はしく早速安世に申付見せ候所是は一切何事も無之惟外かこひの堀わづかにいたみ候よしに御座候乍去遠方隔り候其表などへは其實より大騒にも相聞え可申左候はゞ北堂君などには別して御案事も可被成下と奉存候故段の御禮旁其實を申上候義に御座候何も御氣遣ひ被成下候程の義に無御座只今居候所は地震には以前并に今日の例を追ひ候に氣遣ひ無之候其上一度強きふるひ有之候と其後暫は安心なるものに御座候只今安世方に母も不快旁同居罷在候が兩三日中やはり御安口と申内にて安世方より一丁ばかり東南に其表上屋敷に居候重役望月主水が別業に相應の住居有之是は至て四時の景色も宜